ふるさと 潮来

第八輯

潮来町郷土史研究会

MI 1985

妙光寺　法華三味堂

昭和五十一年十二月潮来町重要文化財指定

この御堂は、当山正本堂として元禄八年（一六九五）十月二十七日、当山第十九世徳大院日具上人の時建立され建物である。

日具上人は徳側光圀公と親交があり、堂宇の荒廃せる現状を憂いて費用を下附され四間四面の本堂を造営された。

堂内には宗祖日蓮聖人等身の座像（光圀公の落款あり）一体と両脇に水戸徳川家の御位牌が安置されている。

ご尊像の開帳される日は左記の通り

正月元旦除夜の鐘終了時より新年初祈禱会

四月二十八日開宗会厄除祈禱会　一時

十月十三日宗祖御会式法要　一時

右年三回開帳がなされている。

297年前

目次

妙光寺　法華三味堂
天狗党と松原神社……大久保　錦一　1
麻生藩について……植田　敏雄　14
大生氏について……窪谷　章　22
関戸家相續物語（上）……関戸　忠男　29
水原観音・愛染院の文化財……平林　智善　65
普門院と舟越地蔵尊……渡辺　啓雅　69
北浦海軍航空隊のあらまし……藤島　一郎　79
野口雨情詩碑に学ぶ……柴村　政雄　86
民話……篠塚　平一郎　89
大賀と鹿島神宮……畑田　幹衛　93
水戸改革の事……根本　義三郎　98
研究会会員名簿……128
編集後記……134

表紙　え　石津正章氏

天狗党の乱と松原神社

大久保　錦一

一、天狗・諸生の争乱のあらすじ

水戸藩では、弘道館の設立・鉄砲の鋳造・兵制改革など藩政改革に努力した第九代藩主徳川斉昭（烈公）が万延元年（一八六〇）に病死したあと、尊王攘夷激派と佐幕保守派の対立が激化し、第十代藩主慶篤の無定見も禍いして政権の争奪がくり返され、藩政は混乱の極に達した。元治元年（一八六四）三月二十七日、藤田小四郎らの天狗党激派は、ついに攘夷の実行を旗印に筑波山に挙兵した。かれらを天狗党あるいは筑波勢（波山勢）という。これに対し、市川三左衛門を首領とする反対派の諸生党は、天狗党討伐に出撃した。

一方、江戸藩邸にいる水戸公の名代として両派調停のため、江戸から派遣されて同年八月入国した支藩の宍戸藩主松平頼徳は、市川勢に入城を拒否され、心ならずも天狗党側について戦ったすえ、頼徳以下多数が処刑された。天狗党は、那珂湊周辺など常陸各地で市川軍、および老中田沼意尊の率いる幕府軍と転戦したあと、筑波勢・潮来勢などは大子に集結して軍議のすえ、禁裏守衛総督として京都に駐在する一橋慶喜（前藩主徳川斉昭の七男、藩主慶篤の実弟、のちの十五代将軍）に挙兵の真意を訴えて朝廷に天狗党の行動を認知させようと、武田耕雲斎を総大将に再編成した約一千名が、十一月一日、約一千キロ・五十日間の西上の旅に出発したのである。戦国時代さながらの出立ではあったが、下仁田戦争や和田峠の戦いをはじめ、途中地元の藩兵と交戦・撃破しながら前進した。しかし、関が原で待機する大垣・彦根勢との対決を避けるため、十二月一日越前行を決定し、進路を北国路にとった。十二月四日、最大の難所である酷寒のクラヤミ峠・蠅帽子峠を踏破し、大野藩などの焦土戦術に苦しみながらも、十二月十一日、越前新保村にたどり着いて加賀（金沢）藩と交渉を開始した。ところが最も頼みとする一橋慶喜が、十二月二日に天狗党追討の軍を率いて京を立ったとの報に接し、軍議のすえ進退窮まって降伏することを決定し、同十六日、加賀藩兵に降った。

加賀藩は武士道にもとずいて丁重に処遇したが、翌慶応元年一月二十五日、敦賀に到着した幕府追討軍総督田沼意尊は、同二十九日引き渡された武田耕雲斎ら八百二十三名の天狗党員の身柄を越前・彦根・小浜の三藩の預かりとし、松原海岸の鯡蔵十六棟に閉じ込めて、飢えと寒さと非衛生の非人道的な扱いをした。三百五十二名におよぶ日本史上まれにみる大量処刑は二月四日にはじまり、同十六日に最高潮に達した。それも桜田門外の変のお返しとばかり、彦根藩士の手で行わせた。武田耕雲斎・藤田小四郎らの首が水戸城下にさらされ

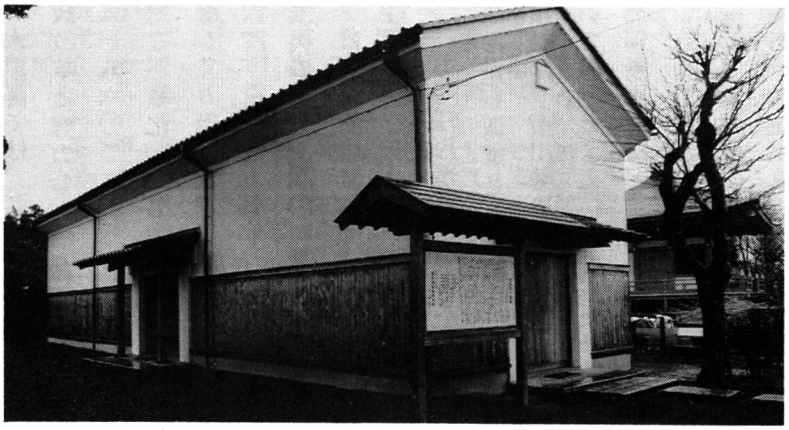

鯡蔵（水戸市松本町の回天神社境内）

たうえ野捨てにされ、さらに水戸で拘禁されていた耕雲斎の家族も乳飲み子にいたるまで惨殺された。一方、前年中に関東で大量に降伏した天狗側の人びとも、それぞれ預け先の藩獄で処刑されたり、冷酷な待遇による獄死もあいついだ。

一月十五日大政奉還により天皇中心の明治の世に変わり、生き残った天狗党員は諸生党の支配する水戸城を襲撃。また敦賀で処刑をまぬがれた武田金次郎ら百三十名は、四月六日京を立ち、水戸の諸生派を虐殺。さらに会津に逃れ、のち江戸に潜伏していた市川三左衛門を捕えて怨念を晴らすべく逆さ十字架の刑にするなど、諸生党に対する復讐は凄惨を極めた。このようにして水戸藩は、内紛である天狗・諸生の争乱で明治の新政に携わるべき人材を枯渇させてしまったのである。

（明田鉄男編『幕末維新全殉難者名鑑（一）』新人物往来社）

二、将軍の上洛

将軍が京都に上り、天皇のもとに出向くことは、前代未聞の出来事であった。文久三年（一八六三）尊王攘夷運動は頂点に達した。西南雄藩は朝廷を動かし、将軍を天皇のもとに呼び寄せ、そこで否応なしに攘夷を誓わせる。もしそれに従わないならば、将軍を天皇の思し召しに違反する朝敵として討とうと画策した。

こうして三月、三代将軍家光以来二百余年間、絶えてなかった将軍の上洛が実現した。将軍徳川家茂（いえもち）・老中以下、随員三千人の大行列であった。この大行列とは裏腹に、これは将軍の威光の衰微を意味していた。

水戸藩では、前年十二月の幕命により、在江戸家老武田耕雲斎などの重臣が、将軍後見職一橋慶喜（よしのぶ）に従って、すでに上京していた。

以下『明治維新水戸風雲録』によって、天狗党幹部ただ一人の生き証人岩谷敬一郎の回顧談から、藤田小四郎らの筑波挙兵までの経緯をみてみよう。

三、筑波挙兵の密議は潮来の遊郭で

そもそも筑波挙兵のはじまりは、文久三年（一八六三）のことであった。その年将軍家（第十四代将軍徳川家茂（いえもち））が上

洛をされて、そのとき水戸中納言（第十代水戸藩主徳川慶篤）もお供であった。水戸家は寛永の先例によって一千余人の大行列で、武田伊賀守（耕雲斎）も上った一人である。このとき藤田小四郎も僕も京都へ行った。ところが、いきなり中納言は将軍のご名代を命じられて江戸へ下ることになった。そのときは朝廷から、「闔藩一致して掃攘の成功を奏すべし」（藩を挙げて人心の帰一を図り、攘夷の成功を期さなければならない）という勅命を受け、恩賜の盃とともに、奈良時代に出征する将軍が天皇から太刀を賜ったという古例に則り、真剣を戴いたので、有志の者もみんな非常に喜んで、今度こそは攘夷ができるぞと思わないものはなかった。僕もそのつもりで、小四郎に、

「お前も中納言にお供して〔江戸に〕下って、ともに先鋒の任務に当たろうではないか」といったら、

「少し考えがあるから、おれは京都に残る。君は先に下って有志を鼓舞してくれ」

といった。そこで僕も下った。

ところが、攘夷どころではなかった。生麦事件（文久二年、島津久光の行列が横浜の生麦にさしかかったとき、イギリス人四人が騎馬のまま行列の前を通過しょうとしたのを怒り、従士がこれを殺傷した事件。翌三年イギリス軍艦が鹿児島を砲撃する原因となった。幕府は責任を負い償金十万ポンドをイギリスに支払った）の賠償金を五十何万両とやらイギリス人に取られる。それも小笠原長行と中納言（水戸藩主慶篤）が相談して決めたことだという。有志は非常に憤慨してしまった。それで仕方がないからと郷里に帰り、竹内〔百太郎〕とともに潮来館・小川館の世話をした。このとき小川・潮来・玉造・湊で文武を教育することになっていたが、これは武田太夫（耕雲斎）が執政のとき、すべて古城趾を選んで学校（郷校。文武館）を建てたので、水戸領内にはたくさんあった。大宮・野口（時雍館。現・東茨城郡御前山村野口）などにもあった。そのうち最も盛んだったのは、潮来・小川・玉造・湊で、藩もこれを重要視していた。この文武館の取締りには、水戸から林忠左衛門、林五郎三郎などという藩士が出向していたが、実際のところは、小川館は竹内百太郎が、潮来館は僕（岩谷）が取締りのようなもので、両館では三百人あまりの壮士を教育していた。しかし、この時点では諸藩の浪士も多く、これらの文武館へ尋ねて来て遊んでいるというような状態で、常時三、四十人ぐらいたむろしていた。

そんな有様で、両館で七、八百人もいたことがあった。そのなかに上州（上野。今の群馬県）赤城山から来た権堂真卿、川俣茂七郎、伊藤益荒、梅村真一郎、池尻岳五郎、東田行蔵はじめ、これらの浪士は文武の芸もできて、すぐ役に立つ人物であった。それから新徴組（江戸幕府が、文久二年浪士の武芸に堪能なものを集めて組織した警備隊。隊員中には攘夷に名を借りて暴挙を働くものがあったので、元治元年に廃止

された）で異論を唱えて脱退した姫路の木村久之丞、水戸の長谷川庄一郎など七、八名もいた。そんな具合で血気盛りの勇士が集まっていたから、毎日議論が盛んであった。

そこへ藤田小四郎が来たが、京都で別れた後はじめて逢ったわけである。藤田は、潮来の女郎屋でなんといったか屋号をわすれたが、その家（女郎屋）に来て、竹内も呼び僕にも呼びに使いをよこした。これは子年（元治元年・一八六四）の二月初めのことであった。

さて、藤田がいうには、

「京都の様子もおいおい探ってみたが、とても早急に壌夷のできそうな気配にない。水戸も今のとこでは姑息な議論ばかりで仕方がないから、お互いにや野州（下野。今の栃木県）あたりで旗揚げをしようではないか。こんなことをしているうちに藩に捕縛でもされては仕方がない。我々が一度決起すれば、天下の義気を鼓舞するに十分だろうと思う」

といった。そこで二人とも同感であったが、さしあたり資金をどうするつもりかと聞いたところが、

「金は心配する必要はない。長州の桂〔小五郎〕（のちの木戸孝允）に相談して千両は出させることになっており、すでに五百両は受け取った。これは両兄への土産だ」

といって、竹内には関の兼則の刀を、僕には祐定の刀をくれた。そこで酒を飲みながら、潮来・小川の両館の中から、まずだれとだれを同盟に引き入れようかと相談したところが、藤田が、

「まず三十人あればよい。一軍の根本を立て、その後に義徒を召集しないと軍紀が立たない」

といったので、竹内は関心して、

「さすがは〔藤田〕東湖先生の御曹司だけあって、恐れ入った」

といって、それから夜の明けるまで遊んだ。翌日赤城から来た人をはじめ、同志に相談したところが、二十人ばかり同意を得ることができた。

四、京都に向かって（総大将武田耕雲斎を中心に）

那珂湊方面で諸生党や幕府軍と戦った天狗党は、大子に集結して十一月一日、京都に向かって出発した。十二月一日、その西上軍に関が原で待機する大垣勢からの挑戦状が届けられた。「原漢文」

足下、筑波太平賊の党たり。弓砲を以て君父に抗し、経る所掠奪を事とし、以て斯民を残ふ。是を以て、幕府、某に命ずるに追討の事を以てす。即ち、軍を督て足下を尾すること十余日。然るに、我軍は羊の如く、足下の軍は風の如し。未だ弓箭を以て相見ゆること能はず。今や相距ること太だ遠からず。

願はくは、足下兵を按じ、我と日を剋め武事を閲さん。則ち、吾の君命に答ふる所以の者は逐ふ。然りと雖も孤弱を以て足

下の鋭鋒に当らば、固より蛾の火に投ずるの勢あり。其れ、是の如きを知りて此に出るは、誠に武夫の已むを得ざるの情なり。故に勝敗を度外に置いて、敢て以て請を為さん。足下、其れ、吾が頭を以て入京し拝闕の贄と為せ。

十二月朔日

先鋒総督

武田耕雲斎足下

〔徳富蘇峰『近世日本国民史』〕

〔試訳〕貴殿は、筑波太平の賊徒（天狗党西上軍）の総大将である。武力をもって朝廷や幕府に刃向かい、その通過する道すがら略奪をもっぱらにして、人民を苦しめておられる。これを理由に幕府は、私に貴軍追討の命令を下した。直ちに軍を率いて貴軍を追尾すること十日あまり。しかし、わが軍はこの幕命という不幸に直面して気力を失い、屠所に引かれて行く羊のような歩みであるのに対し、貴殿の軍は疾風のように速い。したがって、まだ相見えて戦う機会はなかったが、今や両軍の距離は非常に近い。どうか貴殿の軍をひきとめられて、拙者と日を決め勝負を試みては下さらぬか。そうすれば、幕命に答えたことになるからである。そうはいっても、微弱な孤軍で貴殿の精鋭軍にあたらば、もちろん飛んで火にいる夏の虫のように全滅するのは明らかである。それを承知の上で、この挙に出るのは、誠に武士の切羽詰まった心情からである。それゆえ勝敗を度外視して、あえてお願い申し上げる。貴殿、どうぞ拙者の首をもって入京し、天朝に拝謁の際の手土産となされ。

元治元年十二月一日

先鋒総督

武田耕雲斎閣下

那珂郡大宮村の農業内藤昇一郎は、筑波の義挙に加わって筑波勢となり、のち西上軍に参加し、筑波勢監察を努めた。翌年二月四日、敦賀で斬死。三十四歳。その間、彼の記した『浪士内藤昇一郎日記』の一部を判読・解説してみたい。

「十二月朔日昼兵糧なし。揖斐宿り。ここに陣屋あり。応接にて通り泊まる」揖斐の住民で勤皇の志士と深い交わりのあった浪人棚橋衡平の厚遇を受け、軍資金の調達などもできたが、前掲の大垣勢からの挑戦状が届き、関が原で待機する大垣藩・彦根藩の軍勢との衝突を避け、衡平の意向も入れて、厳しい冬の蠅帽子峠を越えて北国路をとることに軍議決定した。

「同二日、谷汲〔街道〕より十町ばかり前を通り、美濃の難所へ入る。この日薩州人来る。〔岐阜県揖斐郡〕金原村・日向村両宿にて泊まる」揖斐を出た一行は、谷汲山の猟師道を僧恵林の案内で通過し、長瀬で根尾川を渡って根尾街道に

入った。この夜は、先鋒隊は日向に、本隊は金原に、殿軍は川内に宿営した。密使の薩摩藩士中村半次郎が来て、中仙道を抜けて上京せよという忠告を伝えたが、竹内百太郎が応対して謝辞を述べ辞退した。

「同三日、三里ほど行き、長峰に泊まる」

「同四日、クラヤミ峠越え二里、蠅帽子峠四里、秋生に泊まる。秋生村、大野村より出発。この近辺放火につき（焦土戦術のため）一人も家におらず」この日は太陽暦一月一日にあたる。午後四時ごろに大河原村に到着して夕食をとり、国境の蠅帽子峠を越え、美濃（東山道）から越前（北陸道）に入った。一行八百余人が力を合わせ、大砲は車台をはずして各隊でかつぎ、病人は肩輿に乗せ、小荷駄（輸送隊）二百余人とともに、その夜十一時に秋生村に到着した。後陣は大河原村に泊まり、五日に越えた。この峠は最大の難所といわれ、

『水戸浪士飯田通行記』によれば、

「浪士共この峠を越え候は、当月五日の事なり。その節でさへ大雪にて死候者、左の通り。

濃州（美濃国。今の岐阜県）よりまかり越し候人足一人、浪人に付いて参り候。盲目二人、外に二人、都て五人死す。浪人の馬こ処より一匹落ちて死去。鉛を付け候馬なり。この峠をまかり越え候は、中々人間業にはこれ無きなど、この辺りの者共舌を巻いて恐れ候なり」

「同五日、大雪降る。この間谷道なり。元戸・黒当戸など二か村で戸数百二十軒ほど大野藩の手で放火される。中島に泊まる。更に家なし。蔵あるいは橋下に泊まる」戦力のない大野藩の作戦は、食糧と宿泊所をあたえないこと、橋を切り落とし通路に逆茂木を置き通行を困難にすること、笹又峠に布陣し市街地を通さないことであった。藩兵が上下両秋生村・中島村・上下笹又村など、計二百三軒を焼き払った。村々を焼く火炎は遠くからも望まれ、当時は水戸浪士による放火とみなされた。一行が到着したとき一軒の家もなく、疲労と酷寒の積雪のなか、土蔵のかげ・橋の下・木陰で仮眠をとるのがやっとだった。翌日から井田・朝倉の率いる潮来隊は遅れがちになっていった。寒空に家を失って苦しむ農民たちに、逆に耕雲斎は見舞金を贈った。西谷村では、藩のとったこの冷酷な措置を「浪人焼け」といって、今でも怨んでいるという。さらに現・大野市の武田松二郎の書写した『行寿院記録写』によると、

「五日夜、雪大いに降り、具さに難艱を嘗め、野陣を張り夜を徹す。此の時、武田正生（耕雲斎）の詩あり」

越峰々々幾苦難　峰を越え峰を越え　幾苦難
雪徹戎衣凜烈寒　雪は戎衣に徹る　凜烈の寒
縦令此身死非命　縦令此の身は非命に死すとも
赤心魂魄着平安　赤心の魂魄は平安に着かん

〔試訳〕峰を越え、また峰を越えて、いくたびか苦難を経てきた。雪が解けて武装した着衣にしみとおり、北国の寒さは

格別である。たとえこの身は旅の途中で非運に死んだとしても、〔尊王攘夷の志を斉昭公の遺子一橋慶喜公に訴えたいという〕まごころだけは、必ずや京都にとどくであろう。

〔参考文献　天野俊也『水戸浪士の西の谷通行と大野藩』『根尾村史』〕

五、竹内百太郎

天狗党最高幹部でただひとり生き残った岩谷敬一郎の後日談によれば、元治元年一月、潮来一中下にあった水戸藩の潮来郷校（通称、潮来館）には、水戸藩士林五郎三郎らが取締りとして出向していたが、実質的には小川館は竹内百太郎が、潮来館は岩谷敬一郎が実権をにぎり、両館で三百余名の農兵の教育にあたっていた。他藩の浪士たちも常時三、四十人はおり、多いときは七、八百人もいたという。

三月二十七日天狗党筑波山挙兵当時、藤田小四郎とともに、いわゆる三総裁として名を連ねた現・出島村出身の竹内・岩谷の両氏の運命は、はたしてどうなったのであろうか。

天狗党二尊の一人竹内百太郎は、新治郡安食村で酒・醤油などの醸造業を手広く営む富豪で金権郷士の家に、天保二年長男として生まれた。名を延秀といい、椿堂・春雨などと号し、宮本茶村や佐久間象山について学んだ。恵まれた環境に育った百太郎は、幼くして江戸に出て文武の道に励み、剣は千葉周作に学んだという。とくに砲術は免許皆伝の腕前であった。万延元年、岩谷ら尊王攘夷過激派の同志三十六人と薩摩藩江戸邸に攘夷の先ぽうにしてほしいと陳情して八百日も幽閉された。その後身がらは水戸藩に引き渡されたが、のち釈放され、郷里に帰って郷校の指導者となった。文久三年、将軍家茂の上京の際、京都に上って長州藩士らと交流し、帰国後潮来館・小川館を尊王攘夷運動の拠点とした。元治元年三月二十七日、藤田小四郎らの筑波山挙兵に小川館の同志を率いて、岩谷敬一郎らと参加した。二月中旬、府中（石岡）の紀州屋で開かれた天狗党幹部の作戦会議において、〔岩谷敬一郎の懐古談によると〕竹内は、

「だれか大将となるべき人物が欲しいものだ。藤田〔小四郎〕は年が若いから参謀のポストは結構だが、願わくは、老練な名望家がひとり欲しい」

と発言している。この発言がもとになって、藤田が交渉して現役の水戸町奉行田丸稲之衛門を大将に迎えることになった。

竹内百太郎が勇名をはせたのは、七月九日の下妻を夜襲下妻戦争に大勝利をおさめたことである。このとき百太郎は百余名の人数で、幕軍の本陣のある多宝院に正面から斬り込んだのである。彼自身、先頭に立って突進したので、弾丸が額をかすめ、軽傷を負った。幕軍は逃亡してしまい、戦いは筑波勢の大勝利に終わり、大砲十一門、鉄砲三百二十九丁をはじめ、大量の戦利品を分捕った。

やがて京都をめざす西上軍に従い、雪中行軍など苦難の末、

加賀藩に降伏し、慶応元年二月四日、幕府軍の手で敦賀で斬罪となった。辞世の句は、

咲く梅の花ははかなく散るとても
　馨りは君が袖にうつらん

この日、武田耕雲斎を初めとして、二十四人が斬られ、最後が藤田小四郎であった。また、竹内百太郎の獄中詩をみると、

旭焔疑焚赤壁航　旭焔　疑ふ　赤壁の航を焚くかと
迎来二十八春光　迎え来る　二十と八たび　春光を
載筆従軍竟徒事　載筆従軍　竟に徒事たり
功名不独愧周郎　功名　独り周郎にのみ愧ぢざらんや

〔試訳〕今朝、まばゆいばかりの真っ赤な太陽が昇った。それはあたかも後漢末の二〇八年、呉の孫権と蜀の劉備の連合軍が、湖北省嘉魚県の赤壁で、火を放ち敵船を焼き払って魏の水軍を破った、かの名高い赤壁の戦いかと疑うばかりの光景であった。暗い獄中で年が明けて、もう二十八日がたった。筆をたずさえて従軍し西上の途についたが、結局は徒労に終わった。今回の義挙に失敗した私としては、三国時代に功名をはせた呉の孫権の武将周瑜に対してばかりでなく、世間一般の人びとに対しても恥ずかしくて、とても顔向けできない心境である。

六、岩谷敬一郎

元治元年三月二十七日の天狗党筑波山挙兵当時、藤田小四郎・竹内百太郎とともに、いわゆる三総裁のひとりであった岩谷敬一郎の命運はどうなったのだろうか。武田耕雲斎はじめ、小四郎・百太郎など天狗党の西上軍三百五十三名が敦賀で日本史上まれにみる非業の死をとげたなかで、彼は一隊の将でありながら、幹部ではただひとり明治まで生きのび余命をまっとうしたのである。

岩谷敬一郎は、新治郡宍倉村（現・出島村）の修験の家に二男として生まれ、名は信成、積水・冬青などと号した。新論で尊王論を説く会沢正志斎の門に学んだ。文久三年将軍上京の際には、ともに上京し、帰国後は潮来館（潮来郷校。潮来一中の下あたりにあった）の経営にあたり、元治元年三月、天狗党の筑波山挙兵に参加した。時に三十二歳。

七月二十四日の軍議に際し、諸生党の首領市川三左衛門らの占拠する水戸城攻撃の軍議に際し、同志の武田耕雲斎や林五郎三郎らの家族が投獄されており、また前藩主斉昭の未亡人貞芳院や藩主慶篤の長男らもいるので、「奇兵を以て敵の虚を衝くべし」という奇襲作戦に反対し、事前に作戦内容を公表して白昼堂々の攻撃を主張したが、戦闘はさんざんな敗北に終始した。岩谷は馬を射たれて落馬し、部下に助けられて小川で静養する始末であった。

那珂湊の戦いで作戦を展開中の九月九日、岩谷隊四百名と田中（愿造）隊三百名は、北海道に落ちて海路長州に渡ると

いう作戦のもと、戦線を離脱して北方に向かい、藤田小四郎や竹内百太郎らとは袂を分って別行動をとった。一時、日立の助川城を奪うが、落城に際し夜陰に乗じて脱出し、八溝山に逃れ、日光今市に落ちのび、変装して江戸に潜入。山岡鉄舟（一八三六～八八。徳川家の三河以来の旗本・小野家の分家・朝右衛門の子である。朝右衛門は最初の妻と死別したため常陸鹿島神宮神職・塚原石見の二女磯と再婚した。その磯の長男が鉄舟である。鉄舟は幼少期から武術に異常な才覚を示し、のちに勝海舟などとともに、「幕末の三舟」といわれた槍の名人である。名は高歩、通称鉄太郎。幕臣。幕末・明治の政治家。剣客。千葉周作に剣を学ぶ。戊辰戦争に勝海舟の使者として静岡に行き西郷隆盛と会見し、江戸開城についての勝・西郷会談の途を開いた。明治政府につかえ、明治四年初代茨城県参事すなわち初代茨城県知事、侍従・宮内少輔などを歴任した。県内には鉄舟の書の所蔵者は多い）の家に三か月ほどひそんでいたが危険を感じ、江戸を出て坂本啓助・阪新造などの偽名をつかって伊勢神宮参詣後、身延山・富士山中などを逃避行。慶応元年四月、富士山麓で痔の診療を受けた医師中西周道に身の上を告白し静養しているうちに、漢詩文にすぐれた能筆家であることが知れ、塾を開いて村童の教育にあたった。また郷里宍倉村の妻松子（竹子・忠順の二人の子があった）に離縁状（離縁状は中野家に現存するという）を書き、慶応二年一月十日、周道の世話で現・富士吉田市黒田の名門中野家の婿養子となって中野信成と称した。中野家にあっても師弟の教育に専念し、のち地方や中央の政界に幾多の人材を送りだしたが、新夫人寿子との間には子はなかった。

無復塵氛入夢魂　　復塵氛の夢魂に入るなく
水雲漠々不留痕　　水雲　漠々として痕を留めず
親朋一字如相問　　親朋一字　如し相問はば
家在芙蓉峰下村　　家は在り　芙蓉峰下の村

〔試訳〕私は、再び俗界の空気のなかで夢を見ているような魂に入ることなく一面に雲霧のたちこめた深山に雲隠れして行方をくらました。しかし、もし親戚や友人が安否を問うて一報くれるならば、私は、富士山麓の村（大宮町黒田）の家（中野家）にいるであろう。

一剣経過松所関　　一剣　経過す　松所の関
三秋不仰故郷山　　三秋　仰がず　故郷の山
夢尖年老応多雪　　尖に年老を夢む　応に雪多かるべし
空望白雲斜照間　　空しく白雲を望む　斜照の間

（都立中央図書館蔵）

〔試訳〕一剣士を自認する私は、天狗諸生の戦いに、夜陰に乗じて助川城を脱出して一軍を解散後、日光今市に落ちのび、日光奉行の鑑札を借りて、松戸金町関所を無事通過し、江戸に潜入。逃避行を続け、やがて富士山麓の黒田の中野家の婿養子となって故郷を捨てた。以後三年間、故郷の山を仰がず、

望郷の念を押し殺してきた。しかし、ふと旅先の休み茶屋で年老いた我身を夢にみた。当然髪はすっかり白くなっており、真っ赤な太陽の沈む夕空の下、「白雲孤飛」の故事のように、空しく白雲の飛ぶのを眺めては、故郷に残してきた両親や妻子はあの雲の下にいるのかと思うと、郷愁の念がわびしくつのるばかりである。

岩谷敬一郎は、王政復古に狂喜し、国事に倒れた同志の霊を心からとむらい、国事を論じ郷里の青少年の教育に専念した。東京に出て国事のために微力をつくしたいという宿願がかない明治六年九月八日、山岡鉄舟の世話で宮内省に奉職、同十四年捕鯨会社「開国社」創設、同十八年篤学院を開校、また大宮町有志の協力で聖堂をつくり塾を開いて子弟の教育にあたるなど、波乱にみちた生涯を、同二十五年十一月二十四日、六十歳で終え、黒田の本光寺に葬られた。

（参考文献『水戸幕末風雲録』『筑波天狗党・岩谷敬一郎伝』）

七、松原神社

天狗諸生の争乱での犠牲者は、三千人とも五千人ともいわれている。なかでも天狗党の西上軍で苦難のすえたどりついた越前国敦賀で、幕府軍に非人道的な扱いを受けたうえ、斬首された三百五十二名は最も悲惨な最期であった。『茨城県史研究』十三号掲載の高木俊輔著「水戸藩尊攘夷運動の村落出身犠牲者」でみると、わけても行方郡出身の犠牲者は、18村で百八十九名54％弱で過半数を占めている。このうち現・潮来町出身者が64名（潮来村47、辻村9、延方村7、大洲村1）現・牛堀町出身者が67名（上戸村35、牛堀村8、堀之内村7、島崎村6、永山村6、清水村3、茂木村2）現・玉造町出身者35名（玉造村20、羽生村10、芹沢村3、若海村1、浜村1）現・麻生町（旧水戸藩領）出身者23名（矢幡村12、富田村11）となっており、尊王攘夷派の一大拠点であった潮来郷校や玉造郷校の影響力の大きさがうかがわれる。

松原神社が福井県敦賀市松原に鎮座している。社殿は、三百五十二名が斬罪となった来迎寺野の処刑場の西にある。

明治七年十一月、水戸の根本祢七郎が創建し、祭神は武賀志鉾大武多茂都彦命（武田耕雲斎の神名）をはじめ四百十一柱である。

明治八年一月二十三日、教部省より松原神社の神号を賜わり、敦賀県から社地、墳墓所在地の払い下げを受けた。

明治十一年十月十日、明治天皇北陸巡幸の際、車賀を松原に駐められて、武田耕雲斎らの哀れな最期に深く御心をよせられ、祭祀料五百円を賜った。そのため、この日を例祭日と定めた。それ以来、社地において祭神を行った。

境内の碑には、

「その不幸にして罪を得、従容以て死につく。旧水戸藩士武田正生以下三百余人の如きは、余ひそかにこの志を欽してそのことを悲しむ」とある。

明治十六年、建碑が徳川慶篤侯の寄進により完成した。材質は水戸の寒水石である。

明治二十二年、天狗党の首領ら四百十二の威霊が靖国神社に合祀された。

明治三十一年、前田利嗣侯が神殿を建築された。これが墓前に立てられた旧社殿である。同十月九日霊代を移して鎮座式を挙げた〔『武田松次郎記録』〕式次中の玉串奉奠では、第一に前田侯、次いで遺族代表吉川与兵次が行った。

牛堀町横須賀の吉川与兵次翁は、生前には毎年必ず敦賀の松原神社にもうでていたが、一年のうちの折々に参詣することができないので、明治三十年新しく祀堂を自分の山林に設けて分霊した。これが牛堀の松原神社である。明治三十七年、武田耕雲斎の遺子武田猛からの要請もあって境内に縁起を記した石碑を建立した。その碑文『松原神社移霊祠堂記』は水戸の陽軒平塚慥造が作った。石碑建立の趣旨については「毎歳必ず詣で香火を供へて以て虔誠を輸す。然るに以て、其の居遠隔地にして、歳時薦ることを得ず。新たに其の神を慰め奉り、感恩を遺さんが為、分霊してこれを祀る志有り。歳はこれ丁酉（明治三十年）、新たに祠堂を家園に設けて以て移し、其の神霊を祀る。〔中略〕是に於いて初めて其の孝恩を達し、其の義心をと遂ぐ。猶子孫これ、或いは其の志を失墜して奉事を怠らんことを慮る」〔原漢文〕と記されている。

吉川与兵次翁は、明治四十三年八月三日寂した。大正元年八月三日「吉川基長翁碑」を建立し、その霊を慰めた。その碑に、翁の生前の和歌が、次のように刻まれている。

かへりみるあてのなき身のその内の
心ばかりはとどめをかれむ

天狗党研究家の織田鉄三郎翁は、その著『鹿島絶句』のなかで「松原神社に請いて、その分霊を移し、祠を建てこれを牛堀町に祀る。松原神社すなわちこれ是なり。今や社殿荒廃し、これを顧みる人なし。須田誠太郎翁これを憂へ、祭祀を復興せんと欲す」〔原漢文〕と記して、次のような詩を詠んでいる。

神殿迎祭旧山川　神霊　迎え祭る　旧山川
卜地建祠阿屹然　地を卜し祠を建つ　何ぞ屹然たる
拝跪回看霞水穏　拝跪し回り看れば　霞水穏やかに
白雲飛在筑波辺　白雲は飛んで　筑波の辺に在り

なお、現在の松原神社は、大正三年五十年祭にあたり、西松原の官林内に新たに五反一畝二十二歩の境界地を設定して、社殿を新築したものである。この新社殿において、同十月十日遷宮祭ならびに五十年祭を執行した。

水戸浪士一行が閉じ込められた鯡蔵十六棟のうちの一棟が福井県敦賀市から、水戸市常盤町の常盤神社の境内に移築されて「回天館」として天狗党西上軍の資料館となっていたが、老朽化ひどく平成元年十一六日、同市松本町の回天神社の境内に補強移築され、後世のために保存されている。また、常

松原神社（牛堀町横須賀）

盤共有墓地には、この「元治甲子の乱」（天狗・諸生の争乱）はじめ、「桜田門外の変」関係者の墓石が数多く並んでいる。敦賀の松原神社の境内にも「水戸浪士記念館」があり、保存されている。その説明書に、つぎのようにある。

「武田耕雲斎ら八百二十三名は、舟町の鯡蔵十六棟に収容された。この記念館は築港工事のため、鯡蔵の大部分をこわすことになったので、昭和二十九年秋、九十年祭を記念してここに一棟を移築したものである。

昭和三十九年十月十日

松原神社百年奉賛会」

（大塚政義著『水戸天狗党と下仁田戦争五十話』上毛新聞社）

〔参考〕『松原神社移霊祀堂記』〔原漢文〕の読み下し（ただし、代名詞・副詞などで仮名に改めたものもある）

それ孝義の懿為るや、人皆これを知る。心知って躬らこれを行ふといへども、すなわち難し。吉川与兵平次翁の如きは、孝恩これ深く義心これ厚く、独りよくその実を挙ぐ。誰か感称せざらんや。翁はまづ忠を考へ君を蔵く慷慨の士為り。かつて水戸の武田大夫に従って志士とともに義挙を唱へ、兵を太平山に挙げて罪を幕府に獲る。大夫将として伏闕してもって事を訴へんとして、志士を率いて京師に赴く。途すがら幕軍の遮る所となり、ついに齎志して越前に殞命す。既にして皇運復し、王政維新を忝うす。ここに於てその冤始めて白し。その義まさに明らかなり。当時慕義の徒敬仰して措かず。すなはち祠を大夫等の屍を斂むる地に建て、もってこれを祀り、称して松原神社と曰ふ。のち車駕北に巡軫するや、大夫等の忠死を念じられ、祭粢料五百金を神社に賜る。翁深く聖恩を感ず。おもえらく朝廷なおかつ尊崇することかくの如し。我輩は子孫のために、いづくんぞ懈を趨拝に容れんや。毎歳必ず詣でて香火を供へ、もって虔誠を輸すべし。然るにもって、その居遠隔地にして、歳時薦ることを得ず。新たにその神を慰め奉り、感恩を遺さんがため、分霊してこれを祀り奉る志あり。歳これ丁酉、新たに祠堂を家園に設け、もって移し、その神霊を祀る。かつ緑川永国鍛へるところの名刀、および鉄鏡一枚を捧げて、もって神宝と為す。ここに於て、始めてその孝恩に達して、その義心を遂ぐ。なほ子孫これ、あるいはその志を失墜して奉事を怠らんこと慮る。すなはち石に勒

してもって家範を後に垂れんと欲す。昆介大夫の遺子武田猛君文を余に請ふ。余深く翁の孝義を感ず。おもえらく、これ翁の家範を遺すに止まらざるなり。実に一世の孝道義心を風励するに足る。ここに於るや、謹んでその由を叙し、もって本社の縁記（起）と為す。爾云ふ。

水戸　陽軒平塚愿造謹

□田　明書

〔語釈〕「懿」うるわしい。手厚い。ねんごろな。「伏闕」御所にお伺いする。闕門にひれ伏す。「齎志」死ぬまで志をもち続けること。「殞命」命を落とす。死ぬ。「冤」ぬれぎぬ。無実の罪。「白い」潔白である。無罪である。「粢」神に供える穀物。「愾」怠ること。「容」受け入れる。ゆるす。「丁酉」明治三十年。「昆介大夫」武田耕雲斎のこと。「云爾」上の文を収める辞。しかいう、または、うんじ、と読む。

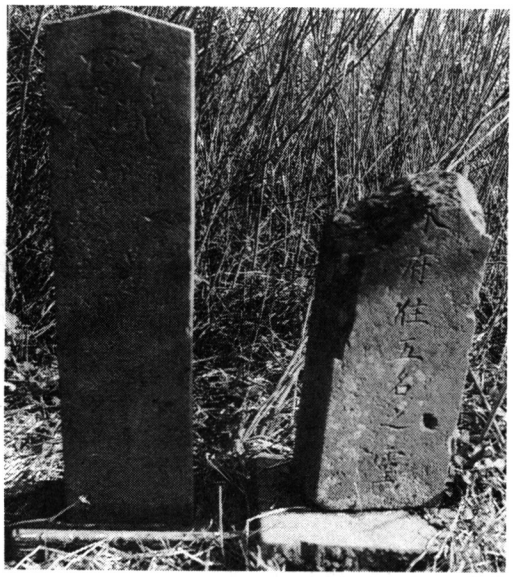

所在地　潮来町大生野原

銘文　辞世の句

たとひ身は大生野の原にくちるとも
　消えざらましは　日本魂

水府住人猿田健之助

阿ゆ川や袖をひたして行先は
　大生野原にて露ときえにし

水府住人中山倉之助

天狗等事件によって水府住五名の戦死者霊を供養した塔である。

元治元申子年九月八日

麻生藩について

植田　敏雄

まえがき

潮来町域のうち、旧大生原地区は江戸時代麻生藩領であったが、これが町内では以外に知られておらず、潮来はすべて水戸藩領であったと思っている人が多いとのことである。これまで「ふるさと潮来」などにも、麻生藩のことについて取りあげられることが少なかったことも、その一因であるかもしれない。そのため、編集委員会の依頼により、麻生藩の一端を紹介してみる。

ちなみに、現在の潮来町域は、潮来・辻・築地・延方・大洲の各村が水戸藩領で、大生・大賀・釜谷・水原の各村が麻生藩領、二重谷村（無民戸村）だけが幕府領（天領）であった。

一、麻生藩の成立と推移

麻生藩新庄氏の藩祖、新庄直頼は豊臣秀吉に仕え、摂津国高槻の城主であった。慶長五年（一六〇〇）、関ケ原の戦いでは石田三成方に味方したが、徳川氏との旧交により助けられ、一時、会津の蒲生秀行に身柄を預けられた。同九年一月、召し出されて徳川家康・秀忠の親子に謁見し、常陸国行方・河内・新治・真壁・那珂、下野国芳賀・都賀・河内の八郡内に三万三〇〇石を与えられ、行方郡麻生を居所とした。これが麻生藩の成立である。その後の推移は、二代直定が父の遺領を継ぐにあたって同一八年、三〇〇〇石を実弟の直房に分与し、所領は二万七三〇〇石となった。三代直好の元和八年（一六二二）に、下野国の領地一万石を常陸国新治郡内に移された。直好は初め男子が無く、分家直房の次男直時を養子として四代藩主を継がせた。しかし、晩年に実子直矩が生れたため、養子直時は延宝二年（一六七四）、直矩に家督を譲った。この時、直時は鹿島郡内に七〇〇〇石を分与された。二万三〇〇石を相続した五代直矩は短命で嗣子が無く死亡したため、領地は没収され麻生藩は断絶した。しかし、同年中、幕府は前藩主で七〇〇〇石を分与されて隠退した直時に三〇〇〇石を加増し、合わせて一万石の大名として本家を継がせ、これにより麻生藩一万石が再興された。この年、鹿島郡内の領地を行方郡の内に移された。直時（六代）の跡は実子直詮（七代）が継ぎ、元禄十年（一六九七）に新治郡大岩田の領地八〇〇石を茨城郡内に移され、以後、麻生藩領は行方郡内に二〇か村、茨城郡内の飛地四か村、合わせて二四か村に固定した。直詮の跡は直祐（八代）、直隆（九代）と継ぎ、直隆の跡は弟直侯（一〇代）が養子となって相続。直侯の跡は直隆の次男直規（一一代）が継ぎ、直計（一二代）・直彪（一三代）・直須（容丸、一四代）と続き、直須が幼年で病

没した跡は、支族直孝の長男直敬（一五代）が相続したが、直敬の時代に廃藩となった。麻生藩の藩主一覧をまとめてみると次のようである。

新庄氏の墓地（駒込吉祥寺）

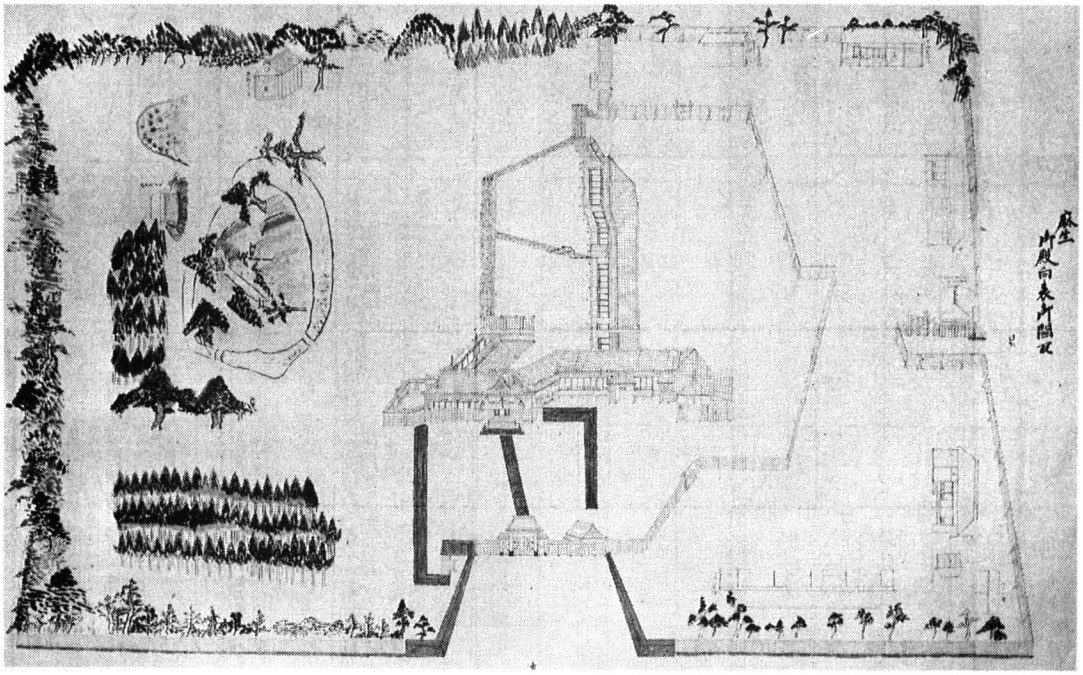

麻生陣屋絵図（麻生町教育委員会蔵・三好家旧蔵）

〔藩主一覧〕（歴代藩主および石高・所領）

姓	諱	受領名または官名	通称	生没年月日	戒名と菩提所（所在地）	藩主就任・退任年月日	江戸幕府就任役職名・就任退任年月日	石高返還年月日（西暦）	石高（表高）	領地（国郡名）
新庄	直頼	駿河守	新三郎	天文7 慶長17・12・19	吉祥寺（東京都文京区本駒込）	慶長9・1・15 慶長17・12・19		慶長9・1・15 （一六〇四）	三〇三〇〇	常陸国行方郡・河内郡・新治郡・真壁郡・那珂郡・下野国芳賀郡・都賀郡・河内郡
新庄	直定	越前守	新三郎	永禄5 元和4・4・21	吉祥寺（〃）	永禄5 元和4・4・21	奏者番	元和2・12	二七三〇〇	常陸国行方郡・河内郡・那珂郡・新治郡・鹿島郡・下野国芳賀郡 （弟直房に三〇〇〇石分知）
新庄	直好	駿河守 越前守		慶長4 寛文2・7・22	海了寺（茨城県行方郡麻生町）	慶長4 寛文2・7・22		元和8 （一六二二）	〃	常陸国行方郡・新治郡・鹿島郡・河内郡・那珂郡 （下野領一万石を新治郡内に移される）
新庄	直時	隠岐守	市太夫	寛永3 延宝5・7・27	吉祥寺（東京都文京区本駒込）	寛文2・9・25 延宝2・8・9	書院番	寛永20・6・27	〃	常陸国行方郡・新治郡・鹿島郡・河内郡・那珂郡 （直時に七〇〇〇石分知）
新庄	直矩		民部	万治3 延宝4・4・30	海了寺（茨城県行方郡麻生町）	延宝2・8・9 延宝4・4・30		延宝2・8・9 （一六七四）	三〇三〇〇	常陸国行方郡・新治郡・鹿島郡・河内郡・那珂郡 （直時に七〇〇〇石分知）
新庄	直時	隠岐守	市太夫	寛永3 延宝15〜・7・27	吉祥寺（東京都文京区本駒込）	延宝4・6・21 延宝5・7・27		延宝4・6・21 （一六七六）	一〇〇〇〇	常陸国行方郡・新治郡
新庄	直詮	主殿守	主殿	寛文5 宝永5・3・16	吉祥寺（東京都文京区本駒込）	延宝5・9・29 宝永5・3・16		元禄10 （一六九七）	〃	〃
新庄	直祐	駿河守	監物	元禄5 延享3〜・5・25	吉祥寺（〃）	宝永5・5・12 享保20〜・11・20			〃	〃
新庄	直隆	越中守 備中守	鉄太郎	享保1 寛政4〜・10・22	吉祥寺（〃）	享保1 寛政4・10・22			〃	〃
新庄	直侯	越前守	主計	享保12 安永1〜・10・10	吉祥寺（〃）	享保12 安永1〜・10・10			〃	〃
新庄	直規	駿河守	亀次郎	宝暦1 文化5〜・3・23	吉祥寺（〃）	安永1・12・4 享和3・10・20	大番頭	寛政6・8・8 完政11〜・12	〃	〃
新庄	直計	越前守 主殿守	亀丸	天明7・1・8 弘化2〜・10・26	吉祥寺（〃）	享和3・10・20 弘化2・10・26	大番頭 奏者番	文政2・11 天保8・8・15	〃	〃
新庄	直彪	駿河守	亀次郎	天保10 慶応1・7・4	吉祥寺（〃）	弘化2・12・18 慶応1・7・4			〃	〃
新庄	直須		容丸	慶応1〜・5 慶応3・9・15	吉祥寺（東京都文京区本駒込）	慶応1・7 慶応3・9・15				
新庄	直敬	下野守		文政1 明治5〜・9・2	吉祥寺（〃）	慶応3・9・15 明治4〜・7・14			〃	〃

○出典（「新庄家譜」「諸侯年表」）

二、三万石時代の麻生藩

麻生藩は前述したように三万石の時代と、再興後の一万石の時代に大別されるが、三万石時代のことについては史料が少ないため、不明な点が多い。明らかなことは三代直好が明暦三年（一六五七）、麻生に藩の菩提寺大意山海了寺を創建したこと。寛文四年（一六六四）四月五日付の「新庄直時宛領知朱印状・目録」で、二万七千三一七石壱斗の領地（三〇〇〇石は慶長一八年に分家に割譲）が幕府から保証されたことである。その領地は行方郡内に一九か村（船子村・水原村・大生村の内・石神村・小屋村・嶋並村・橋門村・井貝村・南村・小高村・麻生村・藤井村・出沼村・西蓮寺村・井上村・高岡村・沖須村・手賀村・手加浜村）、新治郡の内に一四か村（村名省略）、鹿島郡の内に二八か村（村名省略）、河内郡若柴村、那珂郡門毛村、下野国芳賀郡の内に四か村であった。

また、この時代の麻生藩の家臣団は、須田家旧蔵古文書「貞享年中鹿島領三万石被領候節古書写新庄直好殿時代」から整理してみると、表①のようである。

〔表１〕家臣団構成(一)

石高	人数	比率
400石	2	−11.9
300	5	
25 0	2	
230	1	
200	9	
180	1	31.8
150	8	
130	1	
120	5	
100	36	
20人扶持	1	11.9
15	3	
10	15	
無禄小姓	9	5.6
無足	62	38.8
合計	160人	100%

ただし、この史料のタイトルに「貞享年中鹿島領三万石被領候節」とあるが、既述したようにそれ以前の延宝四年（一六七六）に無嗣断絶し、同年中に一万石で再興されたものであるから、貞享年中とあるのは寛文年中の誤りである。また、麻生藩の江戸崎領が鹿島郡内に移されたのは、寛文三年（一六六三）九月のことであり、鹿島郡内二八か村の石高は、六五九九石壱斗三升四合であった。従って「鹿島領三万石」とあるのは、寛文四年の宛領地朱印状にある常陸国行方・新治・鹿島・河内・那珂郡、及び下野国芳賀郡を加えた二万七三一七石一斗が正確な所領といえよう。

三、再興後の麻生藩政

自然経済に立脚した近世領主層が、商品経済の侵透、生活領域の拡大、或は幕命による諸負担などによって財政窮乏に陥っていくのは一般的な現象である。特に麻生藩の場合は、旧封三万石から一万石となり、年貢収納米のほか格別の財源もなかったために、その打撃は大きかった。しかも『土芥寇讎記』によれば「在国ノ侍ナシ、大概江戸詰ス」、と家臣の多くが江戸詰であったこと、さらには河川交通によって江戸との結びつきが強かったことなどから、再興直後から財政難に苦しんでいた。したがって、藩政の中心は、財政基盤の農村問題にあったといえる。そのなかから、荒地開発、人口政策、分家取立て策などを概説してみる。

(1)荒地開発　農村荒廃の要因である飢饉が続発した天明―寛政期（一七八一―一八〇〇）から、荒地対策が屢々みられる。この時期の藩の施策は、いずれも村役人を通して荒地の開発を奨励する。開発の手続は領民からの願出により、在方手代、或は郡奉行がその場所を調べ開発期間、鍬下年季などを決めて開発を許可する。特に成果をあげた出精者やその村役人を奨励のため褒賞するなどであった。

しかし、荒地増大が著しくなってくると、領民の願出制から村単位の割宛制に変化し、文政十二年（一八二九）の各村への通達では、各村とも一軒当り三畝歩の荒地開発を割宛て、村内に開発場所がない場合には、他村に渡ってまでの開発を指示している。この割宛制の荒地開発がどの程度の成果をあげたのか明らかでない。たゞ天保二年（一八三一）の「沖洲村小前荒地書上帳」には、一村で三町七反四畝一二歩の開発が記録されているから、全領内ではかなりの荒地が開発されたものと推測される。

なお、この荒地開発のうち、潰人の所有地を開発した分は、年貢を免除され、収穫米は「置籾」或は「惣作籾」と称して、兇作時への備穀、或は困窮人の救済に使用されたという。したがって麻生藩の荒地開発策は、一部に救恤的な性格をも含んだものといえよう。

(2)、人口政策　麻生藩において、農村人口の維持増加をはかり、封建的経済基盤を強化するための人口政策は、安永―天明期（一七七二―八八）にはじまっているが、それが藩政上の重要施策となるのは、寛政期（一七八九―一八〇〇）以降である。この政策実施の契機は、家臣手賀弥太郎の意見によるものであった。この意見が採用されて、藩が実施した人口増加策の基本的内容は、①領民の懐胎者及び出生届けの強制、②生活困窮者への出生養育米の支給、③困窮者の医薬費用の藩費負担などである。

この政策実施のため、藩では出生養育係を設け、新らたに藩医を任命し、一軒毎に子育て教諭書を配布するなど、その趣旨の徹底をはかっている。

この制度は寛政二年（一七九〇）から実施された。その具体的内容は、懐胎届けをした困窮の妊婦が出産した場合、困窮の度合に応じて出生米を支給する。また第三子からは、その子供が七歳になるまで、養育米として一人扶持（一日米五合）、或は半人扶持を支給するものであった。史料から確認できるのは、出生時の手当は米一俵乃至二俵であり、養育米は一年に米二俵の支給であった。なお、この養育米の支給対象は、文化期（一八〇四―一七）以後は拡大されて、第二子からも支給されるようになっている。

この懐胎出生届、困窮人への出生養育米の支給制度は、幕末までつづいた数少ない重要施策であったが、毎年どの程度の出生・養育米が支給されたのか明らかではない。ただ弘化四年（一八四七）の調書には、領内の出生数は男五一人、女

四一人で計一〇〇人、ほかに懐胎者二二人とある。ちなみにこの年、藩が計上した出生養育米は九〇俵（「弘化四年御物成米納訳」）であるから、一人分二俵の支給とすれば、受給対象者は四五人で、総出生者の半分弱が支給を受けたと推定される。

(3)、分家取立て仕法

前述の困窮人を対象とした出生時の一時的な手当てや、限定された期限内の養育米の支給は、それなりの効果はあったろうが、これらは永続的な保護策とはなり得ない。したがってこれによって増加した人口も、成長後に独立して生計を営むだけの経済力がない場合には、やがて離村による人口流出につながっていく。この対策として、先に述べた荒地開発と関連して分家取立てによる離村防止策がとられるようになってくる。

この対策は、農政の実施を担った在方手代や郡奉行などからの意見で、分家取立て仕法が決定し、実施されたものである。その具体的内容は、①二・三男が分家するための家作材料は、藩有林の松木を無償で与える。②資金については藩の諸運上金をこれに当て、分家一軒につき金三両を無利息三か年賦で貸付ける。③扶持米として、籾一三俵を無利息五か年賦で貸付ける、というような小藩では稀な手厚い保護援助策であった。この結果、領内の家数は次第に増加し、この限りでは一応の成果をあげたといえる。

しかし、当藩の苦しい財政事情から推して、この施策にも限度があったと考えられ、また新らたな問題をも発生させている。一例を大賀村にとれば、文化一二年（一八一五）の同村の家数は四〇戸であり、このうち持高五石未満の家は一二戸だけであった。それが天保五年（一八三四）には、家数は五〇戸に増加しているが、持高五石未満が二二戸とほゞ倍増している。この例からみて、分家取立て仕法は家数は増加させたが、一面では経営の零細化をもたらしたともいえよう。（拙稿「麻生藩の財政」『茨城史林』創刊号）。

このほか、麻生藩の人口増加策としては、北陸農民の移入など、入百姓による社会的増加策もあるが省略する。

四、家臣団対策とその構成

財政困窮の対処策は、必然的に藩を構成する家臣団にもむけられる。当藩では宝暦期（一七五一―六三）以降、藩士に対する厳しい倹約令が屢々だされているが、その内容はいずれも諸役向に対する経費の節減、藩士個々人に対する奢侈の戒め、日常生活における綿服着用、音信贈答や諸振舞などの禁止であった。また、一方では家臣俸禄の借上げも度々実施されている。表②はその一例であるが当藩の借上げ率は、俸禄の三分の一乃至五分一程度であった。

〔表２〕寛政二年の借上げ高

石　高	借上高	扶持高	借上高
200石	100俵	15人扶持	5人扶持
170	80	13　〃	4.6　〃
150	67.5	10　〃	3　〃
100	40	8　〃	2　〃
90	35	5　〃	1　〃
80	30.5	7両4人扶持	$\frac{1}{3}$人　〃
70	26	6両3人	1　両
		5両3人	3　分
		3両2人	2　朱

「麻生日記抜」による。

さらに経費の節減を徹底させるためには、「此度御改正御省略之儀ニ付御人減之御暇被下候」、として家臣団の整理をも余儀されており、文化三年（一八〇六）二月から四月までの間に、九名の家臣が整理されている（前掲「麻生藩の財政」）。このような結果、藩財政の困窮が深刻化した幕末期の「新庄駿河守殿家来衆安政五年礼式」（県立歴史館所蔵須田家文書）から作成した家臣団構成は、表③のようである。

〔表３〕家臣団の構成（二）

石　高	人　数	比　率	主な役職
270石	1	4.6	家　老
200	1		家　老
150	1		徒士頭
100	2		用　人
90	2	4.6	用人助，納戸役
70	1		徒士頭格
50	2		近習
20人扶持	2	8.2	用人助
18	1		
15	6		大目付，奥付
13	7	8.2	取次
10	2		代官，医師
8	24	53.5	郡奉行，山奉行
3	24		
2	11		
足　軽	23	20.9	
合　計	110人	100%	

「新庄駿河守殿家来衆安政五年礼式」より作成

この表からは、二七〇石の家老から一〇〇石の用人までが五人、九〇石から五〇石までの用人助・徒士頭・近習などが同じく五人で、石高で表示される家臣数は僅か一〇人、全家臣の九・二％に過ぎない。また、扶持方家臣は、二〇人扶持から一五人扶持までが九人で八・二％、一三人扶持から一〇人扶持も同じく八・二％、八人扶持と三人扶持がそれぞれ二四人で合せて四三％を占めている。これに二人扶持の一〇％

を加えると、八人扶持以下が五三％と過半数となっている。

このような零細な家臣団構成は、慶安二年（一六四九）の幕府軍役積もりが、一万石で人数二三五人の規定に対して半数にも満たない状況である。したがって、このような実態では、幕命による諸義務の遂行も困難なため、事ある場合には一時的な浪人召抱えや、領内村役人の徒士取立て、さらには有力農民からの郷足軽取立てなども実施している。ちなみに異国船の出没が問題となった文化八年（一八一一）には二〇人の郷足軽、幕府から海岸防備を命ぜられた嘉永三年（一八五〇）には、四〇人の郷足軽が取り立てられている。（「麻生藩の異国船対策と郷足軽について」『麻生の文化』四号）。この郷足軽の制度は、異国船来航による沿岸防備のための臨時的なものであったが、それが常備兵力の不足を補う恒常的なものへと変化していった。しかも、幕末期の混乱にともなって次第にその人数を増し、万延元年（一八六〇）にはその身分が、普代抱えと一代抱えに区分されたが、廃藩時には普代抱えと一代抱えを合わせて二〇〇余名の郷足軽が、藩の末端組織に編入されていたのであった。

以上、麻生藩についての概要と藩政の一端を紹介してみたが、既に制限紙数をこえているので終りとする。

参考

〔藩の職制〕

○藩の職制の大綱（明治二年四月改正）

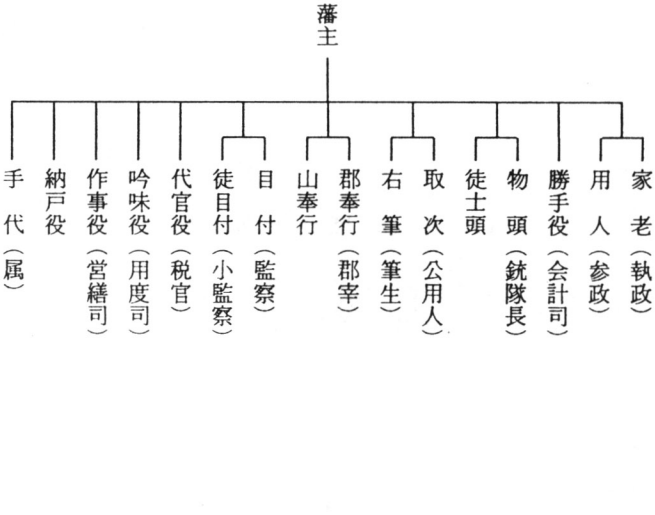

〔領内支配（地方支配）の職制と統計〕

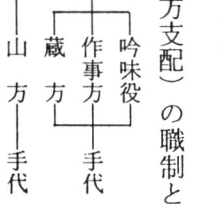

●郡奉行は二人、山奉行は一人で十人扶持内外、代官は二人、山代官は一人で八人扶持内外（幕末期）。

大生氏について

窪谷　章

一　大生の古墳に眠っている人は誰であろうか？

これは古墳を見る人、研究する人にとって興味ある問題であり、知りたいことである。然し現在までに考古学者が発掘した数多くの古墳の中に埋葬者の名前の書いてある金石文や木簡等は一つもないのである。飛鳥時代・奈良時代に築造された天皇陵は誰の墓であるか判るらしいが、地方の古墳の被葬者の名前はわからない。例えば世情を沸かせた高松塚・藤の木古墳のように豪華なる品々が出土しても誰の墓であるかはわからないのである。

確かなる証拠がない限り学者は、是は誰の墓であるという判断はしないのが普通である。大生西古墳群の最大の子子舞塚（まごまいつか）を発掘調査した故大場磐雄博士（國学院大学教授）は勇気をもって、大生古墳群は大和朝廷が古墳時代に東国である現在の関東地方を平定したおり功績のあった部将の多氏一族の奥津城（おくつき＝墓）であろうと述べている。其の説によれば、

古典を読んで考えると、多氏は「意富」「多」「大」等と書き、我国の古氏族中最も活躍したグループの一つであってその祖は神武天皇の長子神八井耳命との伝承があり、九州の肥の国方面を発祥の地であると言っている。神武天皇東征の時其の部将達のグループの一として、大和の国「現在の奈良県」の三輪山近辺に移住して一族大いに栄えた。その子孫が大和朝廷東国平定の際に部将として活躍し各地に分派した。その時代は古墳時代であるらしい。常陸へ進軍した部将に建借間命があり那賀の國造の初祖である。水戸市の愛宕山古墳は其の墳墓に比定されている。潮来町の大生古墳群に眠る人達は建借間命一族「多族」の分派であり、大生神社はその氏神である。大生の地名はこの氏族が開拓した土地から付けられた。

なお併せて鹿島神宮（常陸國風土記には香島神社とある）の創始について述べると、常陸風土記に「天大神社・坂戸社・沼尾社の三処を合わせて香島の大神と総称する」と見えるが、坂戸・沼尾の二神社はこの地方の神として大和朝廷平定以前から祠られていたと考えられる。天大神社が今の本宮に相当することになるが、これは天のオフ「多」の社と訓むべきで多一族の奉祠社たることを物語っている。

即ち行方郡も鹿島郡も共に、建借間命を祖先とする多一族

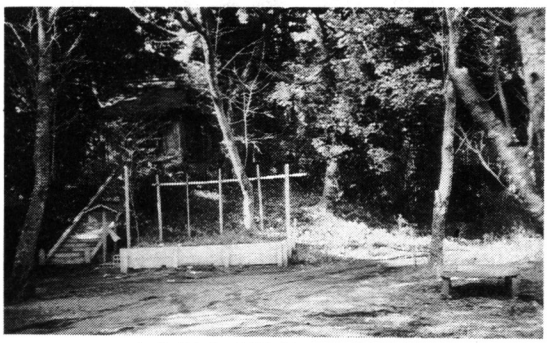

大生氏の奥津月　大殿神社

の仲「那賀」國造の統治下に属し、鹿島の地名は肥前の国の鹿島から移住したので付けられた。同族が東国移住にさいして古来この地方の霊神たる坂戸・沼尾両神と共に、多氏の氏神として大和の国に祭られている多神社（祭神健御雷之男神）の分神とを併せて鹿島神宮と称したに相違ない。故に鹿島神宮と大生神社は多族の氏神であり同一祭神健御雷之男神（たけみかずちのかみ＝大和朝廷の尊崇した武の神）を祠ってあり特別の縁故があった。爾後の多族ついては史料に乏しいが推察するところ、行方郡内の多族の繁栄はいかなる理由か衰微を来した。これに反して鹿島神宮は社勢頗る上がり常陸國随一の大社となった。中世以後は多氏の末裔が此の地の豪族として存在し、大生氏を名乗った。鎌倉時代には此の地に鳳凰台城を築いたが第十四代大生玄幹は特に大生神社を崇敬し、社殿を造営し、祭事を行なったと伝えている。室町時代天正十七年に天火によって社殿が焼失したが、豊臣秀吉は大生氏に再建を命じた。その後江戸時代になり、大生氏は佐竹氏に属していたため領地を没収せられ、後に徳川幕府の臣である土井氏の臣となり大野と改姓した。

以上が大場博士の説である。大生古墳群に眠っている豪族の子孫は現在名古屋・東京方面に居住する大野氏であると云うことになる。

＊　　＊　　＊

二　前記の大場博士の説に対し、東京・名古屋に現住する大野氏は常陸平家の子孫であると言っている。大野家四十三代にあたる大野一造氏の季弟である杉浦楊七氏の所蔵する系譜を記載する。

大野家家系略記

大野家の系図によれば、人皇第五十代の桓武天皇の第三皇子、葛原親王より発すると記されてある。

註　桓武天皇、天平元年丁丑降誕、延暦廿五年三月十七日崩御、御行年七十歳。

葛原親王　延暦三年生誕、仁寿三年六月四日薨去　御行年六十八歳

参考文献、群書系図部集第一　国史大系尊卑分脈第四編

第一代葛原親王・第三代高望、ここに於いて平氏を賜り、第四代良望即ち国香である。良望は弟良将の子将門との合戦に於いて戦死す。良望の子貞盛は藤原秀郷と共に平将門を滅ぼし、子孫には平清盛並に北条氏がある。繁盛は第五代に当たり出羽介に任ぜられ常陸平氏の祖であり、良望の弟良文は関東八平氏の祖である。

第十四代の大生八郎平玄幹は行方郡大生郷を領し、鳳凰台城を構えた。大生の祖である。また大生八郎平玄幹は寿永二年（一一八三）源頼朝に奉仕して、頼朝の信頼極めて厚く、武甕槌命の鎮座ましますところの大生神社を崇拝し、神社の

一切の行事を頼朝より命ぜられた。

註　大生神社の祭神は武甕槌命にて、景雲二年（七六八）の時、天皇の病気の平癒祈願の為、大和の国に遷座せられ、大同二年（八〇七）大和國より大生郷ニ帰座せられ、その後勅命により鹿島に遷座され、その地の名をとって鹿島神宮と称せられる。

鹿島神宮と大生神社は一体である。

多気太郎平義幹は常陸大椽であったが、八田知家の讒言に常陸大椽の職もまた資幹に移される事となった。

約九代を経て、天正十八年に居城であった府中城（現在の石岡）は滅亡した。当時の常陸大椽平浄幹（海上山城二男）遂に自殺し（十八才）常陸大椽は滅亡した。この時、佐竹氏のために行方・鹿島の常陸平氏の多くは滅ぼされた。然し鳳凰台（現在の潮来町大生）の大生氏は常陸平氏の一族であったが佐竹氏の幕下にあり重臣であったので滅亡を免れた。当時は権力争いのため縁戚の間柄でも戦端を開く場合があった。

第二十七代の大生右衛門尉長定は応永二十三年（一四一七）上杉禅秀の乱に於いて戦死した。

第二十八代大生左京亮平利定は康正年中（一四五五―一四五七）鎌倉騒動の際戦死す。

第二十九代大生右衛門尉平清定は文正年間（一四六六―六七）山内「上杉」顕正と扇谷「上杉」定正との戦いに参戦し戦死す。

第三十代　大生右衛門大夫助定は大永年中（一五二一―二八）の源義明の乱の折出陣し戦死す。

第三十一代大生隠岐守定信は佐竹麾下にあり、また島崎左衛門入道宗菴もまた佐竹氏麾下にあった。

麻生城主の麻生左衛門入道残雪並びに龍ケ崎尾張守の軍勢が夜襲をかけ島崎城を攻めた折、島崎の将兵は半ば破れて乱れた節、大生隠岐守定信はしんがりに進み、敵を敗退せしめ、島崎城が安泰であってが、定信は遂に戦死する不幸となった。

斯くの如く第三十二代大生弾正平定守の父をはじめ、祖先五代に亘りすべて戦場の露と消えられたのである。

大生弾正平定守等は佐竹氏の麾下となっていたが、父定信の功績により、また定守の軍事上の才能を認められ、佐竹義宣より佐竹一族に準ずる待遇をうけ、五本骨の扇の紋を使用することを許された。

天正十八年（一五九一）豊臣秀吉、小田原の北条征伐の折秀吉の麾下であった佐竹氏は強大なる軍事力をもって参戦した。この功績により佐竹氏は常陸の統治を任せられた。この時に常陸平氏の分派であった行方・鹿島の三十三館の領主は佐竹の本拠地常陸太田に策略をもって呼び出され、殆ど滅ぼされてしまったが、大生氏は佐竹氏の功臣であったのでこの難を逃れた。

関ケ原合戦（一六〇〇）の際、佐竹氏は参戦はしなかったが、西軍に加担したとのかどにより慶長七年（一六〇二）羽州秋田に左遷せられ、常陸の領土は没収されるに至った。その折に大生弾正平定守もまた禄を失い、大生郷に帰り鳳凰台城を壊し、自ら野人となり名を太郎左衛門と称し閑蟄生活に入った。

慶長十七年（一六一二）、徳川幕府の大老大炊頭佐倉藩主土井利勝は礼を厚くして、定守を迎えんとしたが老齢を理由にこれを断ったが、二子即ち大生仁兵衛定仍並びに大生市左衛門定年を土井侯の許に遣わした。

或る時利勝公が定仍に曰く、「称号大生不利喝、宜収大野氏　従是以称大野氏一家氏族同改曰大野氏。」と系図の中に示されていることにより、大生を大野と改められたものである。

慶長十九年十二月、大阪冬の陣に土井利勝公に奉仕して出陣することになり、大野仁兵衛定仍同大野市左ェ門は各隊長として出陣、大野弾正平定守に老年のため留守役を申し入れたが定守曰く「我が祖先五代和相続いて名誉の戦死を遂げて居られるのに、我が家に生まれ吾一人戦いを見て、これに参加しないことは何とも忍び難い」と馬上の人となり出陣された。大阪へ赴く途中、静岡県藤枝駅に於いて熱病にかかられ遂に陣没された。定年は父定守の亡骸を一時仮埋葬し大阪へ向った。定年は大阪の役において勲功を立て。帰路藤枝に至り父定守の遺骨を奉じ、郷里大生の庄に帰り、大生の原に塚を築造し、大生霊神として大生殿霊神の塚と称し、大生定年が父定守の碑を建立した。後年村民が社殿を建立し、毎年四月十四日に大生区長が祭主となり、村民相集まり大祭を執行している。

父母故表石

明暦二年丙申七月　　大生市左衛門定年

敬書

大野市左衛門定年には四男二女があった。自ら感ずる所があって三男である定輝に家督を嗣がしめた。土井利房公に奉仕し天和二年（一六一六）壬戌春領所越前大野城に賜った。そうして移封された。そこで家臣が大野ではと、姓を旧姓にし大生に復し大生市左衛門平定輝と称した。或る日当時西尾城主であった土井利勝公「土井利房公の兄」が定輝の宅を訪れた時、長男である定矩は六歳であった。利長公に謁を賜りし際いたくその聡明を愛され、定輝に向え定矩を西尾藩に仕える様に約束せしめられた。寛文十一年（一六七一）定矩十三歳の時、土井利長の君側に仕え禄百五十石を賜り、典謁者の役に就いた。四代利信公の時、刈谷藩主に移封された時は延享四年（一七四七）丁卯二月十一日の事であった。利長公に奉仕した大野市右衛門宗矩、後善右衛門と改めた。刈谷大野家の祖と云うべきである。

大生家では定輝が父定年の命により家督を継ぎ、その長男

は父のあとを継ぎ、次男は母方の一尾家の養子となったが早世したので、三男がまた一尾家の養子となった。四男はこれまた早世した。

宗矩より六代を経て、明治に至り大野定となり、定は命により大野介蔵家督を嗣ぐ、これ四十二代である。刈谷の大野家始祖である「大生善右衛門定矩」二十七年後、大生の姓より大野に姓を変える。

大野家家系略記

大野家家系略記は大野家四十三代大野一造が整理し書きしるしたものである。それを弟並びに息子等へ与えたるものであるが、茲に記し参考に供する次第である。

尚、四十三代大野一造は家訓として次の様に書き残している。

家訓

大野弾正定守の碑文及大野善右衛門平定矩（刈谷大野家の祖）墓誌は吾々子孫の深く肝に銘ずべきものである。

一　毎日の行為に対し、事前に充分熟慮し、然る後断行すべきである。

二　毎日なしたる行為に対し、常に反省し将来萬遺憾なきを期すべきである。

大野家家系略記は、家門を汚さざる様一門の子孫に与える。

桓武天皇——葛原親王——高見王——高望——良望——繁盛——兼忠——維幹——為幹——重幹——致幹——清幹——盛幹——家幹——玄幹——村幹——信幹——忠幹——重清——道清——定清——定幹——元清——国清——国定——国長——長幹——長定——利定——清定——助定——定信——定守——定年——定輝——定　——定之——定義——定孝——定聴——定準——定——介蔵——一蔵

第三代　高望王より平氏の姓を賜る

第七代　維幹親王任之常陸大掾となり常陸全国を領す

第十四代　玄幹、大生家の祖、鳳凰台城主行方郡を領す

第三十三代　定年、大野家の始祖大生家嫡流

第三十五代　定矩、刈谷大野祖、大生家嫡流

大通院殿智厳良勝大居士国子祭酒「大学頭」林信篤の門人国枝東四郎紀齊賢に嘱「依頼」してその墓誌を造る。

其の略「要領」に曰く

大野善右衛門先生、平姓諱は貞範武州「武蔵国」江戸の人なり。其の曾大父「ヒイヂヂ」大生弾正諱定守、世々常州「常陸国」大生邑を領せり。後大炊頭土井利勝に仕え、慶長年中大阪の役に随い会々「タマタマ」塗「ミチ道」卒「死す」す

駿州の藤枝駅に葬る。大父「祖父」市左ェ門諱定年、能州の牧「大名」土井利房公に擢んぜられて柄臣「政権を握る家来」と為る。父市左衛門諱は定輝、父の職を蔭襲「父の功績に依って、其の御蔭で其の職を受ける」し禄千一百石を食む。石州の牧朝倉氏を娶り寔「マコト」に先生を産む。

恭しく惟「オモウ」に、先生謹厚篤誠　誉揚がらず喜慍色なし。学は古今を通じ、芸は文武を兼ね、最も礼典「国定の礼儀作法」楽術に精し、著書若干甚だ時務「其の時に必要な国務」弘む。

甫めて「ハジメテ」六歳武庫令土井君侯に上謁し、十三歳笈仕「吉凶ヲウラナッテ仕える」に方り典謁者「来客取締役」に遷り、禄百五石を賜ひ軽卒を董振「取締リ振リオコス」す癸巳「正徳三年」寺社校勘「ヨクナイ住職ヤ神主ヲ取リ調べル職」を兼ね、訊鞫論報「キビシク罪状ヲ問イ質シテ論告スル」、常に痰喘「ゼンソク」に罹り　滞月を閲し「イク月モ長ビイテナオラナイ」愈憊「ツカ」れ志愈堅し。暑痕劇し「先日来ノ病気ハ悪クナッタ」

其の長子貞之、次子貞弘等を萃「アツ」め後事を嘱し、且つ遺命して曰く「凡そ職を奉じ奔命する者は忠尽に若くはなし、苟も窮達「オチブレテモ栄エテモ」を以て志操を易えず、徳は遐邇「遠近」に範「手本」を勲に叙世「末世」を蓋ふ。茲に存するのみと奄然「直ちに」として瞑す。享年五十七時に正徳乙未正月十日なり。

武州駒込高林寺に葬る。銘に曰く

懿なねかな夫子「徳行善美ナルカナ先生」
寛恕にして坤厚「心広ク思イヤリ深イ」
其の知る所を行ひ
言は苟もする所を行ひ
道を楽しみて倦まず
人を教えて善を誘ふ
春の雲、秋の露龍吟して電吼ふ「先生の剛柔両面の性格」
知は孫呉を呑み「兵法大家孫呉を併せ呑み」
効忠矢直「忠義は矢の如く真直ぐ正シカッタ」
典幹縄糾「不正ノ者ヲ取調ベテ之ヲ正シクスル」
棠陰留らず「召伯ノ如ク諸国ヲ巡回シナカッタ」
空しく培婁に対す「国元ニアッテ尽くし小山ニ対シテイタ
貞石之に刊「キザ」む「墓石ニ其事績ヲ刻ム」
芳献莫ぞ朽ちん「先生の功績は永久ニ朽チナイ」

丸の内大の字の紋の由来

定守の系図の中に記されている記録は左の如くである。

当家幕紋丸の内大文字也。此の紋大椽家所伝也。旗紋華表也原其所従来先祖国清一戦之時兵疲矢竭余之何干時中心黙禱大生大明神、忽覚感応而華表之形於旗上、国清諸卒皆羅拝乗急撃敵軍不得禦戦側方敗走。蓋依神霊擁護之徳以為吉祥之為旗後嫡家之外不妄伝此紋

とあります。大生家の幕紋は丸の内大の字である。此の紋は常陸大椽家に伝わる所のもので旗　は鳥居である。その原は祖先の国清「大生孫次郎下野守」の一戦の時である。国清の系図に記録されるところは次ぎの様である。

「頃歳、新田・足利両家相悪故天下悉為戦国応催促従、常州及出兵則大椽者依為氏族之棟属之而屢顕軍功」とあります。国清の一戦というのは竹の下戦の事であって、竹の下戦は次の通である。

「建武三年十二月十一日、箱根山一帯で行なわれた足利尊氏直義兄弟と尊良親王を上将軍とする新田義貞との戦い、尊良親王は義貞と争い建武政権に反旗をひるがへした尊氏追討の命を受けて東下し、緒戦に直義・高師泰の軍を破って箱根口に向かった。尊氏は退勢挽回のため竹の下道から迂回し、足柄明神の南に陣した義貞の支隊を奇襲して之を破り、伊豆国府までも追撃した。

この為義貞は箱根口では大勝しながら総くずれとなって西走した。南北朝の内乱の序幕となった。国清側は撃破されて兵士は疲れ、矢もなくなり危台に臨んだ折、大生大明神を黙禱しましたらたちまち感応が現われて鳥居の形が旗上に現われたので、国清及諸卒皆恭しく羅拝し、その勢いに乗じて敵軍を急撃し、敵禦出来ず竿を倒して敗走しました。このこと蓋大生大明神の神霊の擁護の徳であり、吉祥のしるしである故旗紋は嫡家の外みだりに伝えてはならないとあります。

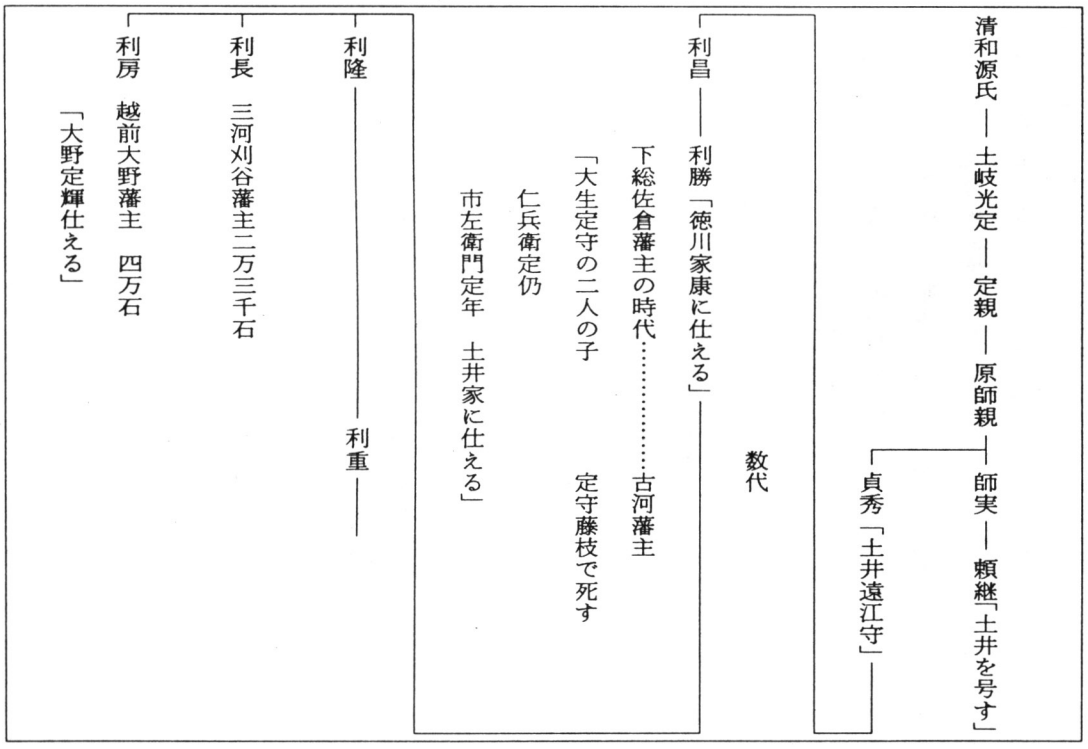

関戸家名相続物語　関戸如水

関戸忠男

まえがき

此文書は今より拾数代前の関戸利右衛門　綱正（如水）が、子孫の教育の為或るいは処世の手引きの為に書き残した如水自身の一代記であります。

如水は麻生藩士であったが貞享元年（1684）二月叔父に当る潮来の関戸理兵衛（上関戸家）の養子になり、浜関戸より妻を娶り、同年秋に家督を相続する。その当時の関戸家は、かつて先祖が島崎城の重臣であった事により村年寄に押されて居たが、生活は事情により困窮していた。

如水は三四年農業に従事するが商売を思い立った、時代は貞享の終わり元禄の始め頃で、潮来へ仙台津軽南部等諸藩の海船が回航し始めたころであった。如水の商事は段々に発展し伊丹酒を売り材木商を始め、高瀬船を作り回漕業を始めて仙台石巻辺りを回り取引を固めて行った。一方同族で妻の里でもある浜関戸（本文中「はま」とある）の方も、津軽藩の仕事をしていたがその生活は不如意であったので、如水はこれも建て直した。私共子孫は「中興の御先祖様」と代々口伝えに教えられて来ましたが、其の源は此文書だったのです。

其の他大火事の物語や、家財道具の品々、子孫の独立資金の利殖法や、嫁入支度など迄記されていますから、当時の生活様式が読み取れます。

如水は八十四才で生涯を終わるのですが、本書の三巻までは元禄十三年（1700）迄に書かれ、巻末に寛保元年（1741）如水八十一才とあるので、最後の仕上げの頃は今から二百五十年前（1991）に書かれました。凡五十才位で隠居した時代としては可成り高齢でした。文章は片仮名まじりですが全部平仮名にし、原文の侭です。読みにくいですが、宜しく判読お願いします。

読後、元禄時代は好景気だった、昭和時代の後半から現在が此時代の再来なのかと考えさせられました。

私宅に此の本を関戸正己（主禮）と其の弟田口秀實が各々写した本が在りますが、潮来町史編さん室の植田先生が潮来高等学校教諭時代に、解読していただいた田口秀實筆写本の方を紹介いたします。

平成三年十二月　関戸忠男

関戸家系譜（上浜関戸家）

千葉介　平常胤　男　国分五郎左衛門尉胤通　六世孫　五郎左衛門朝綱　始領関戸村　朝綱七世孫

平　辰兼
丹波　守　属島崎氏
住　常陸国行方郡板久村
今立兼台　是其跡也

辰　尚
玄蕃允
文禄三年七月二十五日没法名道朝

正　友
通称　利右衛門
父玄蕃没後　寓下総国香取郡津宮村
久保木主水家元和始弟興正栄来干板久
寛永十六年十一月二十四日没
法名　道歓　葬干　長勝寺

正　栄
↓

辰　則
一云　正行　通称正左衛門
正保四年三月十九日没
法名　宗関　葬干長勝寺

↓

正　栄
浜関戸祖　称木工允
元和七年七月十日没
法名　栄月浄秀居士　板久村普門院葬

上関戸家を示す
浜関戸家を示す
↓
後々続く
平成三年十二月　忠男調べ

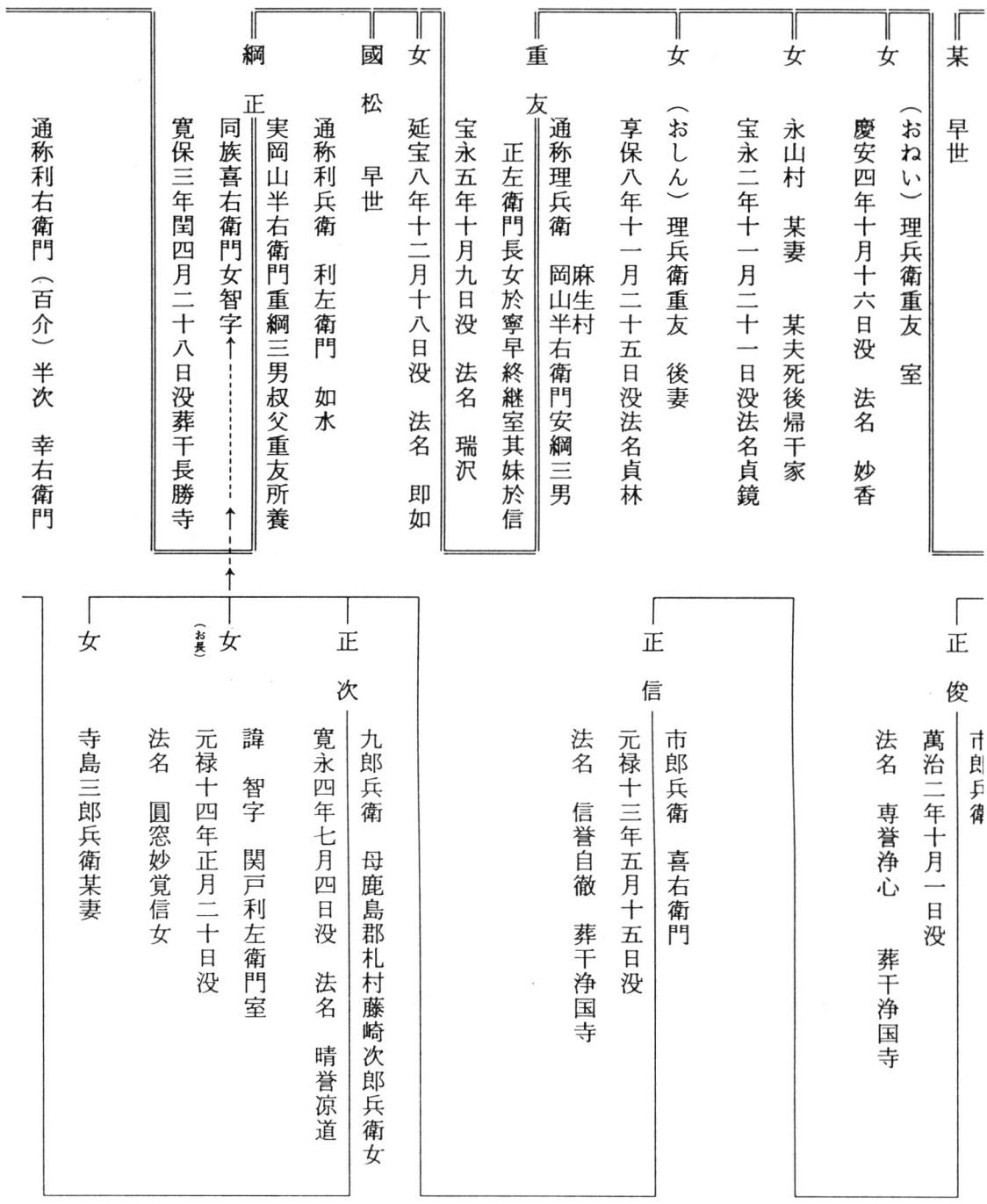
某
早世
女
（おねい）理兵衛重友　室
慶安四年十月十六日没　法名　妙香
女
永山村　某妻　某夫死後帰干家
宝永二年十一月二十一日没法名貞鏡
女
（おしん）理兵衛重友　後妻
享保八年十一月二十五日没法名貞林
重友
通称理兵衛　麻生村
岡山半右衛門安綱三男
正左衛門長女於寧早終継室其妹於信
宝永五年十月九日没　法名　瑞沢
女
延宝八年十二月十八日没　法名　即如
國松　早世
綱正
通称利兵衛　利左衛門　如水
実岡山半右衛門重綱三男叔父重友所養
同族喜右衛門女智字
寛保三年閏四月二十八日没葬干長勝寺
通称利右衛門（百介）半次　幸右衛門
市郎兵衛
正俊
萬治二年十月一日没
法名　専誉浄心　葬干浄国寺
正信
市郎兵衛　喜右衛門
元禄十三年五月十五日没
法名　信誉自徹　葬干浄国寺
正次
九郎兵衛　母鹿島郡札村藤崎次郎兵衛女
寛永四年七月四日没　法名　晴誉涼道
女
（お長）
諱　智字　関戸利左衛門室
元禄十四年正月二十日没
法名　圓窓妙覚信女
女
寺島三郎兵衛某妻

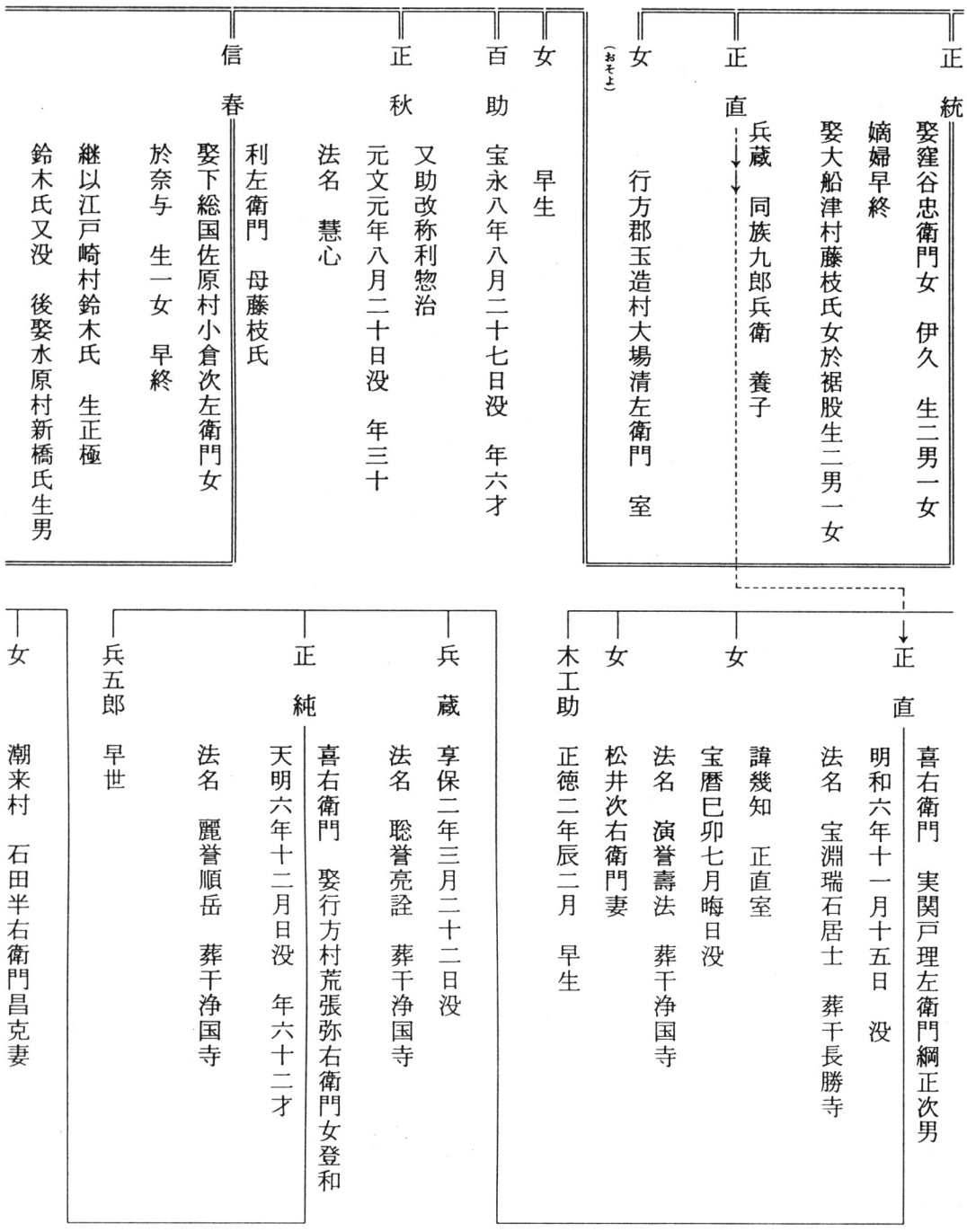
正統
娶窪谷忠衛門女　伊久　生二男一女
嫡婦早終
娶大船津村藤枝氏女於裾股生二男一女
正直
兵蔵　同族九郎兵衛　養子
女（おそよ）
行方郡玉造村大場清左衛門　室
女
早生
百助
宝永八年八月二十七日没　年六才
正秋
又助改称利惣治
元文元年八月二十日没　年三十
法名　慧心
信春
利左衛門　母藤枝氏
娶下総国佐原村小倉次左衛門女
於奈与　生一女　早終
継以江戸崎村鈴木氏　生正極
鈴木氏又没　後娶水原村新橋氏生男
正直
喜右衛門　実関戸理左衛門綱正次男
明和六年十一月十五日　没
法名　宝淵瑞石居士　葬干長勝寺
女
諱幾知　正直室
宝暦巳卯七月晦日没
女
法名　演誉壽法　葬干浄国寺
松井次右衛門妻
木工助
正徳二年辰二月　早生
兵蔵
享保二年三月二十二日没
法名　聡誉亮詮　葬干浄国寺
正純
喜右衛門　娶行方村荒張弥右衛門女登和
天明六年十二月日没　年六十二才
法名　麗誉順岳　葬干浄国寺
兵五郎
早世
女
潮来村　石田半右衛門昌克妻

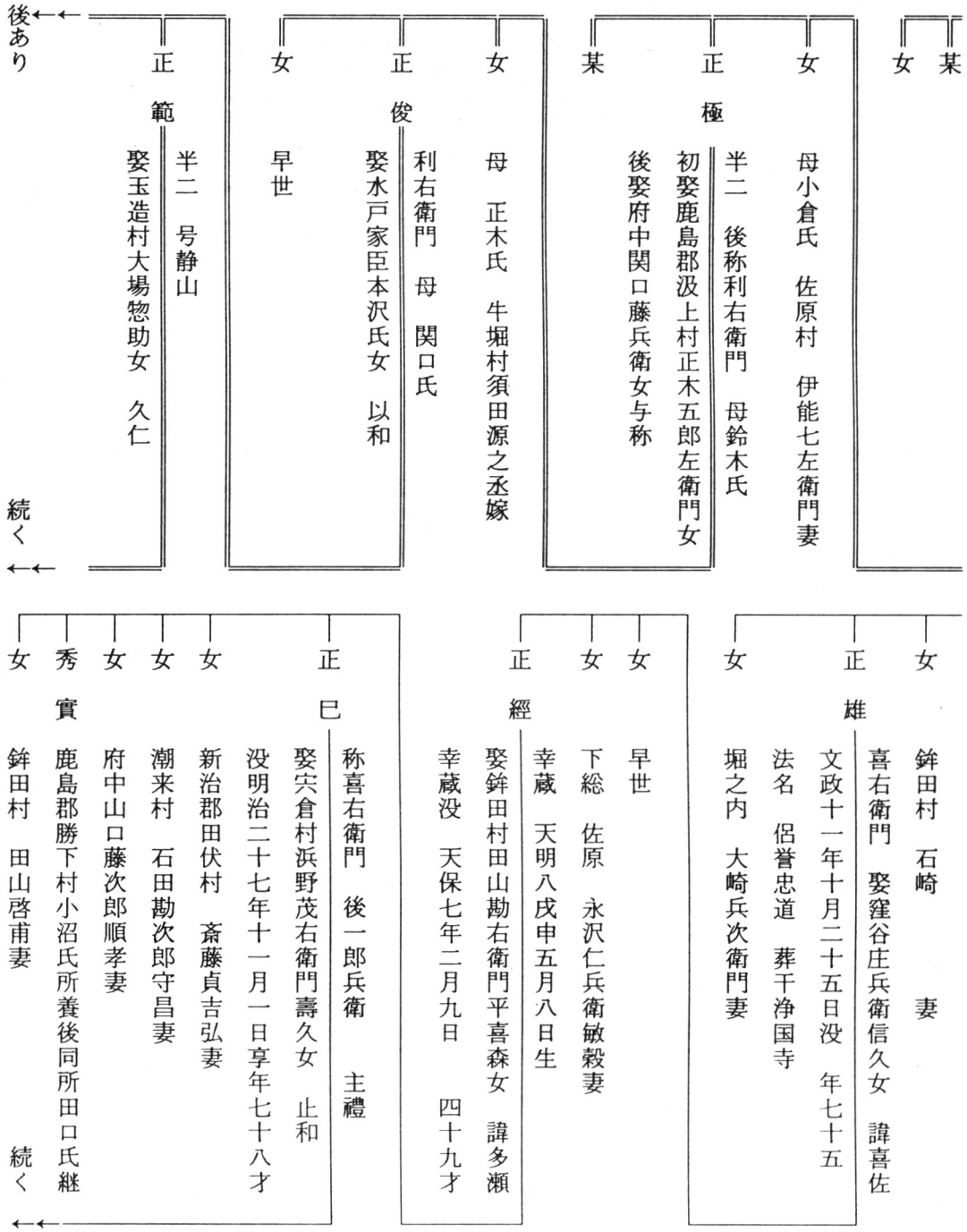
某
女
女
母小倉氏　佐原村　伊能七左衛門妻
正極
半二　後称利右衛門　母鈴木氏
初娶鹿島郡汲上村正木五郎左衛門女
後娶府中関口藤兵衛女与称
某
女
母　正木氏　牛堀村須田源之丞嫁
正俊
利右衛門　母　関口氏
娶水戸家臣本沢氏女　以和
女
早世
後あり
正範
半二　号静山
娶玉造村大場惣助女　久仁
続く
女
鉾田村　石崎　妻
正雄
喜右衛門　娶窪谷庄兵衛信久女　諱喜佐
文政十一年十月二十五日没　年七十五
法名　侶誉忠道　葬干浄国寺
女
堀之内　大崎兵次衛門妻
女
早世
女
下総　佐原　永沢仁兵衛敏穀妻
正経
幸蔵　天明八戊申五月八日生
娶鉾田村田山勘右衛門平喜森女　諱多瀬
幸蔵没　天保七年二月九日　四十九才
正
巳
称喜右衛門　後一郎兵衛　主禮
娶宍倉村浜野茂右衛門壽久女　止和
没明治二十七年十一月一日享年七十八才
女
新治郡田伏村　斎藤貞吉弘妻
女
潮来村　石田勘次郎守昌妻
女
府中山口藤次郎順孝妻
秀
實
鹿島郡勝下村小沼氏所養後同所田口氏継
女
鉾田村　田山啓甫妻
続く

関戸家名相続物語

初巻目

一国松早逝して藤兵衛引取る事　並庄三郎事
綱正家督相続に付色々苦しむ事
仝金銀は大切なる物と初めて知る事

弐巻目

一綱正商事初めて思い立候事
津軽材木江戸廻し受取之事
古手並伊丹酒売初候事
見世店普請之事
貝がら塚傳次郎火事之事
仙台荷物潮来へ初めて廻る事
仝仙台並石巻へ下り候事
高瀬船造候事
店の蔵造り候事
材木商売初候事

三巻目

一関戸本殿之名跡相続之事
無拠利兵衛請負候事
関戸喜右衛門殿不勝に被成候事
並病気に付兵蔵を以而名跡相続為致度之儀瑞沢方へ及相談
利兵衛方へ被申付無拠利兵衛請申候事

四巻目

一養父母へ綱正務めたる寸志之事
養父の教に随而次男三女を在付候事
並孫甥抔へものたねを心付候事

五巻目

一利左衛門綱正隠居之事
利兵衛家督之事
利左衛門役儀之事
正徳二年辰之六月一日に亦隠居にて本殿の名跡を取立候事
並本家利惣次へ手伝之事
亦本家へ田地なと合力致候事
長勝寺へ寄付之事
大祖丹波守殿法名を改名牌致建立之事
本殿之名跡二度相続の事

初巻

国松早逝して藤兵衛引取事
並庄三郎事
綱正（号 如水）家督相続之事
附色々及難儀候事

一延宝三乙卯（1675）八月十七日国松（重友の嫡子）十七才にて病死す法名竹蔭全節
居士と号す然共重友（如水の舅）名跡を継ぐ子なし嫡女お志んは大島村
の長黒田藤兵衛方へ嫁し三四年をおくり候へ共未だ一子も

なくれば互いに家相続の為にはお志んを此方へ返しもらひ度し由及相談候処に黒田の家は外に継人も有之の間夫婦共に参度のよし申依之延宝四辰の春藤兵衛夫婦大島より引取る其頃は重友は広く商売を業とすれは他人の金銀を取扱事共多く勿論養父の名代を勤て方々駆回候へ共折から悪敷友に交り悪所へひかれ博奕にはまり金銀を失う事度々成るに依て養父もたたならぬ事におもひ人を以ていろいろ意見等を加へ候へは藤兵衛も謬り至極の上向後左様交わり堅く相止可申由先非を悔て其後は左様之友も遠ざかり家業のこと欠さる心を付る様に相見候依て午の秋中より段々穀物を買出し売方の為に藤兵衛は江戸へ登り百日計逗留の内手筋者共にたふらかされ金子二百六七十両余不勘定にて国本へ戻るへき様もなくれば一通の書置を残し江戸より直ちに立除き其行方しれす後は大嶋へ立返り剃髪の身となり八九年を経て死去致し候と云

一延宝六年(1678)午の極月初に藤兵衛は江戸より直ちに立ち除き候へは重友夫婦は外聞實儀共に難儀至極に存候へ共可致様も無之打過す処に日頃の人々打寄色々相談評議致候へ共藤兵衛事は一度ならす大金を失ひ悪敷癖付候者に候へは最早取持返すへき様も無之候然は利兵衛重友ことも五十に余り定る家督なくて安堵せさる事也幸ひ宮本了西の弟庄三郎はいまた身上も定り不申尤お志ん母と了西庄三郎も母方の従弟なれは此家とても如在はならぬわけ也勿論庄三郎を何方へ片付候共別家を取立候共了西之せわに候此訳を以而我々取持候はは先二百両も入末々も取立候様に為申合候とかく此上は利(重友)兵衛夫婦は不仕合の上に候間了西並又兵衛方(庄三郎の中兄)へまかせ一切かまはぬ様に申合候て又兵衛指引きを以而何分にも此跡は可立候由にて人々取持候て深其相談相整ひ了西並又兵衛も得心之上自然に相究候事則未極月中庄三郎を取立家財田畑一ウ五人乗本まき作り高瀬壱艘店商物仕入金高百両余諸帳面共々不残引渡し重友夫婦は大門下りしせうじ地蔵堂より下へ小宏を調ひ髪をそり名を瑞沢□□(むし食い)となりて立之儘にて閑居へ引込一服十二銭宛の薬をうり是を渡世の助として月日を送り候へき

一娘は此事本意ならすふかきおもひにきけん勝れすぶらぶらと打煩ひ両親おとろき佛神へ祈り医療色々尽すと雖共志るしなく延宝八庚申極月十一日に二十五才にして卒す法名観相即如と号す是より貞林(如水の姑)も髪をおろし夫婦とも弥世をのかるる心となる

一庄(宮本)三郎は関戸の家に来るといへ共初より妻は心に不叶了西より二百両の金子は渡らす瑞沢方(理兵衛重友)よりは申合之通りかまはす本より好物の酒を朝夕の友として渡世の業も心にそまされは色々不宜友をあつめて身持ちあしかれは中兄又兵衛せわに致すといへ共是を不用彼是致内に妻にはおくれ指引を致す人もなくれは増々悪事長し博奕大酒を業と致と云事を聞て瑞沢夫婦は安からぬ事とおもひ候へ共重々不仕合之上

兎角之吟味も及はす勿論初より了西又兵衛へ相渡し指引も此方より不致筈に堅く申合候故不及是非捨置候処家財諸道具も皆ちりうせ屋根壁も破れはて候上戌の六月十三日夕関口三郎衛門出火にて町通り門長屋見勢店の売物少も残りたる商売物一宇も不残焼失ひ彼是せんかたもなかりしにや天和二年(1682)戌極月二十日の夜家を捨て行方志れす立退く後に聞は下総国佐倉之殿の仕送を了西被致候に付手代番頭を遣置候間此後処々へまいり居候後さくらにて妻を求めて余年を経て後妻子と共に当地に帰り東六丁目の角屋敷に居住して五十有余にして卒す今の庄三郎は其子也

一其頃宮本了西は六七万両の分限のさた次第窪谷又兵衛と云は四丁目の浜橋本の角屋敷之宅にして一二千両の株にて能商人なり夫婦共に早逝し其嫡男は庄太夫と云て窪谷常月の隠居代持となって今庄兵衛西となり屋敷に居宅して中隠居と云て商売を業とする大酒にて後は内損の煩いにて早逝す其弟を伊衛門と云て又兵衛の家を継ぐ是も利発なる生つきの様に見えて志まらぬ故度々商を志そこなひ身上を破り其身も大酒脾胃をやふり若して死し家屋敷をも失ひ其子伊衛門成長して東七丁目浜通りに借宅して浜田屋伊衛門と云若けれとも能商をすると云

一瑞沢夫婦(重文)は不及是非又庄三郎か住荒したる家に立帰り其後麻生岡山半衛門(如水実父)は実兄なれは此年月重々苦労艱難に迫りてやるかたなき物語其上名跡の立間敷ことを歎き何とそ六内(如水)を呼下し少分にも此家を相続為致度し由よぎなく歎き申さるるに付て江戸へ申来る某も無據儀とは存候へ共別ありて新庄隠岐守直時の御遺言を以て少分にも被召出漸二三年を勤て只今永之御暇共申立られ間敷事勿論本意ならさる事其上潮来も近年藤兵衛庄三郎色々と取乱したる家のよし中々某なとの若年と申不才と申取たばねの可相成ものともゆめゆめ不奉存候間幾重にも御免を蒙り可申と再往申候へ共伯父老身の難儀を見捨かたきの由実父より度々申来る事違背致し難く則亥の夏中より家老中へ色々内意を頼み秋中より御暇を申込子の正月末々漸く相済麻生へ下る

一貞享元甲子(1684)二月九日に綱正二十四才にして則関戸之家に来る岡山六内を改て関戸利(如水)兵衛となる

一関戸市兵衛(浜関戸)二女お長十七才にして仝四月九日に婚礼を調ふ此家は元来此方よりわかり玄蕃殿の血筋なるとて養父是を定む

一仝年の秋になり養父隠居可被致之由に候間我々も驚き申候は某若年と申春此処に参り未だ東西もわかたぬ躰に御座候せめて来秋過迄もと色々願候へ共此年月色々の苦労難儀の思を一日も早く安めさせられ度之由達て被仰候へは不及是非御心にまかせ則西一丁目新宿之内久次郎と云者の裏屋敷の土手際にて小高き所を五六十坪程借地をして杉の角柱以て三間半に五間程の掘立家に造り夫婦下女一人にて貞享元子十一月二十一日移従(住?)なる

一瑞沢君（男重友）は辰の御年にて此時五十七才也貞林君は巳の御年にて四十四才なり

家督之次第

一屋敷宿通りより鎮守稲荷之森迄川岸通りへ六七尺の道あり其外川岸通之屋敷は後の取添也屋敷絵図別紙に委敷記置候也

一右の家は藤兵衛立退庄三郎を引取るに付不吉なるとて延宝八年（1680）未春中平野又八世話にて於下村（おしたむら）（麻生町）にて古屋を調ひ俄に造

家の図

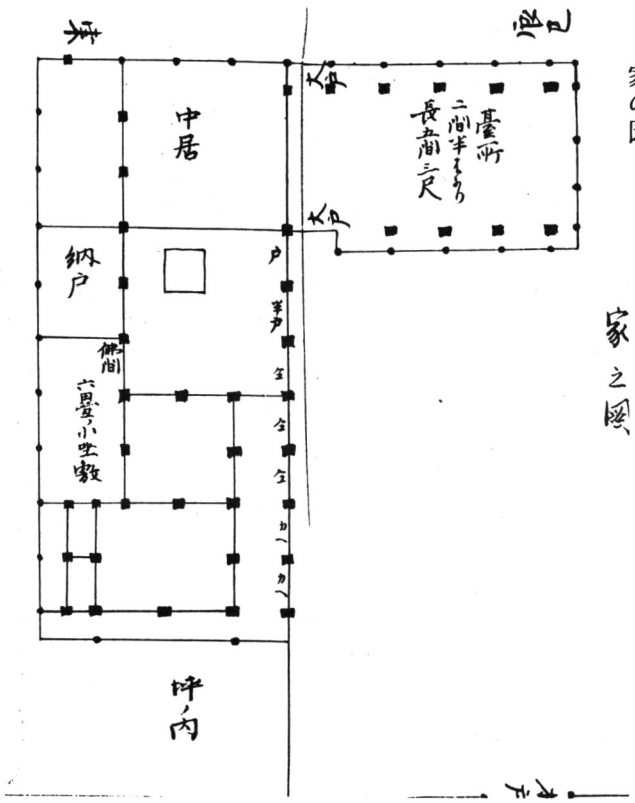

し故造作も半々戸障子も古く台所なとは大分大きなる計りにて上下かためも無之故かたふき（む）見苦しき故後に台所をは皆取中居を台所となし八畳の間を天井をはり壁を直し四畳の縁囲い玄関を付なんとを中居にして佛間を納戸に直し其の外戸障子壁屋根の葺替迄元禄五年（1692）申春冬両度に是を直す其入方金拾両余也

一町並は芦塀竹杉木戸也但し昔は長屋門につゝき二間半に六間半の見勢店有之商物色々仕入候へしか亦々不幸不仕合之上天和二年（1682）戌六月十三日関口三郎衛門出火にて天王町迄焼失の節町通り不残やくる庄三郎代也

一二間に四間の木小屋半分は馬屋也

一九尺に三間の雪隠也

一貞鏡様（男重友の姉）のいん居は今のちん寺のわき榧の木の下にあり

一馬壱疋　此馬は初はなし丑の二月中隠居のかけし無尽金を以而壱両二分にて調ひ立る

一下女壱人　よねといふ普代也年三十五六才

一老婆壱人　よねの祖母也年百三才

一下男壱人　伝三郎　壱年季也取替二分いん居より御渡残り二分はくれ切米おもてより渡す

一下男壱人　六兵衛年十九才利兵衛麻生より召連候普代也

一下女壱人　たま年十九才お長はま（浜関戸）より召連候普代也

但し今蔵の娘也はまにて生れ候故はまの普代也弟弥五郎は此方にて生れ候此方の普代也貞鏡之分に成候故身代と

らず後ただひまをくれ候利兵衛役介にて人となる今太平治とて中居村に居住ひ候

家財之分

一五人弁当　壱通
一茶弁当　壱通
一重箱　壱把但し外黒菊水の本蒔絵内朱
一南京の皿　十二枚但し三通のこわし残りと見ゆる
一今渡南京の大鉢　壱枚家入
一鳥の天塩　八ツ
一大ちよこ　十二取集物
一家具　壱通但しくろわんはげたり腰巻きん筋　水たまのえせんはくろのてふ是二ツは丸盆のあし付
一雑皿　八枚
一水かめ　壱ツ
一古き臼　一　からきぬ五六丁
一古戸棚　戸なし
一車長持　壱ツ
一鍋釜　取合六ツ七ツ
一六枚屏風　仝しく長四尺位今中いん居へ持参する
一せうきの絵壱幅　是は古法眼筆にてあるべし古くより雪村と云伝へ候へ共雪村よりは能き絵也と云綱正表具直しおく
一芦に鷺の絵　壱幅　但し絹地狩野知信筆瑞沢君大名衆より拝領候由
一刀　壱腰　但し藤島友重と云伝ふ重代也綱正拵直し置
一九寸五分　壱腰但し助定のよしさひくさり
右之外上家具絹布のよぎ布団無し其外能物は不見残る物は破れ紛失茶台盞□一切なし
庄三郎二三年居住之内紛失と見へ候也此外雑品もなく金三分とから麦を隠居より調被下候此年の手作もはつれ候と見えたり

田畑之次第

一入付米八俵也　但しおかけ三枚は後に畑にする
　内堀の大田
一入付米六俵也　石から三崎き
一仝　米七俵一斗　新池の下
一仝　米四俵一斗　立兼根田
一仝　米四俵一斗　弁才天
一仝　米壱俵　須の和田切下ケなわ代但し
川並二十間程細帯の如くたね大升壱斗八升まき綱正後に畑を切土手となし苗代をひろけて大升五升まく其後又すぐ安三衛門前を二分とりそへはたけを切下大升八斗余りまく程になる今は都合壱石三斗余まく上々の苗代となる
皆入付〆米三十俵余也　内十五俵入付程手作になる
残り入付米十五俵程
内

公儀へ納る所二十一俵余粮米共に手作の内より六俵程公儀へ出る
但し手前にて入付米十五俵程作り上作にて六俵計の利分見ゆる是を公儀への足し分と見て残米十五六俵程壱ケ年中之飯料となる

畑之事

一入付金弐両壱分銭六貫七百文　村里小畑共に十枚九枚は一分七百文つつ一枚は四百文
昔の入付今は土手を切平け畑広くなる外弐分壱貫文程入
一入付金弐両壱分今は八枚に割直す　坂の下
昔は六枚也壱分弐朱宛入
一入付金壱分二百文　須わた苗代上道通共に弐枚
一入付金弐分五百文　浅見のさく
一銭壱貫二百文　能房の畑弐枚
一金壱分三百文　さく上也　大塚野あらく
一金弐分六百文　よこ道添弐枚　大塚の南はな
一金三分余　いつも手作成大塚野南はな中道添弐枚
一金弐分二百文　四角はたけ同所にて
一銭壱貫二百文　新町今の茶屋屋敷と申
但し此屋敷は裏土手小笹やぶにて畑は少し茶屋の出不申
先は馬捨場也砂地土もわろし此半分又衛門前を壱ケ年六百文宛升屋喜兵衛にかしなご（名子）にをく半分時分地にてかり人もなかりし也然に松屋一郎左衛門と云者茶屋を立て貞享元子の秋より地代壱ケ月金壱分ツツかし地代は隠居へ取る是より五ケ年目元禄元辰（1688）の八月東屋十左衛門と云茶屋を升屋喜兵衛居候処へかし置此地代も壱ケ月壱分ツツ是は利兵衛方へ取る
且茶屋始りの訳は別段に記し置也。松屋東となり橘屋万衛門　四め屋七郎次屋敷は元来くほのや左衛門屋敷左衛門死後に是をも隠居にて取添也
一高瀬船壱艘　五人乗船頭三衛門
但し此高瀬古立候故上下を釘大工まきはた入用多能荷物もつまれす船廻りもあしくれは漸く壱ケ年中に舟たまり四両にあがらず子の年の勘定三両弐分壱貫三十二文とみゆる也
皆入作〆金拾弐両余　舟たまり共に
内三両入付分程　手作に成
〃四両三分程　但し代方夫金舟役さし色々公儀へ出る分
差引残金四両三分也
右此金を以而一ケ年の家役之儀内義之儀理下男壱人との切米男女の志きせ茶塩油薪等こころつき田植の手間ちん田畑のたすけなとにも少しツツはたしめも入候事屋根かへたたみ其外不意の物入等も少しツツは入候事飯米も随分つめ候

てももち米共に十五六俵にては足り不申候
右の通は年々惣躰へ勘定に御座候先当子の年伝三郎六兵衛両人にて入付米十五六俵之処其外二重谷之田二崎作申候其内を公儀へ納候而も飯米不足に候半と養父の思召米七俵御手前様より買納め被成候手作の内外に壱俵も出し不申候今度隠居へも白米三斗五升より外何に而も御持参可成候綱正方へ受取りせちつきを致させ申候へは跡々たねもみをのけて壱石四斗入のもみ三俵外に四五升入り候もちもみ壱俵此外に何にても無御座候此分にて田うへ仕廻迄つかひ合かね可申と存候麦も十月中金三分と御調被下候つかせ見申候へはしらけ麦壱石壱斗弐升程御座候河内の上麦故六合五六夕に搗上げ申候由十月末よりつかひ申候間二月十日頃迄はつかはれ申間敷と申候はくせん取り残りも四両二分程御座候内弐両弐分余代方皆済船役共には出可申候伝三郎切米も弐分遣し可申候彼此引申候へは壱両弐分程御座候六兵衛よねたま志きせ其外年内之仕廻正月之小遣い鍬鎌の志たく来年作致候へは男も一人召抱不申は成りかね可申候何共かとも右之壱両弐分に而は調かね可申候此段いかか可仕哉之事極月始の頃委敷書付隠居へも御目にかけ候へはいん居にても成程尤之事に候へとも当分仕方もなく候儀くらしてみれは又つもり候程にもなき物に候身上持てなれぬ故左様に苦労にて致事に候とかく春にも成候て又仕方もあるへく候間先々機嫌克正月をも取つくろひ見候様にと御座候間かしこまり候とは申候へ共何ともおぼつかなき事に候然は来年田作を致候にも六兵衛はいまた其取計ひもならす我は元より知らす伝三郎を留候て留り可申候へ共当年の仕方を見るに色々早くなる事多し去るに依て当作の取調も大分のちかい也如何してよからん物か其取揃も一切夢の如くなれはとかく麻生へ行て又八（如水兄）に相談致候半と行て此事を語る又八被申候は六兵衛姉婿角衛門は其の気生慥なる者に候六兵衛（下男）を仕付の為にも候間一両年も是非共に見次遣候様にと我等より頼候て角衛門もいやとは申間敷候此者来候へは作等にはかきらす家の志まりにもなり其方心安き方に候心を付目をかけ遣候へは幾重にも誠を尽す生れ付に候由被申候事
一角衛門も弥参り丑の年の作をもくわ立候へ共角衛門に可遣切米金の心当てもなくいかか致候半かと存候処に隠居より被仰には作はたちを致候は馬なくてもなるまし角衛門切米もあるまじ飯料も足るまじ外に仕方もなく候へは麻生に金高十六両の無尽かけ置し弐月二十五日の日限也十三四両にはせり取候事なるへく候我等も二三両入用も候間日限つけ来候は参りて又八方江能相談致候てせり取り候様に可致由被申渡候間則此無尽を手取十三両にて取り持参申候へは其内三両は隠居御用之由あとの十両をは申受け其内にて壱両弐分に馬壱疋調へ壱両は角衛門切米分又八方へ渡す三分はつき麦九斗六升調ひ米も不足なれとも先此企は大切なる事に存候間右之わけ隠居へ申残り金いかか可仕候やと申候へ

はそれをははまなとへ相談申能き借人候はは貸候様に可致候五六両の金にても不遣大切にしてよく廻し候へは十年の内には五十両にもなる物に候人々身上持初りによく心得候へは一生安楽なる物也初めを了簡ちがひすれば一生不自由にして艱難なるもの也よくよく心得候へき由被仰候

一右の如はまへ物語候へは幸爰に能かり人候津軽川岸投人竹森助之進は今度此方を仕廻江戸より直に国本へ下られ候国本にて息女婚礼之取組候此支度江戸にて調へ下り度由被申金子不足候間拾両程口入候様にと被頼候三郎兵衛なと身に引受取持人に候間いやともいはれず候夫とも返済心えなき人なれは延引も可申候へ共随分慥なる仁に候間其方に六両有之候はは此方にて四両才覚して拾両にして貸下申候尚拾月末には是非のほせ可被申由御申候間我々申候はケ様之事私は不たんれんに御座候間とかく可然様にと申候而金六両渡候へは御手前より四両相添おかし候処寅の春迄も不下我等方も色々手詰り候事はまにても気の毒におもはれ寅二月に成りて金子二両被渡候是もはまより取りかへと相見候故跡はとうとうまえらす捨りに成候

一然るに丑の年角衛門儀にて馬をも調へ作のくわたち致候処に三月初より六月末迄大日てりにて其二三度は雨もふり候へ共中々さようの事にてはつつかす三ツの沼底迄八角十文字に干割れ古き人達も此沼底迄ケ様に干割れ草履にて渡る事前代不及聞之由申候人々何卒苗代をつづけおき候はは其の内はいかなれは雨もふり候はんと津軽かしへ井戸を堀或は沼底迄堀くちり男女共々夜昼をわかたす水を汲候へ共苗代もつつけかね其内植時ものかれ候へは二重谷なとへ植候苗は漸く三寸計なる苗をえだを敷きさうりをはきて是をむしりて人々是を植る

一手前の内堀の田は其節出口の久兵衛と云者に入此井よく水出る井也小作精魂の能者にて昼夜此田に居あかしたるゆえ少もからさすまんまと作り負せ候也

一立かねの根田は手作なりしか角衛門精魂故是も満作に作負せ候右二ケ所の井は其節より村中に目立候也其外能く水出る井も候へ共作人精魂つづかされは人々にくまれて井主は其田を枯らし隣の田は枯さるもあり村中ならして見れは植仕付さる田三ツの内弐ツはあるへし然共角衛門精魂手作の分仕付さる処は一ケ所もなし

一其翌年寅年も又大旱魃也此両年の春夏を送りかね候事は筆にも尽し難し然し寅の春は竹森殿へかし候金子の内弐両を浜より受取其外麻生の実母より入出し米杯を貰て続き候へき一生忘れかたきこと也

貞享二年(1685)丑四月九日に於麻生実父卒す法名大久宗智居士と号す宗智死期に及て両人の兄孫左衛門又八を引添被申渡候は又八は兄なれは沼田まみ穴の田弐ケ所を遣す其外支度等をも相応に致遣候六内は弟なれは遠北の田一ケ所前々より引わけ置候へ共隠居に小遣に致候故只今迄田地のうきとて

一切不遣候今迄は隠居も不自由也勿論伯父か方へ遣候故一切志たくもなく遣候いたく*も近年以の外不仕合にてつつきかぬる様子也然者今我何のたすけになるへき様もなし少分なれとも遠北の田の入作米をは両人世話に致潮来へ当年より遣し候様にと被仰渡候右三ケ所之田地は両人の弟共に遣候事と心当て我等求置候なれとも六内方へは前々遠北之田之作徳可送筈なれとも我等隠居へ小遣不足故不未だ一度も不遣候当年より両人へ兄方より受取候様にと被仰渡候へ共孫左衛門受負あしく候故立腹いたされ候へ共母並に又八色々取成候故先其事も其通りに成りきげんよく一両日を過て心よく正念臨終をとげられ候事其後母中兄は養父瑞沢之思召もいかかと有之母も年季に取置し田地一ケ所有之候を被下候

一丑の春中より根本新左衛門折から被参候而申候は我等事去戌の六月十三日の類火にて居宅酒蔵諸道具迄焼失いたし候然共致来候商売相止め候も成不申候故小屋かけくらに家をも作り少々酒道具も調候へ共彼是致候へは弐参拾両の借金と罷成候此分にては酒も造りかね申候間何とそ参拾両位の無尽にても興行致度存候間方々引子を頼み申候へ共未だ五六人なくては調ひ不申候是非共調不申候而は不取成候弥々調申候はは外聞共に御手前様をも人数に不致候而は不取成候由度々申候又其後参候而申候は私一人にて弐拾人の引子を頼み可申と存候而は中々調かね申候二番取りを付申候へは早速出来可申候二番を取度と望人も御座候と申候間されは二番取りと申候はいか様之訳に候哉と申候得は一番取にて引子十三四人も頼申候二番取り望人又引子六七人も頼候而一番二番の引子衆取合二十人とも有之候へは壱両弐分かけに致候而三十両共興行罷成候と申候間然は其二番を我等なんとの取り申事はなるまじき事に候哉我等も三衛門高瀬古立乗れ不申候間金子二三拾両も入造作致候へは又新艘に罷成り候へは年々の船たまりも取上け可申由度々船頭申候へ共力に及さる事と存候故聞捨に致置候何とそ左様之事にても可取成候はは二番を取是を造作為致候へは我等の新庄もとうき立申事もあるへくと申候へは新左衛門も悦び是は一段なる思召に候御頼に候はは引子の五人三人は早速出来可申候然れは私方に頼み掛り居候人数十四人程は可有御座候御手前様にて外を五人御頼み候へは御手前共に六人に取成候左様御座候へは早速出来申候而先私早速立申候御隠居へ御相談被成候はは四五人の引子早速出来可申と申候間隠居へ相談申候而引子も漸く四人半は調申候手前より半前かけ候而六人に致新左衛門方に而手前共に十五人都合二十一人金高参拾両二分と相究則丑十月二十二日に興行相極候事

一寅二月二十二日には二番取に候筈に相究候間丑極月中三右衛門真木荷物積登り候間来春船造作可申候間深川大工共方にて二三軒よりも吟味致注文取り可参由申付候へは深川其内大工次郎兵衛と申物も惣して当村中之高瀬を造り来候間

別而如在はあるましき由にて注文も造候則敷き新規にはぎ立板は壱尺の六枚わりはらかはの悪敷板十枚程ぬきかひつめおはせ小べり打かへ其外見苦しき所少しも無之様に随分念を入致上け可申候代金は二十八両二分十三匁と申越候間又寅の正月中真木荷物を積登せ二月初より取付是を造る

一寅二月二十二日には申合之通無相違興行相調候金高三十一両二分之内一両二分は衆成分に引き二両一分は旧冬新左衛門へかけ候筈の金子に引又二両一分は今度一人半の掛金不出残り金二十五両二分中間より請取り然は造作金の内三両十三匁不足也是をは三衛門船たまりにて二上下程に払わせ可申由大工次郎兵衛方へ申遣候へは相談之由隠居より御指図にて候間其段申断早速右の金子為登候へは次郎兵衛三右衛門も満足申候由船も三月十日頃は不残出来可申由申来る則三月十九日に船出来三右衛門乗り下る是に而先船持には成候へ共江戸に三両十三匁の借十月二十二日より右之無尽は一両三分つつ一年に両度つつ掛候筈然共寅の極月迄に彼是船方入方さし引残り金四両三分程取り上げ申候

一我幼若の頃より実父岡山綱重より被申渡候は汝は四人の末子なれは与ふへき鋪禄もなし己か志を以て身を達る心かけを一生の願望とすへしと返す返す被申渡候に付十三才の秋より江戸へ出武家の勤を以て身を立るより外之願なかれは専武意に心を尽す依て麻生の産とは雖とも売買之儀は勿論田畑耕作のわけ味噌塩あちわひなとは一切心を付されは曾の如くはからさるに此家に来ると其間もなく養父母は隠居とて引込み近年住荒したる大きなる家に志とけなき女わらんべ百三才になるうばなと五六人よりあひ只闇夜に燈の消たる心ち十方のわきまひもなかりし其容体は筆にも尽し難き事共也

一其頃当地に九人の年寄りと云は皆大の分限なり就中宮本了西と云は五六万の分限と云ふ元来養母貞林にも従弟中なれとも庄三郎事に付不和の中となる石田窪谷何れも了西とちかき親類縁者のよしみ深かれは瑞沢には疎し

一窪谷平十郎親をは庄兵衛と云後々常月と号す是は当地分限の元祖也其頃弐万にこゆると云窪谷平七と云はおや忠衛門より三千両を譲れると云石田介松は幼少なるとて親助衛門死期に及び八千七百両を了西へ頼み預けたると云事慥也了西は元来常月のおやの手伝して後三百両程金を以て一生の動きにて五六万に過たると云其子平太夫山三郎両家其威勢共およふへき人なし

一窪谷太右衛門と云ふは器量仁にて家居の躰なとを大分太てひに居なし造り酒屋にて耕作をも大分にして金は二三百両之立廻りと見候へ共上下四十人余のくらしにて大躰に見へ候

一は石田勘兵衛は其頃の庄屋役儀にて田畑も沢山にて助衛門より手伝も有之耕作も大分して賑々敷二十余人にてくらし此仁郷土に成候は貞享二三の頃也大方三年寅秋なるへし其

頃大公儀様より御三家様へ郷土連士の御尋御座候処尾張様紀州様より水戸様には郷土連士も少なく御座候に付潮来領の連士も十五六人被仰付候郷土をはいたく年寄ともの内に而壱人御立被成候御沙汰有之候処如何致候哉其訳は不相知候へ共石田勘兵衛方へ被仰付候其頃之器量を申候はは窪谷太衛門なとにも可被仰付事勘兵衛へ被仰付候事は其時の庄屋なりと申沙汰も有之候事

一関戸市郎兵衛是は我等にも舅なれは頼りにもなるへき人なれ共先年銚子常陸原へ出店して千両余かけ捨りありて其商事を仕廻跡先大分の損金有之不仕合なる折りから惣領婿に寺島三郎兵衛と云人あり此実父は高岡八郎兵衛とて分限なる人の次男にて三丁目の本町に一角の売店を出し薬種其外色々の仕込をして渡され候へしがおや三郎兵衛死去の後悪敷友達にたふらかされ博奕酒に長しふらちたらたらにて身上を取乱したる折から天和弐(1682)年戌六月十三日三丁目関口三郎衛門出火して居宅は不及申土蔵へも火入家財売物一宇も不残焼払ひ親子五六人年と身の仕合にて舅の方へ打添不及是非裏へ家を造り是をはこくむ事数年幼年の倅共大勢也此厄介少分ならす其後津軽越中守様お調へ当地御蔵屋敷の役人となる其子三郎兵衛に至迄皆右市郎兵衛殿おかけを以て今に至迄金十二両に四人半扶持を被下有之也

一津軽越中守様御蔵屋敷有之くさまき材木其外穀物廻船仙台船よりは皆大船にて或は八百石積み千石つみの船也此船元禄年中迄は折々着津候へ共其後は大阪廻りは勝手に来候由此方へは参らす此御船宿とて関戸市郎兵衛方へは毎年金子五両つつ津軽様より被下折々江戸へも登り御屋敷へ罷出御目見等をも被仰付御拝領御料理なと被下候元来此川岸へも津軽より役人衆替る替る参られ候処市郎兵衛殿願に依て寺島三郎兵衛へ被仰付其後は此仁常役に而勤被申候元禄の末より一切荷物も不参今は無役のやうに成居被申候へ共元来此川岸をは先の市郎兵衛庄屋役致候時分折々廻船当着申候処船手より被頼市郎兵衛取計にて当地の荷役を致高瀬へ積江戸送り致候処に其後廻船潮来着岸津軽様御勝手方に思召候に付市郎兵衛方より水戸御役所へ申立候に付上にも左様之廻船当着致候へは所繁盛の為と思召御郡奉行御下り水戸御人足を以而新に此川岸を築立松板を以て惣かこひを被成内々御普請は御勝手次第に可仰付候材木は何程にても御入用次第市郎兵衛方へ御指図可被成候由水戸御役所方より津軽御役人方へ御相対被成候由元来右わけに御座候故此川岸屋敷只今御入用に無之候へ共御返し被成候も難成又は此方より御取返し被成候も難成御事と相聞候関戸市郎兵衛方へ金子五両つつ毎年被下御出入被仰付候事も此故を以て之儀也後の市郎兵衛死去之後五両つつ被下候金子は相止申候

津軽川岸図

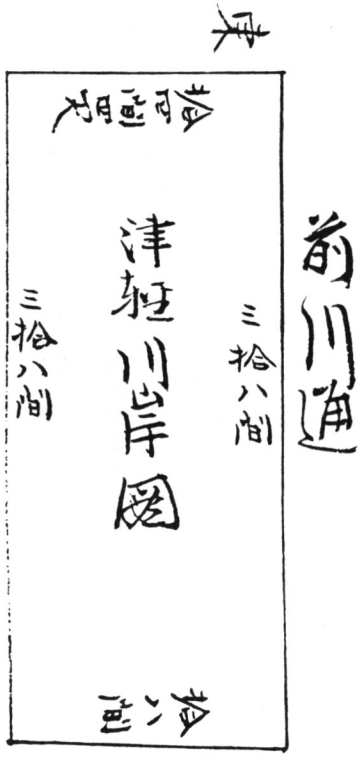

空地へ只築立候故高は無之候

一津軽之大船昔は荷船にても川岸之際迄着候由綱正当地へ貞享元子の春来りそれより元禄七八の頃迄冬着之船は海上悪敷下り兼候由に而船頭船方共は国本へ陸を下り番人両人被指置船をは津軽川岸下より東の方へかこひ置て春二月末三月初に船頭船方登り右の船共を下し候津軽の船は大方十五六人十八人計り乗り候大船なり潮来前川段々あさくなり其後は須賀まかり松の下へ構ひ候へき

仙台川岸図

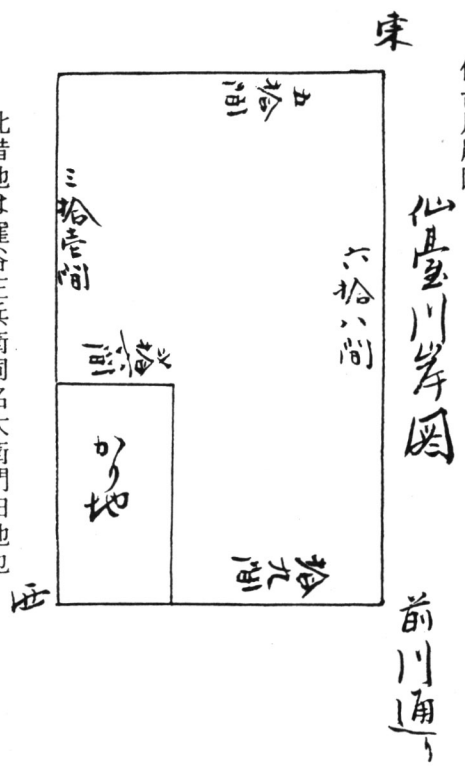

此借地は窪谷庄兵衛同名太衛門田地也
享保十二三年頃御返し被成候

一潮来分　高弐石七斗三升六合　別　田高　畑高
一辻村分　高弐石三斗五升弐合　別　田高五斗八升五合
　　畑　壱石七斗六升七合

両村〆高五石八升八号餘と成る

一高岡八郎兵衛は寺島三郎兵衛実刑也古より当地にあるへき人也親八郎兵衛代に大分仕だし分限の数に入たる人也然共六十に□□たらすして没すと言ふ綱正当地へ来る迄長屋門に家も大き也かわらくらも弐ツ高瀬も弐艘あり候へしか段々に家も長屋も破れ壁もおち候共是をつくろふへき様子もなく長屋門より蔵高瀬も段々売り五七年みる内にただなかるる川へ塩をまくか如く消うする事見る人ふしきなるといは

ぬもなし其人をみるに少し学問もあり手もかきそろはんなとも達者にて人からもよく折あひものかるる所もなしただ人からよりはへりくたりて見へ候故人是をはそらおかみの八郎兵衛と云彼是致す内五十余にして死す男子も一人有申候是も十八九にて死す女子一人鹿島木滝村へ嫁して今に繁昌なり家も屋敷も売仕廻母は後木滝にて終る此母小見川より連参候娘一人是は大島黒田藤左衛門方へ後妻に行て今繁盛也如斯なる故弟三郎兵衛へのゆずり金も有之沙汰なきとも我等見てより後一銭まえらず皆関戸の厄介也

一右の通当地の年寄中間と云は皆皆大の分限なれは若き衆は不断遊びにも連寄俳諧鞠茶の湯或はかこひ座敷抔を結構してあたひも志れぬ古器古画を調ひ其上段なる事公家殿上人にひとし日夜出入出頭の人々も多くおひけのちりを払ふ其容体言葉にも及はす其中に我一人右の仕合なれは所の左法は志らす引廻しに預る人はなし誠に世に云う天笠浪人と云は外にはあらす金銀の事は扨おき不断之飯料さへともしく殊更に日に夜になくては叶はぬ茶塩油薪料つもれはわつか一日に三四拾銭つつの入用なれとも是も才覚すへき手立てもいまた知れす如此之仕合なれは中間寄合相談事とて拾度告来るとも九度は病気さし合とて出ず若公儀の役人衆御出之節は不参せざる様にと心掛数の年月を送り来る也おもひはあわれ至極の有様也

一或時麻生門井宗圓方へ行候へは米ふるひを十四五抔て有之何に致され候やと申候へは当秋抔二三十売り残なると云銭にもなるへき物ならは我等も抔度由申候へはなる程に二十三十はいつも抔毎年うり候望ならは抔様はをしへ可申併秋中計売申不断は買人無之候勿論元手も入不申竹とわらとは有物に候麻いとわつか十四五文か入申候合好よく上分に出来候へは七八十文にも売候由申候間先其仕方を篤と習ひ宿へかへりて造りて見れはなる程造らる候事也それより夜昼拾日程かかりて六ツ七ツ抔候へは次第に合好もよくはかも行候間十四五抔候へ共買人無之候間六兵衛へ在郷をせらせ候へは五六日かかりて漸く七ツ八ツ勿論五六十文計宛に売る初秋の頃なれは買入も有之候へとも十月中頃になり候間調候者は大方調買入無之候由然共十程売候へは麻の代を払ても四百文程の助けとなる其後は毎年二十計は抔て売る或はわくをさして百二十文計に売五月節句の前には紙小旗を抔武者絵なとをかいて売或時はちん綱なとをすきて少々つつの銭をとりて茶塩油を調へ其頃はちんあみとて麻を受取糸に成て是をあみにすきて五尋六尋にて其抔るちん二百文或二百五十文計りつつとり候此賃銭よき商売也

一或時かうしや八左衛門来て物語申候は私二十日当地へ参候初の頃四ちやうを抔てうり申候へしか少々利合も有之物と致方を存候へは余り手間もかからぬ物に候御なくさみなから抔て御覧あるへくにやさよう可被成候はは抔様をしへ申なから私手伝可申候間紙を調候代物もなく候由申候へはそ

れとも私才覚可申候由にて金二分程か紙調へ持参申候而紙のつぎ様仕立様殊外丹練に候而三日程両人にて拵候へは二分か紙大方つき立志たて残り十計是をは御手前様御仕立て可被成候由申候而かへり扨拙者は大分栴候間商人に渡候へ共少分の事に候間渡候而は利合少く候間六兵衛にせらせ候はは可然之由売値段なと篤と六兵衛に教へ売せ候然とも昔八左衛門なと拵候時分ともちかひあまりうれ不申候二十日計せらせて漸二十計り売十計り残りしを八左衛門計ひにて商人に売払候へは彼是五六百文利合有之八左衛門掛にて少の助となる

一或時根本新左衛門来ていへるは当地の豆腐屋共大豆も下値なるに豆腐をちいさく致し候て利を取過候ケ様之事は役所より豆腐屋共へ申付たるかよく候なとと申候間何程計の利に候やと申候は只今の致方にては一箱六十四文程は利慳に有之積りに候三十二文位利を取様に致してよく候由申候いか様に拵候物の由聞候へは志かたは私よく存候六兵衛（下男）たま（下女）なとにひまの時分にひかせても御覧候へと申候石臼は先御調候内は我等方に御座候かし可申候箱も一ッ御座候貸し可申候敷ぬのふくろを御調候て先拵させ御らん候へと申候間新左衛門指図にて二箱三箱拵へ候へは成程豆腐も大ふりによく出来候利も一箱にて三十二文は慳に有之大ふりなる故一日に弐箱計はうれ申候只今迄何を致し候而も毎日五六十文つつもふくる事はなく候是は何分之事なりと存候故石臼も江戸へ申遣候へはみかけうすの大ふりなるを七百五十文に調箱をは古きわんひつを以て手細工し弐ッ拵引台やり木をも手細工に拵後はもち米の粉を少つつ加ひてにか塩あわけしのかけん箱へ上げて敷布の取仕抹をは我等自身と念を入人手にかけず毎日弐箱三箱つつ拵ひうれかね候時分は六兵衛にせらせ候故其後は茶塩油薪等迄も大方此かけを以て心安く相調候十月より二三月迄は小遣ひ間に合せ候へき

一角衛門参候而は手作の麦も拾石あまりつつ取る是を女子共からはしとて竹を弐本ゆひあわせて打きねなとへ当てこき候へ共はかはか敷埒の明ぬ物也或人来て申候は此頃かしま中江辺へまえり候へは物つくうすを横にして両手に麦を持て打付候へははらはらと落てつぶ麦に成申かね候より見れは三人前はかゆき申候女なとは成かね候とかく力のある程がよく候と申候其者かへりて跡にて右之通打て見れは成程よく落候間おくに明たる六畳の小座敷有之候間其へ莚を敷き麦を女共にはこばせて打ちて見候へは二時計りに麦を四駄程打其翌日は臼へ丸竹をはらはらとあみて是をかけて打候へは猶又よくおつる此日も二時あまり麦を五駄程打又其後はのぼりはしこへ割竹をあをのけてはらはらとかき付両方へ臼を台にして打候へは猶又よく落て骨もおれずそれより後は二時三時程せひを出し候へは大たはなり麦を弐百把計つつ打其翌年は手細工にてはしらの根に台をさして大竹をわりて間を一寸計すかして切込是を以て打候へは始の臼

より見れは三層増も拙行骨折は三分一にもあたらす如此して丑年より五六年カ内は麦を一把も人に打たせす人にしらせす奥の小座敷にて一日に二時三時計りつつ五六日打候へは八九石十石計りの麦をは心安く打候へきそれより後は商事に隙なき故人に打せ候其後十ケ年計り過て世間も麦打と云物拵人に是を用候

一物に行当り難儀したる事なとも若き人は聞て巧にもなるへき事かと無益の事なから爰に記置物也頃は貞享三年丙寅十月二十四日の事也根本新左衛門去丑の十月二十日に興行したる無盡二番をは手前にて望取り高瀬造作に用る其座にて三番目のくじを舅市郎兵衛殿とり当る日限は寅の十月二十二日也然るに其掛金にははく銭なとを心当て候共いまた出かね不調也舅のかたへ其訳を申二十二日のかけ金をは十日程の内にははくせん取り立上げ可申候由申候而其座をは相済候処に二十三日の夕より二十四日の昼迄厳敷催促の手紙五通迄来るいろいろ申分け致し致候而も少も聞わけなし急なる事上方へ相談可申方もいまたもたす哀れせんかたなき次第今時ならはなんそ質屋へ遣しても急なる事をは間にもあわせ候へけれ共其節はさやうの仕方もしらねは只十方にくれ後へも先へも動かれぬ様に覚候然るに丑寅両年共に大旱魃にて手作も出作も以の外ちかひ当時の飯料を漸くはふき米四俵を節揚共春の飯料共心掛置候処此節致方無之候へは是を売代かへ候はんと思付候又其買人を求むへき訳も未たしれす漸たまと云めくらに申付買人を求めさせ候へ共たれか買候半と云人なく是にも行当り候処に利三郎参候間右の米を買て呉候様にと頼候へは是も此頃少々買申候而売口もなく候間如何と申候をむりむり頼之分にて遣候故時の値段よりは四俵の内にて六升程も安き品にして漸く四俵にて壱両壱分に売候へ共未だ一分足らす如何可致と云所へからしや八左衛門来り合て此様子を聞前きんちゃくより金一分出し先是を御足し可遣候とて貸候其嬉しさ忝さ今おもひ出ても感涙をながす漸く壱両弐分を調ひ右の金子を相済其時ほっとおもはすため息をつきたり其間きのふよりの苦しさたとふへき方もなし今思は畢竟初心なる故わつかの事に行当り大なる苦しみをしたる物かなと獨笑をする也扨丑寅両年の大旱魃にて漸年とり米にたくわひ置たる米をうり右の急なる処をは間にあわせ候へ共年とるへき米一切なく是又いかか致候半とおもひ候処に麻生兄又八計にて母の方より米弐俵を給る是を以而漸く其年を向し也此時漸く夢のさめたる心地とかく世を渡るに付ては金銀程大切なる物はなしたとへ親子兄弟の中に何程沢山物持たる人ありとも人の持たる金銭を一銭たけなりとも頼みかけそへにおもふは大のあやまり也己々の器量の及だけは身骨をくだいてそれそれの家業を勤て妻子眷属をはくくみ世間の道筋を毛頭もたかはす貪欲不道の働きなく渡らんこそ人間の本意なるへしと此時道理

をよく発明してより己来心を金鉄の如くにおもい定め他人は不及申一家親類なりとも一生無心ケ間敷事いはす一銭のみにても人に損かけたる覚なし人の物をかり約束の日限を一日もちかひたるためしなしされはとて人の用を一切きくましきと云事にはあらす一家親類は勿論他人にても分限相応より外に人の用無心わけ合力をも可致所をあまりのかれたることもなし或は人に恩をして返されすとて腹たちたる心なし我又恩を受けてわするへき心なし右此品々我よせひ虚言を言事にあらす尤人のよくしたる所也願くは此理を我子孫の人よくよく得心して此理を行は子孫も繁盛なる事を一筋に願のみ也されは右之金の催促きひしかりし其味ひを後に能かんかへみれは養父のかたにては余程ならす借し金なとも被致なから表をは手詰に致候様に浜にてはおもはれ候ゆへ其あたりにもあらんかに候又養父のかたには先々の養子とも一人ならすふつつかの立廻して大金を失われとかく若き者のゆるかせなるはあしと了簡致されたるにや又急なる事もあれは舅方より取かへさしかへもあるへき物なと互の了簡違いたるも中に立たる我一人時の不運身の幸なきと云物也併も厳しき催促に預りたる故に我此理を発明して其より此方心を砕き身を苦しめたるか故に一生安楽に世を渡り上をみれは極りなし我等分際に於而は今日に至迄他人は不及申倅共の厄介にもならすかなしき思もなく長いきせは此上はしらす今日迄は無恙送り来る其本源を尋候へは彼厳重催促に預かりたる事誠に我為の善師なりと猶有かたく覚える也我か孫如斯のあちわひをはよくよく勘弁あるへし

一貞享四年(1687)卯六月一日郷鳥見役キ被仰付此段は別而意味ある事共也公邊一巻の書に記置也

弐巻目

綱正商売初たる事
津軽材木受合筏江戸廻の事
古手商並伊丹酒売初る事
見世店普請之事
貝から塚傳十郎出火の事
仙台荷物潮来へ初而引事
仙台並に石巻迄利左衛門下り候事
商人衆へ見舞候事
高瀬船造候事
店の蔵を造候事
材木商売初候事

綱正商売事初候事

一貞享元子(1684)二月九日に綱正此家に来る仝年霜月二十一日に養父母隠居被成則某家督を受取候へ共先書に相記候通養父前

に種々の不幸を重ね悉く身上を薄く被成候故今我其跡を引受候故其日其日の茶塩油薪等を調へき価なくれは或は米とうしを拵ひ賃網と云物をすきわくを指紙帳を造り或は豆腐を拵ひ少分の利銭を求て其日其日の入用を弁せんと元来夢にも見さる業に心を砕くと云へ共中々はふきととくへき様もなき折から不思議に寅の春中根本新左衛門興行の無尽弐番を取り古高瀬の造作を志くれは前々より船たまりの取り上りも多くれとも又其後は此無尽へ弐度に五両麻生の無尽へ一両一ケ年に金六両ツツかけ出し候へは丈夫成る余計もなく子の冬より卯の暮迄出入四ケ年かなしき暮らしをして見てもいつ又心やすかるへき筋も見えす此分にては末々のつつくへき様もなくれはいかかしてかと思慮をくたく処に其頃当地にも大勢の商人西東の町並に見世店も多く賑々敷見へ候まま我らも左様の事にても致て見候はんと度々隠居へ及相談候へ共可然ものとも不被仰候へばはかばか敷おもひ立事もならす然は養父は商い事の道筋よく御存知にて善悪の御差図も不被遊候事はよそかましき被成方杯と其節は少しならすうらめしき御事に存候へき其後商事に委しく心を遣って見候へは中々志よう志かたの色々なれば一扁には申されぬ事大切之意味ある事なれは能共悪敷共御申是なき事至極御尤と後こそ存当り候へき第一我為をするとて人をたふらかしすかして我欲ばかりふかくしたる時は人又かしこくて相手にならすちたらくにてならす物に退屈してならす心を長くみちかく人の為に働きて遣候へは人又我為になる尤人の心底をよく見届け万に付てめききの入事大事也とかく思案分別もなくては中々叶はぬ也小器にてならす大気にてならす其程々をしりて物をつつまやかにして仕負せたる時は大の分限にも十ケ年之内には成へし又商事を精を出しすふくとて右の本意を取違たる人は先祖伝来親のゆつり物をことごとく失ひ見る内に亡る人も眼前にまま多きをみよみよ然れは其得失はとかく其人々の心と働とによる事なれは一扁に商事は能き物といはれす殊更悪敷ともいはれぬ事也我孫此意味をよくよく得心して世を渡り候へかし

〈〈頭書朱筆〉〉

「根本新左衛門無尽一人半前両度に五両かけ

麻生無尽両度に壱両かけ候也

此無尽金丑の二月二十五日に十三両、三両隠居に上げ十両かけとる内四両は丑の春中男切米鍬釜作付の入用に遣ひ六両をは竹森助之進殿へかしすたりに成候へは毎年壱両つつの借金に成候事」〉

一右の通り商事の相談を折々隠居へ致候へ共はかばか敷御挨拶もなくれとも我元来鍬釜の業もならねは是非共に商売事を致て見度はおもひ共一分の金を才覚可致手立もなくれは一日一日と月日を送り来る然るに麻生新庄殿の郡奉行勝倉治部衛門と云人は我等の旧友にて別て懇切なる故右の物語をして刀を一腰買て給れと強て頼み是を代金弐両に売り遣

す尤此刀は実父より指替に給はりたる刀なれは不本意なる事には存候へ共詮方なき時節の到来と不及是非是を払ふ漸く金をは弐両求め候へ共いか様の物を何方にて調ひいか様に売物と云事もしれされは関口利三郎と云者を呼寄相談致候へは私御差図可申由にて即利三郎同道にて貞享四年卯十月二十三日に初て左原の市場へ出茶煙草煙草管紙たばこ入はな紙木綿糸馬の草鞍なとを調ひ九尺三間の掘立くつ屋をおかしけに拵なして十月二十四日に初て此見世をかさる余人の店から見れは中々目もあてられぬあはれ至極成躰たらく見る人の笑草と人しれぬ涙を心の内にととめかね候へき其折からの心のうち譬へて云へき様なし此金を以ていろいろくり返し見候ても何ほどの商売事もならす勿論表三間ひろくる程もなくれは半分をは芦簀を以てかこひ置く体なれは何とそ今少しの金を才覚致度枕をくたく程思案しても其しかたなし舅方なとにては隠居にては多分の賃金被致候間拾両も借たるかよひ等と被申候へ共前々の養子共に大分に金を失はれ候上に候へは中々我等にも只今ゆるしはなさるましき事と存候ゆえ如何様の事にても此方より申間敷と前前より了簡を堅く究め置候へき其事はおもひもよらぬ事に候へ共扨右の通り何を致度存候へても本手が少なくてならす漸くおもひ付候は等分無用の衣類を代かへ度とおもへ共其相談を致へき所もなくれは又極月拾日頃麻生へ行昔の朋輩達へ頼みのしめの小袖壱ツ裏付の上下壱行茶の袴一下り苧羽織一ツ右四品に而代金弐両壱分に漸く売付候へ共金子は正月ならでは調ひ不申訳に候せっかく年中之商売にと存候へ共先様の金のわけにも委敷相知候事に候へは不及是非正月受取候筈に申合其品をは相渡しかへるさに兄平野又八郎方に立寄此物語ヲ申候へは又八郎被申候はそれ程に存入候はは毎度母より被下候田地を払い先当分の手廻り致候而もくるしかるましく候由被申候然は左様に成共被成可被下候由申候而宿へ帰候へは早速跡にて相談被致即毎度取金五両一分払極月十八日に持せ遣候内二分は代方皆済金不足に付無是非是に用残り金四両三分を又商事に差加漸く卯の暮に取り仕廻正月十二日に右之小袖の代も受取り是よりそろそろ商人のまねに成る

〈〈頭書墨筆〉〉

「貞享四年卯の八月朔日卯の上刻に百介生る後半次と成り又幸右衛門となる

仝年六月一日に郷鳥見役になる」〉

商売勘定之事

一金二両は　貞享四年卯の十月刀一腰勝倉治部右衛門方へ払候代

一金四両三分は　仝卯の極月十八日麻生の兄平野又八郎方にて実母祖慶君より被下候田地払代受取

一金弐両壱分は　是はのしめの小袖一つうらつきの上下一行茶の袴一行苧羽織一枚麻生屋敷衆へ売代辰

の正月十二日取

一弐両余　是は卯十月より辰の暮迄商事利金差引帳面にて見ゆる

〔〈頭書朱筆〉「此其節銭五貫文位米一石三四斗位」〕

四口〆金十一両余と成る

但し元金都合九両と利金弐両辰のくれ迄勘定

此利金拾参両余

但巳午未三ケ年の利分委敷は勘定帳面にて見ゆる

〆金弐十四両

但し元禄四年未の暮迄勘定申の元に成

此利金参拾四両三分余　是は申酉戌亥四ケ年分利　委敷は勘定帳面に而見ゆる

但し手代利助と云は山田村横瀬善兵衛と云者弟也

札村菅谷彦兵衛口入に而未十一月より打抱候随分実躰成生付にて能勤候者也

〆金五拾八両三分

但し元禄八年亥の暮迄元利也勘定帳面迄子の元に成る

此利金拾五両余　子の暮の勘定利分也

但し此年は商物も大分仕入売方も決り候へは利分も大方五拾両にも越候半と存候処に極月二十八日之夜貝がら塚傳十郎と云者出火にて天王町迄上宿下宿浜通り迄不残焼失する手前の店は去る亥の秋中出来霜月初に移り十四ケ月目に一時の煙と成る此見世店は随分念を入造候へき長十一間半外に弐間のつのや内弐間半は門に成り残り九間を厚板を以而船大工にはらせ水もとほらぬやうにする角や共に四間の処戸棚にする表九間に七尺はこけら庇にして物事随分念を入候へき売物も随分出候様に存候へ共うせ候物も多く破れ候物も多く候へき

弐口〆金七拾参両分余　元禄九年子の勘定

内弐拾参両参分

但し是は諸色掛物代とて利介方より手前へ受取分是迄は商売の利分共かり物共一切手前身体に入る初事也

残り金五拾両也　元禄十年丑の元金分利助に渡す

此利金四拾両参分余　丑の棚おろし利分　利助帳面にて如此

右の通此時分は段々に商売の事巧者に成元金少分に而も江戸売店より引売物多く大分の金高払候故利分も年々多く候へき尤江戸問屋衆へ仕切勘定に時分は利付の金子を五拾参拾両に借用して手を見せぬ仕方も色々有之事也不断利助預り分の金は少分に而も苦しからさるの訳也委敷事は利助勘定帳面にて見ゆる也永々敷事故此末は不写

一元禄四年(1691)未の夏不思議の金を儲けたり物語珍敷事故委に記置我其節は商事に取付四五年の内にて未た道筋も弁じ難き頃也然は津軽越中守様御用前々より我等の舅関戸市郎兵衛

方へ被仰付候処御国本より先年樫材木の大物江戸大名衆御門道具五軒の分の由先年当地へ廻船に而廻り即市郎兵衛前の川岸へ年久敷御囲ひ被置候処此度江戸へ御取り寄せ可被成由当地川岸役人中より銚子小見川佐原鹿島潮来の船持商人江戸運送代金いか程に而可致と申事を積り入札を以受負可申由相触られ候尤も木数大小間数委敷書出し右の材木舟積に成共筏に而も其段は請負之者の積り次第兎角六月中に江戸着致候様にと被申渡候依之銚子鹿島佐原小見川方々より船持商人寄合其内ケ様之事功者成と云人にも寄合見分候へ共樫材木之大物と云年久敷泥の内へ埋み置たる大物なれはたれか心安く運送可致と見る人も少なき様子に相見然共大勢入札も入候其金高六拾弐三両或は六拾両五十七八両四十五両五拾弐両の札に弐番札にも五両壱分の違成るに依而人々此金は而は中々江戸上の運送は成間敷只金の五両も八両も入つきなと云たる人も多かりしと話ける人も有之成り然共我等の積りは木数間尺を積りてみれは筏五組には可成事一筏大分掛りたる分にて七両宛五七三十五両也志方によりて四両五両まてもかかるましきと積り候へき人々樫の大物其年も減水の内に居候間筏には成ましきと云人も有之然れとも元来木なれは浮べ様に依て浮くへき物と思われ候故初は三十六両と入札を認候へとも人々の様子よわく見候間四十六両三分と書き直し候へき

〈〈頭書朱筆〉〉

「此年正月朔日卯上刻に兵蔵生る今の喜衛門事」

筏組様之次第

一くさまき材木の長八尺に九寸角を弐本半調ひ但壱丁を四枚つつにわり十枚也此板を弐枚つつはぎ合て五枚と成尤舟釘を以て舟大工にはがする也此板を筏の頭に横に置き此上へ長三間四間五間の大物の小口を引のせし幅八尺に並へ上より杉丸太を以て押へ竹綱を以はなくりへ引通し是を下の板と上の杉丸太へまき付し丈夫にからけ付是より材木の長短をくり合て短き竹綱藤縄を以てはなくりの穴へ引通し引通し段々にくくり合せ長き竹つなを以て所々へとうなわをかけ上に杉丸太を置て是へ丈夫にからけ付其上へ弐間弐間半の平物を筋かへに段々に引かけ尤竹綱を以からけ付る大方幅七尺八九寸長さ二十五間より八間程の筏五組に出来致候

〈〈頭書朱筆〉〉

「此節銭四貫八百文夏になり四貫九百文位」

一江戸迄の船方三人にても廻るへくれ共四人宛かけて二十人

此船賃一分つつに而五両也

一関宿迄引付五人つつ二十五人一人弐朱つつ〆三両弐朱此時銭両に四貫八百文也

一金三分五太刀舟壱艘江戸迄の立金分くらい庄三郎船頭共に指持米入方は此方より致筈此舟へは右之引人足糧米積其外指引之為め内山喜兵衛□□□□孫左衛門召連利兵衛三人江

戸上下共に乗候筈

一銭四貫文米三斗是は江戸廻り船方共弐拾人に米壱升五合銭弐百文つつ下り路銭に江戸に而合力

一金九両余是は筏くみ人足材木杉丸太竹つなとま筵味噌船方糧米其外ふり残酒肴小遣

諸色入方小日記の〆高如此に候右之通利合も上分に相見候故存分に遣候へ共指引残り金二十七両壱分也是を五人に分け遣す壱人より金五両壱分銀拾弐匁つつ此入札入候時は関戸九郎兵衛と我等両人にて請合申候処に舅市郎兵衛殿被申候はケ様之事は一人二人にては致しにくき物に候間内山喜兵衛をも人数に加へ又色々調物なと働きの為に孫左衛門をも中間に添て遣候様にと被申候間四人中間に致候筈に申合候処其後松井次衛門参り候て是非共中間に加り度由申候間是をも指加へ五人に而致候処存の外の利分もわけ遣候へは皆々大悦申候へき但未の五月二十三日に此入札相究り六月朔日に証文相認金子受取五日迄に入用之諸色相調へ六月七日の祭礼相済候といなや八日より取り掛り十二日迄に筏惣仕廻十三日出船之時分子供人々大勢寄候間ふりせんまき銭なと壱貫四五百文川岸はなしのいはひとして五組の筏引人足五十五人五太刀船壱艘船頭共に我々四人賑々敷引出し二十日に関宿へ引付二十三日に江戸深川へ入二十四日五日に津軽様御蔵屋敷へ相納め二十六日に船方共を下し喜兵衛孫左衛門我等三人常陸屋治兵衛方へ四五日逗留して七月二日に下着する

一元禄四年未の十月二十二日に根本新左衛門座本へ半口かけ置き候無尽金拾四両壱分となる是よりして色々商事も心よく致候事

一元禄五年申の六月より初て古手商売取付此時は富沢町にて秋葉次衛門と申問屋是は昔養父なとまいり候問屋の由養父指図にて参り三四年此処に而取候へ共勝手悪敷候間後は富田屋八兵衛方に而取り候事

一元禄六年酉の三月より初而伊丹酒を引売是は東塚本清兵衛江戸かやば町有明作兵衛の宿也清兵衛受合を以有明の酒を引売其節有明の此方支配の手代新兵衛と云其後に替り源兵衛と申候此酒代金は売払と申合候へ共盆前に少々遣し極月半金来三月皆済して又新諸向を積送り候へは大分の金廻しためにに成事に候初は五六十駄つつ売候へ共後は段々に百駄に成り百五六十駄二百駄迄も売候故有明にても我等に此筋にては一番売子とて懇意を被致候へき

一右仝年張るよりあらめ橋にて伊勢与右衛門と云問屋近付候成り紙類すわり志ふき染草の類元結きやらの油其外荒物色々是よりとる本町十一屋太郎衛門方より小間物諸色をとる伝馬町朝田屋よりくり綿太物の類を取釘屋九兵衛方より釘金物類を取柏屋岸へやより墨筆扇子小間物色々を取其外瀬戸物酢醤油油水油六十日廻利とは申合に而も八十日九十日廻りにも慥成売子なれは送りたかる問屋衆其頃は何程も候へ

共払口もしらずあたふたと受負ても金廻りの間違にても有之人と見限られ候ては重ねて口もきかれす人も合点せされは是又大事のこと也此間は返す返す大切なる事なれは我か孫よくよく了簡あるへき事也鍋釜は深川釜屋七衛門より取初受負人は牛堀村なべや長兵衛を以て戌年より初る

〈〈朱筆〉〉

「元禄六七の頃は伊丹酒直取十二三両より四両位銭は四貫七百文位也」〉

一元禄八年亥年迄は九尺三間の堀立の店に弐間の取足をして商事致候へ共戸壁の志とめも不用心也見世も見苦敷かれは江戸問屋衆等へ見せ候も気の毒なれは兼々願ひ候へ商事も段々心よく廻り候故亥の九月初より取付二間はり長十一間半せかひ造り内弐間半は門に成る残り九間の内西の方弐間へ又弐間の角やを出し四間の処惣戸棚に志かけ高縁にして畳を敷是を売場にする尤四間の通り戸棚へは小間物太物紙諸色をつむ七間弐間のおち間をは幅尺九寸弐尺位の松坂を厚さ八分に挽かせ舟大工を以て水もとをらぬ様にすりあわせぬくひ縁にはる東のつまは瀬戸物をかさる其次へは鍋釜をつむ中の五間には穀物あら物をかさる表の庇は長九間に七尺五寸は屋根にしてこけらにふく志とめの戸をは柱へ直に堀込外よりのみをいれるもはなされぬ様に其外諸色念を入其入方金弐拾八九両亥の十一月十二日に移り候き

〈〈頭書朱筆〉〉

「此春は仙台荷物の為川岸の蔵も作る」〉

一元禄九年丙子極月二十八日の夜貝から塚伝十郎出火にて上宿は又七権兵衛計り残り利三郎より天王町道端屋敷迄下宿浜通り稲荷町より焼下り天王町石田半衛門の際迄不残焼り此時手前の店門不残焼失する此店は去亥霜月移り漸く十四ケ月目に失ふ商物不残出した様に思ひ候へ共或は破り紛失して押廻し大分の損金也然れ共本屋は不思議に残る薪小屋馬屋雪隠貞鏡の閑居迄類焼する此辺前後左右不残類焼する所に手前の本屋一ッ残也本屋も座敷の角に火の付候をゆや長三郎登り候へは四五人つついて登りかやをぬき水をかけてもみ消し候へ共其後前後左右の家は一度は焼のこり候折から大風にては八方より屋根の上へ火の粉雨の如くにかかる大屋根なれは怪我もいかかとても残るましき物也とてのぼり候間人をは不残落し候内は戸障子敷物敷居鴨居迄はづし縁板なげしなとも打はなし候わんと致候へ共是はやつはりおろせは大屋も焼物にして皆々わきへ片より休足致候処に前後左右の家は皆々焼候へ共我等か大屋一つ残り候へは見る人不思議におもひ近辺の人々来て云事は此屋根は清明の祭たる屋敷にて火災にあはぬと昔より申かいよいよ左様に候やと申其事世間に普く申候故か其御西山公様当地へ御成の時分御直々御尋被遊候間跡先き不奉存さる事の由申上候へき

〈〈頭書朱筆〉〉

「どうぢやうやしきとて比丘尼寺の屋敷あり後恵雲寺へ被下其後払に成候を石田丹次之取りて今にあり」〻

一火事の翌日長勝寺瑞雲和尚休首座其外僧衆一両人御つれ御出被申候には夜前は見廻に出候得共焼ふさかり通りかね又七かとより見候へは方々家共焼落此家計り残り煙の内に人二人屋根の上をかろかろと駆廻り火の粉付燃上りたるなとをことことくもみ消しもみ消したるはたれたれにてありけるそと被仰候間某申候はされは初は火の付候処を人を上せかやをぬき水をかけてきやし申候処一両所御座候へ共中央手には及間敷と存候間怪我にても致させ候へは詮なき事と存候故のこり候者も皆下ろし後は家の近所に人一人も指置不申候へ共不思議に此家焼不申と申候へは和尚被仰候は休首座を初爰に居候僧衆慥に右之働を見候而不思議なる働と申候四方の火静まる迄屋根の上に慥に人二人居り候と被申候間されは表の店焼申候最中座敷の角へ火付申候間長三郎其外四五人のぼりもみ消し申候それより後ははしこをもひかせ一人ものぼさせ不申候と申又一つ不思議なる事の御座候表の長屋焼落申候時分は大屋の諸道具皆出し仕廻人々皆々片付湯なとをたく体に罷在候時分我等妻と下女たまと両人家の内に残り候物も有之候哉と見廻候へは人一人横座に居候間又三郎かと申候へはそろそろと裏口の方へ出申候を見申候へは狐にて御座候間両人驚き私共罷在候所へ参り其物語致候間私申候は何をか見候と申候へは慥に狐に候と申候へは長三郎も又三郎も先程うら口にて狐を見かけ候と申候休首座し被申候はされは屋根の上にて働候も狐にても候半や屋根に火の付候処をもみ消し候場所迄我等慥に見届候と被申候間幸はしこ掛置候処へのぼられ候間我等も一同にとりて見候へは茶の間の上には押ほこ竹迄火付て消たるあとあり其外少々燃たるきつ跡数ケ所有之見る人不思議といはぬはなし

一此家は十五年以前戌六月十三日関口三郎衛門出火の節にも町通り門長屋店なと焼尤此時も天王町迄焼大火に候へ共此家残りに其後向根本屋前に鶴町伊左衛門と云者居候時出火有之此節ものかれ候へき

一去る子極月二十八日之類焼にて見世店門其外小家は焼失申候へはさっそく見世店なくて不叶に依て明れは丑の正月三ケ日を過て俄に二間はり行間五間外に二間の角屋を付てすまひは前の店のかつ合に松の木柱にて石すへなれとも先つ当座の用の弁する様に造り立門をはへいし門にして其外小家共も不残造り先当用を弁し候へき右入方彼此拾四五両也

仙台商い荷物初て潮来へ廻る事

一元禄六年酉秋中店の仕入に出府致宿小網町にて金子紋兵衛方に居候へは一人来て紋兵衛方へ物語申候へは仙台商人衆の荷物手前よりも四月五月に積立候古手木綿八百駄程盆前房州浦にて破船致候て荷主衆大分の損金に御座候然る所六

月七月積候船共いまだ一艘も石巻へ着船無之に付心もと無由今朝仙台より飛脚到来致此船共何方に居候哉其の穿鑿のしかたも無之候へ共先船宿衆へ聞合候半と只今参り候へ共船宿に而も知れ不申候手前の旅人衆計りにも無御座候間外に仙台宿衆へ聞合候而も其様子一切しれ不申候近年何も大分海上の損被致気の毒成る事に候由物語候て被帰候其の跡にて我等紋兵衛方へいか様の事かと尋ね候は紋兵衛申候は只今之人は伝馬町赤塚善衛門と申人之番頭平兵衛と申人に而当町赤塚窪寺と申て江戸に弐軒の太物大問屋にて候古手木綿くりわたなと大分の荷物を仙台へも下し申候其外脇の問屋衆よりも薬種小間物古手杯大分仙台へ下り申事に御座候然るに御当地より大廻し廻船共近年大分破船致候故仙台商人衆以の外難儀被致候と申候物語に御座候と紋兵衛被申候間我等申候は是より潮来へ川船に而下し潮来より石巻迄下る廻船へ積送り候はは破船之苦労も無之日からも掛り申間敷候はや廻りの勝手にも可被罷成候由物語申候へは紋兵衛被申候は是は一段成事は承候然は平兵衛方へ此物語を致候はは悦び可申候左様に罷成り候へは是より潮来迄之川舟を我等雇候へは十分の一を取り候間少々勝手にも罷成候御当地に而右の荷物世話被致候問屋衆は蔵敷と申候而拾駄に付銀二十匁位取申候潮来にて御引受被成候共大方其格に可罷成候然は世話致候人を別而御抱へ被成候而も会申事に御座候由申候間兎角人の為にもなり又其元我等か為にも成候へは結構なる事に候由申候へは紋兵衛赤塚に被参其段物語申候へは平兵衛方に而も是も珍重なる事を承候兎角其仁へ面談申御相談申度由被申候に付則紋兵衛同道に而赤塚平兵衛へ対談致候へは潮来より仙台廻船往来之様子承度由被申候に付あらまし物語申候は定而御聞及びも可有御座候仙台御穀物の当地運送の為潮来に御川岸立て被置候石巻荒浜にて御積立銚子湊に入津致其より内川を八九里上り潮来着致御穀物御蔵屋敷へ納申候此間一両日にて相済申候とから船銚子へ下り申候此間八九里と申候へ共風よく御座候へは二時三時計にて銚子へはせ付申候即順風無御座候共引塩に従而下り申候へは一昼夜をかけては心安く下り申候銚子にて暫く順風を見合出船申候へは大分一日一夜には石巻へ走着申候若風替り走りかね申候へは中の湊平方うの子かん沢なと申船入の間四五ケ所御座候是へはせ入又風を見合せ出船申候左様に致候而も夏は大方南風ふき申候間五日七日十日迄掛り不申候右船入之間より間々段々に有法を考申候へは九十六里と申候へ共銚子より順風に而石巻直通に沖合を走候へは六十五六里と申候其間を一夜半日程にて走り着申候由に御座候右の通に御座候故夏中に下り船に破船と申は二十ケ年に一度も無御座候若此間に而も仙台より積出候荷物は船足を取り申故間へ入兼破船に及候仕合も稀には御座候是も大方は江戸へ直に廻り申心にて房州浦の方にはせ廻し南風当られ銚子へ心かけ乗戻申候へ共銚子の口は北へ向

申候故是へ入兼而鹿島浦へ乗彼是と狼狽申候船大方鹿島浦にて怪我を致候と色々物語申候へは平兵衛被申候は扨々只今迄荷主衆も勿論我等も左様の訳一切不存候委敷物語承り候而満足兎角荷主衆へ相談致し左様に罷成候はは御世話乍ら頼入可申候其内石巻迄の運賃の儀杯御相談可被下候乍然当年の分は不残積立申候来春より左様の心掛に可仕候勿論私共世話の荷物潮来廻りに罷成候はは外之旅人衆も左様に罷成候事迚御世話被成候物に候へは大も小も同事に可有御座候沢山に御座候へは又御世話のかいも可有御座候兎角来春迄の内には紋兵衛殿より幾度も御相談に及可申と申合候へき

一江戸より下り古き人々に聞合候へ共古来当地にて地拵の荷物取揃候事は無之候故運賃彼是其例もしれかたく候半と申物計に候間兎角仙台船手御用掛の人へ相談可申と存候所幸ひ松崎市郎衛門と云人仙台船手仕配の小役人也我等と日頃懇切なる故此仁へ右之物語致候へは当地へ左様の荷物参候へは兎角所々賑罷成事に候何卒此方へ御引候様に可被成候船積之儀は成程私世話可致候先運賃之儀壱分に十二駄にも為致可候間末々船手之者共合兼候由申候はは又一駄二駄は上げても御積可被成候船手は私頼と申候へは当分如何程にも為積可申候間江戸は先拾壱弐駄にも可罷成と可被仰遣候と慥に受負候程に申合江戸へも其段申遣候事

一大阪に而尾張屋太兵衛と申仁は分限に而仙台にも出店有之太物古手は大阪より下し仙台より江戸へ穀物を買のぼせ候商人也仙台仕配の番頭安兵衛次に与兵衛と申手代大阪へ勘定に上り又当年の仕入を致候替る替る登候戌正月十六日には安兵衛登り候由に而我等方へ参られ候而弥当年より下り荷物の御世話を頼み入候由にて品々申入候はは先当年は心見に候間拙者分四五百駄此方へいま下し可申候運賃掛物等も先達而江戸赤塚屋より申来候へ共其段は何分にも余り御苦労に不罷成候様に御取計ひ可被下候由被申十七日逗留十八日に江戸へ被登候

一元禄七年戌夏古手太物くり綿段々下り尾張屋分〆四百八拾七駄也廻船五艘へ五度に積み何も海上無恙石巻着岸之由申来候尤当地積出し分八日九日十四五日迄に而着候由

潮来に而掛り物

一運賃　拾弐駄　壱分
一蔵敷　拾駄　壱分
一荷物代　壱駄　五銭　但し蔵へ上け下け共
一はしけ代　壱駄　拾文かかり川岸より本船迄

右之通潮来に而之掛り物運賃は右之通に而は積兼候へ共市郎右衛門方より頼分と申付候故二三ケ年十二駄に為積申候後は拾駄壱分に致候

一此荷物を引受候へは川岸に蔵なくては成間敷と戌秋中より心掛弐間半に六間につき瓦ふきて土蔵を矢幡仁兵衛屋敷へ元禄八年亥四月より取付二月中に出来但し間柱共くさまき

の五寸角に而三尺間に之を立る土台石も丈夫にして縁板は松なれ共巾一尺八九寸長三間厚さ八分に引たる板に而張る屋根は割板の取りふきかきからにして其入方金拾五両余但し去戌夏中蔵敷拾参両程取此金へ少し足候へは結構にでき候へき此年の冬は表町通りの見世店も造る其入方も弐拾八九両也

一元禄八年亥の夏は仙台荷物七百五六拾駄下る是より一年毎下り荷物多く荷主衆も大勢に成江戸問屋衆も赤塚伊勢屋鈴木岡本等とて六七軒より送り来る或は八九百駄千二三百駄或千七八百駄と也候故蔵敷金も二十両より三十両迄取り候年も有之候へ共此荷物荷主衆大勢なれは口々も色々也是を川船より受取帳一通廻船へ積時分は石巻行荒浜行あり荷主大勢なれは問屋も送り所色色なり送り状五本七本宛認候へは控帳も色々也其運賃割荷物数の間違なき様にと致候へは中々二人三人に而も心安く出来かぬる事なれ共人をかけ候而は勝手に成兼候故手前一人に而是を務む其外蔵入蔵出しの人足改事も大方大躰之時分は手前に而致し候へき其働さしくり我ながら能くは一度も間違なく間を合せ候事かなと我ながら立帰りて見れは不思議千万也

一此荷物大分に成り蔵壱ツにて成兼候故宝永元申三月又東屋とて川岸の東の方へ弐間半に六間芝屋造りに出来此入方拾五両余今喜右衛門味噌蔵に成る

一宝永三戌九月仙台荷主衆見廻に下り候事即九月七日に潮来を立十四日に仙台の大町尾張屋へ着出入十六日此所へ逗留石巻島屋十左衛門方に五日逗留して十月十二日に潮来へ帰る乗かけ一駄供は源介一人召連

進物の次第

郡内嶋　大風呂敷　尾張屋の大家
尾張安兵衛へ　青山五郎左衛門
扇子箱　扇子箱
おふち大風呂敷　此青山五左衛門と云人は
壱丁目　仙台六十万石の大はんだん
扇子箱　松屋仁兵衛　と云て惣百姓の頭也元来は
同　断　弐丁目　片倉小十郎と同格の人也
備前屋庄衛門　片倉殿は士の大頭青山殿は
同　断　弐丁目　百姓の大頭と御定の処只今
清水屋作兵衛　みれは士と百姓と大きに違
同　断　弐丁目　候由然共今は格は吉
刀屋左次兵衛
同　断　弐丁目　同　断　弐丁目
戸屋小衛門　中村屋弥衛門
同　断　弐丁目　同　断　壱丁目
戸屋小兵衛　堺屋弥衛門(脇?)
同　断　三丁目　同　断　三丁目
堺屋治兵衛　畑屋善衛門
同　断　立　町　同　断　四丁目

庄司屋平内　松屋長左衛門
同　断　国分町　同　断　国分町
大泉屋源衛門　近江屋作兵衛
同　断　同丁　白子屋太右衛門
同　断　浅黄大風呂敷　三丁目　橋柳屋孫衛門　扇子箱　兼屋庄三郎
同　断　三丁目　同　断　壱丁目　梅原屋次郎衛門　山田屋三郎衛門
同　断　同丁　同　断　同丁　山田屋宇左衛門　井筒屋重次郎
同　断　四丁目　同　断　弐丁目　井筒屋長兵衛　油屋市郎兵衛
同　断　四丁目　同　断　同丁　川村屋半兵衛　綿屋四郎兵衛
同　断　同　丁　風呂敷計壱丁目　西川屋權八　中村屋八兵衛
同　断　壱丁目　同　断　同丁　山田屋権兵衛　鉢屋七兵衛
同　断　同丁　同　断　同丁　山田屋久兵衛　川村屋四郎兵衛
同　断　三丁目　同　断　同丁　北田村屋太郎左衛門　能登屋庄衛門
同　断　四丁目　品川屋四郎左衛門
同　断　同　丁　尾張屋孫兵衛
同　断　同　丁　壷屋伝兵衛
同　断　同　丁　出羽屋重衛門
同　断　同　丁　大島屋三郎兵衛
同　断　国分丁　島金屋太左衛門
同　断　同　丁　伊賀屋権衛門
同　断　同　丁　角屋八郎衛門
同　断　薬種屋　堺屋久兵衛
同　断　大和屋久四郎
同　断　丸屋太兵衛
同　断　松葉屋甚兵衛
同　断　同　丁　白子屋卯兵衛
同　断　同　丁　松屋三郎衛門
同　断　同　丁　扇子屋喜衛門
同　断　同　丁　山城屋庄兵衛
同　断　同　丁　近江屋十兵衛
同　断　同　丁　島金屋七兵衛
同　断　同　丁　大泉勘衛門
同　断　同　丁　船屋喜助
同　断　薬種屋　中村屋作兵衛
同　断　大阪屋庄五郎
同　断　小西屋次兵衛
同　断　近江屋小兵衛

一九月十四日夕仙台着十五日十六日休息

同　十七日　権現様御祭礼拝見
同　十八日　遊方　見物
同　十九日　松屋仁兵衛へ振舞候子息庄太郎松之介
同　二十日　松屋長左衛門へ振舞弟市右衛門
同二十一日　備前屋庄衛門
同二十二日　刀屋左次郎
同二十三日　清水屋作兵衛　此外方々よりよび候へ
　とも石巻よりかへり候と申候間不行
同二十四日は鉄牛和尚之寺なと方々見物虚空蔵堂にて
　尾張屋より色々馳走有之候
一九月二十五日に塩釜へ行案内に尾張屋半兵衛同道するとろ
めんの羽織地
扇子箱　亀屋六左衛門へ　二十五日夕泊り
風呂敷　辺見惣兵衛　安部与惣衛門　斎藤与次衛門
　鈴木與衛門　ぬりや作兵衛　相沢屋平衛門
　右八人へ見廻塩釜明神参詣塩釜なと拝す
一九月二十六日に船にて松島の景ゆるゆると見物す二十六日
の夕石巻嶋屋十左衛門へ着子息久兵衛（金百疋、羽織地、
扇子箱）
伏見屋勘右衛門　伏見屋源六　油屋善左衛門
いせや太郎衛門　浅田屋六兵衛　長島屋新衛門
右六ケ所風呂敷扇子箱
二十七日に湊町の問屋衆へ見廻風呂敷壱ツ宛
須田与次衛門　同三郎兵衛　相沢屋弥太郎
二十八日には石巻へ刀屋左次兵衛新寺建立鉄牛和尚の開基
の祝儀振舞有之金百疋持参する仙台の公儀へ申立薬師庵取
立候由
一十月朔日に石巻より又尾張屋へ戻り四日に仙台を発足して
棚倉相馬岩城通り湯本に一日逗留して十月十二日に潮来へ
帰る
一此時塩釜石巻にて子こもり十六本もらひ弐本は尾張屋へ持
参して残り十四本志め貝一樽石巻より船にて廻す其外干飯
四十二俵せんだい紙子三十六反貰ひ是も石巻より船にて廻
す
一此時尾張屋安兵衛方へ金六拾両指置候へは米大豆を調へ尾
張屋の買石と一同に嶋屋十左衛門手船に積無事して百石五
両の役金を上け其外かりも余程の事に候へ共元買下直成故
六拾四五両か物にて弐拾両程利有之今度仙台へ下り拾両程
も遣候へ共差引余程の利有之其頃仙台様に而も札金は遣ひ
戌の暮に打止商人衆大分損金致候も有之由
一其後仙台大町新屋久衛門佐藤市郎左衛門なと云人穀物買
いのふせ当地より高瀬に而江戸へのふせ当地に払候なとも
折々有之候勝手にも成候処宝永五六年の頃より仙台は穀船
到着少く大分は江戸廻り或は銚子にて荷役致候て船かって
不自由に成候故荷主衆へも其通りを申候故宝永五六子丑の
頃より相止候元禄七年戌の夏より十五六ケ年右の荷物当地

にて取揃候へ共一度も破船間違致す事もなく相互に首尾よく取計候故其後ものふ　り石なとは折々まえり候へき

一元禄拾年丑正月十七日より取付三右衛門乗の高瀬貞享三寅の三月江戸にて敷ぬきかへたる高瀬十二ケ年になり古立候故今度船大工勘衛門棟梁にて右の敷を用い造り直す此入方金五拾五両壱分六百文にて出来閏二月二十八日おろし三月十四日に御極印打船頭はゆや長三郎に申付五人乗十三尋四尺五寸之敷

一金壱両壱分九百文小舟一艘造る丑七月藤蔵

一元禄十二年卯の二月より取付店の蔵を造る但し五兵衛方に而くさまきの挽木にて間柱共に同角にとる二間に行間五間惣二階屋根はこけらふき二階下の縁共にあつさ七分の長板の巾広き物にて上の分に敷く尤表店のためにきわへ造る此入方金弐拾参両余店商相止め後に稲荷の脇へ引く

一元禄十四年巳の六月二十三日より取付本家の普請其入方金百拾五両余大工棟梁玉造惣衛門極月二十三日に家移りする此時は手伝人足共に皆日雇にてする外に入方目録あり

一元禄十六年未の夏より材木売買取付但去る巳十月中銚子高屋与市と云者当地の材木屋へ売候半と存候て材木筏一組引せ来る当地の材木屋共是を買ひ其時の材木屋は理右衛門五兵衛平五郎なり其節兵五郎は仕廻かけ人也右之者共かわさるゆえ下値にも払度由内々此売買心掛候へ共方々手廻り成かね候故延引なる所に候然共其節金廻り無之候間隠居へ其断申候而筏代惣仕廻と代金拾七両弐分に為買申候巳の十月より未の夏迄段々売金拾六両程隠居へ取上げ申候残り材木も四五両にもうり可申物に候へ共皆売遠き物共残り金に成兼候故此上は□□うり候て金にも成候半と存候故未の六月中材木入船有之由銚子より申来候間六月二十八日にも銭屋善兵衛方へ行て四拾参四両分材木の買調へ是より段々銚子江戸駆廻りて其向向の材木を調へ段々繁盛に成る然るに材木や平五郎材木屋理右衛門は材木商売もあはぬ物とて仕廻後は当地は我等と五兵衛計になる然るに店を預け差置候手代利介元禄十二年卯秋中より相煩て色色療治致候へ共不相叶宿へ引込其後相果候より其已後其替り指置候へ共色々と私事を多くかけ捨り引負とも有之兎角手前も一人にて方々も廻りかね候故是より段段店をは相仕廻候へき不断之商事は材木一通り其外時時の商事は穀物相場もの下り酒なと也

三巻目

一関戸杢殿之名跡相続之事

無拠利兵衛請負候事

関戸喜右衛門殿不勝に被成候事

並病気に付兵蔵を以而名跡相続為致度之儀瑞沢方へ及相談利兵衛方へ被申付無拠利兵衛受負申候事

関戸喜右衛門殿不勝手に被成候物語之事

一初は市郎兵衛水戸公儀に指合有之喜右衛門と成若年にて親に遅れ候へ共随分働き人にて津軽御用も能相勤め廻船も段々多く着津致候勝手も段々快き時節に至り候折柄窪谷又兵衛と云人にすすめられ延宝二三の頃より両人申合銚子へ出店をして板久屋と名代を出し網方は大船の方江味噌米薪等之仕入商事に大方の金を仕入初二三年は猟事有之多分之金をも儲候処に其後段々不猟に成りかし方済兼候へ共止ては古かしすたりにと一年ことつつけ候処益々不漁にて四五年両手前よりのかし方残り二千両に及ぶ此通に而はいつ迄も限りなきと申相談になりて随分取つめ仕廻て見れは片手前に而六七百両余つつそ損金に而仕廻候事

一其後津軽廻船も海上御損毛多くして北国廻りなとにもなり又は大阪船よく海上乗帰て候と聞え江戸に而大阪船を雇津軽へ被下之被成候御相談と成り候て付きて喜衛門御救の為とて右廻船才覚を喜右衛門へ被仰付則喜右衛門江戸へ登り上方廻船宿の請負証文に而大阪船を雇ひ下し候処さのみ怪我御損毛なく段々江戸着致候に付上にも御益の方とて喜右衛門にも御褒美等も被下尤千石積一艘より金五両宛礼金拾艘雇候へは五拾両尤上にも御存知にて喜右衛門勝手にも成候様にと被仰付候事勿論江戸詰物入候へ共御かけ故国元之身上をもまかなひ候処寸善尺魔の習ひ此運送御用に邪魔入候事

一神田明神前に搗米屋三右衛門と云わつかの米屋有之此米屋も当地の根本長左衛門か三男三次郎云者金子一両弐分かり十年季に此米屋へ在付候右長左衛門は石田助衛門方へ出入奉公致候故喜右衛門方へも家来同然に出入して後拙西となって朝夕出入酒呑なとして目を掛たるものの子なるに依て喜右衛門殿津軽御用にて登り候へはいなやをも問せられ三次郎も旅宿へ見廻数年出入致候処後は長衛門となって三衛門名代を勤小才覚なる者故津軽御蔵役人衆へも喜右衛門方より御頼申取はし米なと御払米にても為買段々才覚者故後は御払石之手伝なと中間売なとを致し年を重而三右衛門身上を致しのふせ御役人中へ取入いつともなく後は津軽屋三右衛門と名代呼ぶ程なく三右衛門相果子三右衛門若年なれは皆長右衛門か取計に而分限となる然るに此長右衛門は江戸在宿にて御出入を致候故新敷役人衆はひいきも有之候や右雇船之事も長右衛門手にて雇下し候様になる依之喜右衛門殿残念におもひ元禄十二年卯の年は江戸詰して願を立て翌年辰の春中にも江戸詰願候に付古き衆中へさ漸く由届候へ共当辰の登り殻之事は相究り候へ共来巳の登り殻をは喜右衛門に可致仰付候間当秋可被罷出候由堅く慥成御方より御内定有之満足して辰の四月初に江戸より下り候事

一喜右衛門殿は右の一儀至極残念におもはれ両年の江戸詰に莫大の物入前々色々不仕合つつき彼此人しれす田畑をも売身上うすくなるも尤なるかな第一銚子の損金より関口出火

に焼出され寺島氏五ツ三ツの倅共を引添六七人にて数年之役介其上五年巳来子の極月二十八日夜貝から塚伝十郎出火の類焼大風にて間もなく家蔵諸道具に三郎兵衛杯居候添屋迄無残焼失大分之損失近年廻船も無之候へは彼此不手廻り借金と成り田地を売り株をもうすくして人知れず苦労被致候事喜右衛門殿病気に付兵蔵(如水二男)を以而名跡立度の由瑞沢君共に利兵衛方へ被申付候事

一喜右衛門殿廻船雇願之こと大方相叶当秋中には可被仰付也御内意相極り元禄十三年辰の四月初に江戸より下り借金等も気の毒に思はれ内々に而同地を売借金を払候へ共此分に而は跡のくらし方如何とおもはれ候処に此頃は何とやら煩敷心地悪敷とて医療を尽せとも其効もなくふらふらとしてさしたる病も見えす候へ共医師衆脈性勝れすとて色々せんさく致され候へ共捗々敷元気も見えす候内五月初の頃より食気を失ひ五月十日の頃より兎角快気は有之間敷と自分の心に死に極め覚悟被致と相見頻に名跡の事を苦に被致候由十二日の四ツ時利兵衛夫婦共に可参候由申来候間取敢す参り候へは近所之老母三郎兵衛夫婦外大須村田市左衛門根本新左衛門也老母利兵衛参候と申候へは起きて物語あるへきとてきやうそくにもたれさせられ九郎兵衛も参れと有て今日は殊の外心地よく覚候然共今度の病気は兎角本腹成り難く覚候就七人兼々物語は申たる事なれ共利兵衛方へしかしかの申合もなく候間安堵なく候兎角九郎兵衛事は病身なれはそれ程の働も成間敷事也殊更近年取乱したる身上なれは其故たはね難叶覚候尤利兵衛方に而も重荷に小付とやら大儀千万に候へ共内々瑞沢へも相談致し候処尤之由同心に候間いよいよ兵蔵を以而お吉と取合せ相続致呉候より外に仕方はなく候前々より此家の事は瑞沢委敷御存知之事故如在は無之と被申候事殊更昨日三郎兵衛新左衛門を以相談に及候処瑞沢被申候は三郎兵衛倅大勢に候間此内を以而立させ候て可然と被申候由一通りさやうに申候も尤之様に候へ共第一家筋も違候殊更三郎兵衛孫共々に当分さへ皆我等世話厄介に而大勢をはくくみ候躰なれは中々此家相続の力は無之候由三郎兵衛新左衛門より物語致候へは瑞沢も尤之由至極同心被致兎角利兵衛方へ直々御相談可被成候其内此方へ参り候はは私方よりも委細可申聞候と瑞沢も随分心よき挨拶に候間兎角其方挨拶聞届候へは只今臨終致候共何も心に掛り候事はなく候と色々被仰候に付而老母三郎兵衛夫婦も頻に挨拶と被申候へ共利兵衛身とり候へは何とやら寝耳に水の心地早速之了簡に及かね申候に付兎角隠居瑞沢へもきかせ其上に御挨拶に致度と申是より直々隠居へ参候而右之品々物語致候へは隠居も成程此方へも昨日三郎兵衛新左衛門を以色々申越候故御承知尤之事と挨拶に及び如何様此方之病気本腹ならさるに付而は田畑残り少なくなり候処九郎兵衛かひかひ敷働きなる間敷処也三郎兵衛方は倅大勢に而今以喜右衛門厄介なれは中々思ふても力に及不申候と申事

尤之事に候然時は名跡の立かぬると苦労に被思候事至極尤之事に候喜右衛門若き時分より随分丹精をも尽候へ共段々ひやうし不廻に而苦労計り被致候左様之事も今度の煩之種共成たるにもあるへく候前々申通り浜の家は此方より分り玄蕃殿血脈の訳故其方が妻も浜より貰候筋目を申候へは見捨かたく候此期に及ひ時刻延引に而は如何に候と老母並に三郎兵衛夫婦至極迷惑に思はれ候由草々心よく受負安堵為致候様に瑞沢被申候間利兵衛申は未た私受取分の家さへ不慥に而安堵仕りかね候処又浜の身上の不調なる所を受負可申事何共私之器量には及かね申と安心仕り兼候と申候へは瑞沢□尤之事に候へ共只今急に大分之物入事にも無は永き事には又致方も可有候勿論兵蔵の為に心かけたる本手も少しはある也其上瑞沢も心を添へく候然はいつその程には成就可成候間先々早々受負病人に安堵させ度扱又玄蕃殿二人之子供衆取立たる両家共々既に断絶にも可及時節到来致たる処に其方両人之仲を以而両家を取立の事時節至りされは願てもない好事也其方は両家之中興と申者なれは先祖へ対しては大孝と瑞沢は大悦不過之と思候故喜右衛門方へも同心快き挨拶致遣候兎角今夜も難計人之願一刻も早く安堵為致候様に早く早くと被申候へは不及是非に了簡にも病家へ参り瑞沢の存寄り病人へ物語り致候へは感涙を流し満足被致候然れは只今臨終を遂げ候共残る所は無之候此頃中此事如何とおもひ候へ共色々さわる事ありて今日迄延行致候処に市左衛門御出を幸と申出し候心よく相済ケ様なる満足はなく候いよいよ此事末々迄市左衛門並に新左衛門御心を添られ頼入存候先々盞事とて皆々へ盞事有之機嫌よくそは切なとぬき出し心よく用られ扱瑞沢方へは三郎兵衛新左衛門を以而御厚志し思召故利兵衛も快よく得心致候是程なる満足は無御座候此上共々御心を被添可被下候返々頼入と被申越候事扱て是は十二日の八ツ過迄の事十五日に成候へは今日日昼の臨終と心掛候と被申候へ共指たる病苦も見えす替る様容体もなくれはつきつきの看病人も皆々ケ様之事にて候中中一両日之事には有間敷とおもひ候処に十五日の暮五ツ頃に只ねむるか如く行年五十八才に而終られける

元禄十三年辰七月　　綱正書

三巻終

（以下次号）

水原観音　愛染院の文化財

住職　平林　智善

（茨城県指定有形文化財）
昭和四十六年一月二十八日指定

○如意輪観世音菩薩付胎内仏
愛染院の本尊で像高五十九・四センチ、重さ八・五キロの寄木造りで蓮華台に座し墨塗で室町時代の作と称し、伝記によると、長元三年の作、尊像首中に定朝と記されている。

○如意輪観音尊像胎内仏
胎内観音像は小さな像で高さ五・九センチ（一寸八分）重さ四〇グラムの白檀一本造りで空海の作と伝へられ、像は源氏の将軍八幡太郎義家公が前九年の役（西暦一〇五一年～一〇六二年）陸奥再討出陣の際に、後冷泉天皇より武運の守護仏として賜わり兜の八幡座に奉持され、行軍はこの水原の郷に滞陣すること、七日七夜、里人の食糧などの持て成しを受けられ将軍御満足、その忠勤奇特を思召され、又不思議な霊夢によりこの地こそ衆生済度の根本の地であることを感ずることあり、地領を賜わり京より円通閣主を招かれ、本堂を建て祀られたのがこの寺の起因である。

愛染院全景

茨城県指定有形文化財（彫刻）
本尊大聖如意輪観世音菩薩（合胎内仏）

観音菩薩はもと「インド」のバラモン教で説かれていた神から転化した菩薩である。密教の義立と稱する六観音菩薩があります。まず千手観音、聖観音、馬頭観音、十一面観音、准胝観音、如意輪観音の六観音があり、十九設三十三身に変化し世界衆生の苦難を救うとされ、一説に西方極楽浄土に住し、阿弥陀如来の脇侍となり、教えを守るという。宝冠に阿弥陀の化仏を頂き、天衣・裳をつけ瓔珞を飾り、蓮華をとり蓮華座上に乗る像が多く、日本における観音の信仰は古く、仏教の伝来と共に始まり、観音像の名作も多く、御姿も無数である。

如意輪観音菩薩は六観音の一つで尊容は、手が六臂で多臂像にて身墨塗（本来の身は金色）頂髪は宝冠を以て荘厳し、

冠に自在王（弥陀）を座せしめ、説法相に住す。

右方の第一手は思惟なり、有情を愍念するが故なり。第二手如意宝珠を持ち、意の如く財宝、健康を与へ、一切の願いを満ずる。第三手に数珠を持ち傍生の苦を度せんが爲なり、左方の第一手光明山を按じ無傾動を成就す。第二に蓮華を持つ手は能く諸々の非法を浄む。第三の輪宝を挈ふる手は能く無上の法を転じて衆生の迷いを破ってくれるとされる。六臂廣博の体、能く六道に遊び大悲の方便を以て諸々の苦を断ずるなり。

如意輪観音像の各部名称

○渡金八角釣灯籠

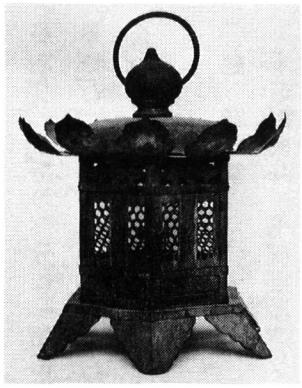
茨城県指定有形文化財（工芸品）
渡金八角釣灯籠（元禄14年正月福田村伊能三右衛門奉納）

青銅製で金を粉飾する。高さ四五センチ、周囲七十センチ、重さ三・五キロで、元禄十四辛巳年正月吉日福田村伊能三右衛門奉納で、銘文が刻され、県内唯一のものとされている。

（潮来町指定有形文化財）

昭和四十四年十二月十三日指定

○般若経文一切　掛軸　一幅

和紙に墨筆のもので、縦二三センチ、横五三センチで平安初期中期のものと推定され、一千年余前の貴重な書跡であることが鑑定されましたが、筆者が不詳である。

潮来町指定有形文化財（絵画）
絵馬（天明９年正月従五位下藤原朝臣直規奉納）林斉誉湖筆

○絵　馬　　桐板色画　一枚

天明九己酉年正月吉従五位下藤原朝臣直規の奉納で、縦五八センチ、横八七センチで林斉誉湖の筆画である。

○不動明王画像　掛軸　一幅

和紙色画で鎌倉時代の高僧京都泉涌寺の僧宝山堪海の筆画で縦九六センチ、横四〇センチで七百余年前の貴重な書跡である。

○釈迦涅槃の図　掛軸絹地色画　一幅

釈尊入滅の図で、徳川初期の末期の画家神田宗庭の画とされ、縦二メートル、横一・五メートルの大きな軸もので、推定七百三十余年前の書跡である。

○灰像弁財天　粘灰作り　一躰

高野山護摩秘法の灰を粘り造ったもので、縦二四センチ、

横二〇センチ、重さ二・五キロで、裏面に弘法大師の左手判があり、中指の部分に「秘密護摩」、薬指の部分に「一万座奉修行」、小指の部分に「以二其灰一此形作者也」、平の部分に「天法空海」と浮書きされている。

昭和五十一年十二月十日指定

○観音堂　一棟

木造銅板葺、平家宝形造り三間堂、建坪三九・六平方メートル　享保四年十月竣工

○鐘楼門　一棟

木造かや葺、二階建で階上は銅鐘をつるした、鐘撞き堂で、階下は参拝者の通行の山門になっている関東では数少ない珍しい門であり、建築は明でないが観音堂と同年と推定される。

水原村は百四十戸の小村で、寺が多く愛染院のほかに二ケ寺二堂があり、各々の寺に分かれて檀家になっていた。

寛永十六年に宗門改役が設けられ、それぞれ属する寺院に檀家として宗旨人別帳（宗門改帳）に登録制度が施行された。寛文十年、各々少数檀家で寺院の運営維持に容易でなく、宗門人別の登録が各本寺に散在しており寺役所として問題があったので、水原村一本寺統合が盛り上がり合議一決したが、檀家をもつ他村寺院の反対により不得に終り、更に寛文十二九月再度合併請願を江戸表音羽宗務所に出願したが、隣村寺院の大反対により敗訴となる。とき、一七年を過ごし元禄三年麻生領主越中守新庄直隆公に願い出て、江戸表両国室町寺社奉行所に御裁許を願い出た。元禄七年三月発願以来二十一年六ケ月の星霜をかけ、水原村は一村一本寺愛染院に合併し、全戸が檀徒に登録されたのである。

元禄八年再建整備計画事業に入り、享保二年十方有縁の檀信徒の助力を仰ぎ、大工には小高村棟梁政右ェ門國寅五十四才を始め、大工十五名を使役して観音堂再建事業に着始し、享保四年十月に竣工、入仏落慶大法要が執行され、その建築費は実に黄金三七〇両の巨費を投じ完成した。

麻生領主越中守新庄直隆公は、再建事業の完成を嘉賞され、愛染明王御尊像壱躰と金壱封を下賜、観音御本尊前御戸張を寄附され、新庄公の祈願寺として毎年春夏秋冬四季に御参堂の光栄に浴し、開張祈願護摩供祈願会を恒例とされたのである。

この時より地領を賜り、七堂伽藍も麻生領主新庄公の浄財を賜り整備されたのである。

以上、茨城県、潮来町の指定文化財を紹介し、併せて愛染院の由来を記してみた。

東雲山鐘の銘

常陽水原郷有リ一宇ノ蘭若一山ヲ稱シ二東雲一ト院ヲ号ス二愛染一開基草創其来也元禄壬午歳方ニ傳ヘリ法流ヲ一而為ル二末寺一ト也其本尊大悲薩捶者律師定朝之刀跡也七百餘載妙相不壊三十二応霊感無シレ竭スルコト範師主タリ二斯ノ院ノ一干レ茲有レ卑也勝ル二像ヲ設ルニ之有リ由嘆ク二器用ノ之末レ一備ヘ於テ是ニ募リ化ヲ郷邑鋳ス一口華鯨ヲ一以テ欲ス二輔ケ教令一ト宣揚節ス観ヲ誦スル之ヲ進退既ニ成テ而需レ銘ヲ於ニ予予感ス二其志ヲ一甚ダ勉ム其ノ功尤偉ニシテ不レ捶ハラ荒斐叙ス二数語ヲ於ニ銑間一蓋鐘之為レ徳昭昭タリ也先聖ノ所レ述ル雅ヘ出ッ二黄巻ヲ一赤袖之間吾レ復敢テ嘿也カ若シ夫紗窓残月ノ暁キ々トシテ響キ枕ニ錦林落花ノ暮鏗々度梢一夢乍醒則既ニ識二浮世ノ涯ヲ一也半偈末レ聴者亦観二諸行ノ無ヲレ一恒也聞之辨二音韻ヲ一則チ耳根ニ得ル二千二百功徳敲之祢シ各々号テ則ル心地ニ踰二十万億之利土ヲ一況ヤ聞而思思而修修デ入二三摩地一者乎

銘　日

補陀ノ霊境瑜伽道場北ノ倚二長阜一ニ南ミ臨ム二大洋一ニ隣蛟龍窟対ス二神仙境一ニ恵目茲ニ現ハル放ツ二清浄光千幽千顕ヲ一照応合量鳧鐘新ニ掛グ梵音宣揚響念啓瞳闇陰闔陽回化生夢訢群魔腸仰デ願フ二斯ノ徳一不レ虧不レ亡遠ク傳ヘ二百世一遍蒙十方

宝永二龍集乙酉初各上院

濾涜支流無学叟勤銘

治一武陽神田住木村将監楠安鋳之

この梵鐘は昭和17年8月20日大東亜戦のため献納する。

（重量91貫）

普門院（ふもんいん）と船越地蔵尊（ふなこしじぞうそん）

普門院副住職　渡邉英雅

一、普門院第一回調査報告

去昭和六十一年より六十三年にかけ、細川涼一氏（京都／橘女子短期大学・専任講師）と阿部泰郎氏（大阪／大手前女子大学・助教授）の協力を得、普門院現地調査が行われ、『普門院第一回調査報告』が提出されました。

この成果として『延方普門院の船越地蔵尊と忍性』（細川涼一氏）『茨城県資料』に詳細に述べられ、又、雑誌『鎌倉』六十六号（「常陸・北下総における律宗教団の痕跡」（堤禎子氏））にも記載されたところであります。

この調査で特に注目すべきことは、先ず第一に、当時現地調査と並行して同時に行われた、武者小路譲氏（和光大学・教授）の仏像調査によると、本尊の尊容は見分けが付かないほど朽損しているが、欅材の一木造りで、東国に十一世紀から十二世紀にかけて行われた、いわゆる〝鉈彫り〟の技法が、尊像の胸部より腰の辺りに残されていたという点であります。

第二に、船越地蔵尊をおさめる地蔵堂の内陣本柱には、朱書で、「地蔵講　板久和田町（潮来）　貞享元年子　八月二十四日」（注）として妙心ら三名の法名と、おかめら七十八名の俗名が記されている点が上げられます。

前出『延方普門院の船越地蔵尊と忍性』に「寺伝では、この地蔵講の女性たちの名は潮来遊郭の遊女のものと伝えられております。潮来遊郭の成立は寛文期（一六六一～七二）以降と考えられているが（小林雅子「公娼制の成立と展開」女性史総合研究会編『日本女性史』第三巻近世、東京大学出版会、一九八二年）、この柱の朱書が潮来遊郭の遊女のものであるならば、この地蔵堂それ自体が、遊女らの寄進によって造られたことを示す、近世女性史の重要な資料とすることができるのである。」と述べられております。

また、江戸中期頃、十九夜講等、地蔵講は当時の女性の民間信仰が盛んに行われていたという報告も有り、（根本扶美『ふるさと潮来』第十六／75頁「月待塔と女人講」）朱書の女性たちと民間信仰の女性たちとの関係については、更なる調査研究により、全容が明らかになることが待たれる次第です。

二、普門院の沿革

○荘厳寺から板久の普門院へ

普門院の創建は、遠く天安二年二月（八五八）、行方郡上戸村字小野詰（牛堀町）の地に秀賢和尚によって開基された

荘厳寺に遡るといわれ、当初は法相宗に属していたようです。

その後、正長元年（一四二八）板久村に移転し、真言僧乗賀を請じて開山となし、真言宗の醍醐寺三宝院の末寺になりました。その際、山号・院号ともに改め、龍雲山普門院と名づけられました。

○船越地蔵堂と普門院

さて、延方洲崎には普渡寺地蔵堂に忍性菩薩自刻の地蔵尊が祀られていました。

この地蔵尊は、忍性菩薩が関東下向の折り、鹿島神宮に参詣し、神託があり、同神宮の神木の南方の枝より彫り出した三体の地蔵尊の一体であるといわれております。

延方の津は、古来より水上交通の難所とされ、また忍性菩薩ら西大寺流教団も水上交通の要所と密接な関係をもって教線拡張した事実とあいまって、忍性が自刻の三体の地蔵尊を、鹿島（宮中）、洲崎、大船津の三箇所に安置したことは必然性があったとみるべきでしょう。洲崎と大船津の間を通って流れる水路は、古来水難事故多発地帯であり、洲崎地蔵堂は信仰の対象として尊崇されるのみならず、その灯篭は夜間航行上重要な灯台の役割をも果たしており、この地方の人々の生活の上で極めて重要な位置を占めておりました。

ところが、江戸時代頃には、同地蔵堂を管理する別当寺院が廃寺になり、洲崎地蔵堂も退転の危機に瀕するようになりました。この事態を憂慮した時の水戸徳川家藩公の水戸光圀

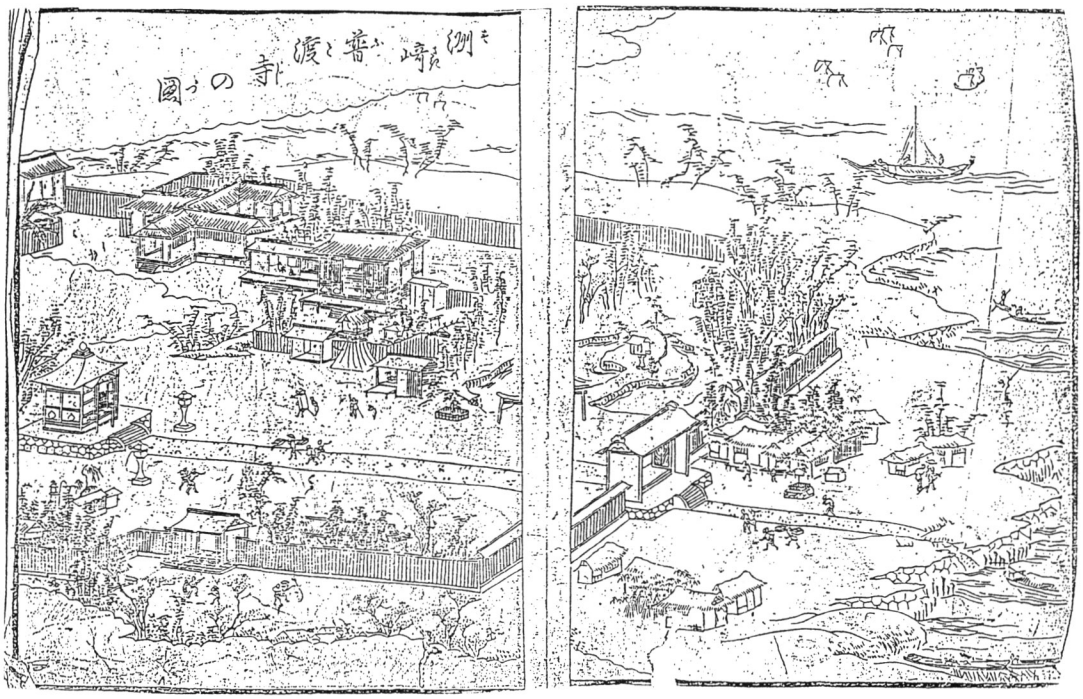

洲崎普渡寺の図

公は、板久普門院尊宥に命じて同寺を洲崎に移転することになりました。

時に元禄十一年、命を受けた尊宥師は早速準備にかかり、同十五年六月、普門院の移転は完了し、龍雲山普渡寺普門院と寺号を改めました。

法相宗から真言宗へ

以上述べてきた様に、現普門院の歴史は、行方郡上戸小野詰め（牛堀町）に秀賢和尚によって開基された荘厳寺が、板久に移転され普門院となり、水戸光圀公の命を受けた尊宥和尚によって洲崎に移転され、普渡寺地蔵堂を合併して龍雲山普門院普渡寺となり、実に一千百有余年のあいだ幾多の変遷を経て今日に至っているのです。

その間、寺の属した宗派も、唐の玄奘三蔵の弟子で『成唯識論』を大成した慈恩大師窺基（六三二～六八二）の開創になる法相宗から、西域生まれのインド僧不空三蔵が、唐の青龍寺恵果阿闍梨へ伝え、弘法大師空海（七七四～八三五）が唐へ入ってその教えを伝えた真言密教の有力寺院である醍醐寺末へと移り、明治二十九年五月二十五日附けで真言宗豊山派に転入し現在に至っているのです。

いずれにしても、幾多の紆余曲折を経ながら、千百有余年の永きにわたって法燈を伝えてきたことは、歴代住職の努力と、法縁に連なる多くの人々の法燈護持の熱意、換言すれば、船越地蔵尊がこの地方の人々からいかに尊崇を集めたかが伺われ、誠に希有のことと言わねばなりません。

注・現存する地蔵堂は、天和亥三年（一六八三）八月より貞享子元年（一六八四）極月にかけて竣工され、元禄辰元年（一六八八）九月五日より十月二十五日まで、約一月間、開眼供養が行なわれました。

『普門院・普渡寺記録』（普門院蔵）

『普門院第一回調査報告』

（阿部・細川調査チーム《普門院蔵》）

――普門院所蔵板木・普門院境内板碑銘文・地蔵堂内陣柱朱銘文――

（項目）

○普門院板木解題　一～六

○普門院板木翻字

普門院御縁起板木「常州洲崎普渡寺地蔵菩薩由来縁起」

普門院虫封等効能書板木「虫封加持疝氣寸白」

普門院虫封加持ビラ板木「虫封加持疝氣寸白封」

○普門院境内碑銘文

○地蔵堂内陣朱銘

○普門院板木

普門院板木

一、普門院御縁起板木　四本八面（各木表裏板面有り）

内題　「常州洲崎普渡寺地蔵菩薩由来縁起」
全寸　〔枠付〕横幅四一、〇cm　高二二、一cm
幅三、〇cm
板面寸　一丁分　高二〇、六cm×幅三六、七cm
半丁面寸一七、〇cm×一二、〇cm　無界
半丁七行
丁付　各丁裏の左丁隅に「一」～「一八」とある
（版心無）　奥書「普渡寺
普門院　刊記無
龍雲山　」

二、普門院御守護札板木　三本三面
二―一　「船越地蔵尊
安産御守護　高一九、〇cm×幅一二、四cm
普門院」

二―二　「船越地蔵尊
取子御守護　高一八、五cm×幅一二、五cm
普門院」

二―三　「二子除龍雲山
御守護　高一六、五cm×幅一一、二cm
普渡寺」

三、普門院　虫封等効能板木　一本一面
内題　「虫封加持疝氣寸白封」　高二二、六cm×幅
一五、四cm
奥書　「行方郡延方村
普門院」

四、普門院虫封加持ビラ板木　一本一面
内題　「虫封加持疝氣寸白封」　高一五、七cm×幅
二五、〇cm

五、蓮台板木　一本一面
銘　延方村普門院　高一四、〇cm×幅一六、二cm

六、普門院祈禱札　二本二面
六―一　「奉修不動尊護摩供安全」高三三、三cm×
幅七、一cm
六―二　「　遍照金剛擁護　」　高二一、六cm×
幅四、〇cm　〇

常州洲崎普渡寺地蔵菩薩由来縁起

抑　常州　洲崎普渡寺に安置し奉る六道能化
地蔵菩薩の由来縁起を委く尋　奉るに此
御佛は　忝も昔　忍性菩薩鹿嶋太神宮に
詣　給ひ一七日の間　衆生　済度の御物語　有しに神告て
曰　我神木の南枝を以て六道の能化地蔵菩薩
の像を彫　永く洲崎普渡寺に安置せば天下
泰平国土安穏ならんと神勅にまかせ菩薩其
侭南へ指たる枝を伐て地蔵尊三躰を彫刻し給ひ
中にも一刀三禮の尊像は太神宮の告に任せ
普渡寺に安置し給ふ也此地は絶景類なく
して名所多く堂前には大河ありて流水湛々
として藍のごとく瀬の早き事恰も射る矢の
如し川末は大海に續き水底の浅深量り　」一ウ
しる事なし常に渦巻立て渺々たる
荒川なり川下は渡船の便あれども大雨の砌は
洪水して大海につつく川なればいつしか鰐
住て渡の船を覆　し人民を取喰ふ故に
渡船絶て臨村の通路なく里人の害をなす
事久しここに於いて近村ものども鹿嶋太神宮へ
詣で此難を免ん事を祈る或夜神職の夢中
に太神宮告てのたまく洲崎の大河に鰐　」二才
住て渡船を妨　人民を取喰ふ依て此難を訴る

者あるかゆへに安置の佛に約し置たり近きに
必ず壱人の僧来らば速に災　をのがしたるべしと
夢中に神勅を蒙り直に此旨を里人に詰るはたして
翌日壱人の異僧来りて川邊にたたずみ里人を
招ていわく我鰐の難を除かん為に来りたり　」二ウ
と水上に向ひ良久しく読経して有ければ
水面俄かに逆巻立て風を起し丈餘の鰐顕れ
出狂ひ廻りて海上に流れさりぬ誠に霊夢
疑ひなしと彼僧の跡を求めけるに地蔵堂の
内に入と見て忽然として消給ひぬ是正しく
六道能化地蔵尊の佛力なりと諸人歓
喜の涙を流し昼夜の参詣引もきらず　」三才と
是より渡船のうれひなく五穀益　成就しぬ是
より忍性菩薩一刀三禮の御作船越地蔵と
尊び奉る霊像是也其頃諸国一統疫癘流行
して近村家毎に煩ひけれども當一村には悪病
の難なく殊に産前産後の女人此佛に詣で安
産を祈るに壱人として難産なし一切の悪事
災難を遁れ小児は疱瘡麻疹の病軽く霊験　」三ウ
日々にあらたなり又元禄年中の事なりし
西山公此所に入輿有て霊験の次第を聞し召
能化の佛力さも有べし然といへ共餘りに霊験
の著明　を疑情ありて佛の真偽を試　んと尊像
を大河の中へ浮べ給ひ誠に誓に洩給はすは水
上に登り給へと川中へ流し給へは不思議や漫
々たる水上をいささかも水下に流れ給ふ事　」四才
なく眼たたく間に五町餘り水上に登給へり
西山公大に感歎ありてああ有難や勿躰なや
かかる奇特の御佛を疑心せし罪免させ給へと
堂内に移し給へは光明　赫奕として薫香
四方に満たり西山公奇異の思ひをなして
機嫌軽蔑のこころを改　慇懃合掌　苦行禮拝
して再建の修復をぞなし給へりと申傳へたり　」四ウ
其後土浦の在所に清水何某といへる人所
用ありて此川を渡けるに折柄仲秋の中旬
にて晴天俄に雲を發し忽　暴風落し来て
船をゆり上ゆり下し波濤船中に打込楫取
艫を捨棹を流し船中の旅具を過半水
中に落入りし中にも重代の名刀一振箱に
納有けるを水底に落しいり取べき方便なし
何某深くこれを歎　常々信ずる地蔵尊を只
一心に憑　奉るに一天あざやかに晴渡り暴風納
船中座するが如くしかる海の方より数艘の
漁船　漕来りて各々網を打込けるにかの名刀
の箱を引上清水何某の手に戻りぬこれ
全く尊像の御庇なりと直に普渡寺に詣　」五才

るうゐを拝しぬ爰に又総州十六州の中に」五ウ
壱人の老醫あり高安氏と号し醫術に
越高名也常に此尊像を信じ朝来夕往に
御名を唱え地蔵經を讀誦し異病難症の
病をば必ず佛に念じ薬調するに速に病
を治しぬ既に命数盡て八十二歳にして没し
ぬ然るに七日の暁に至て壱人の沙門来りて
かの霊前に向ひ念比に回向ありて光明」六才
あたりを輝し異香薫じ渡り微妙の聲
を發し善かな善かな我こそは洲崎普渡寺
地蔵也高安常々我を信じ現世に有ては
息災延命今命終しては安楽土へ往生せり
と告て忽消給へり高安の親族是は拝して
眼のあたりかかる奇特を見る事よに有難きこと
なりとて近隣遠村に傳へ尊像の御恵を感嘆」六ウ
しぬ其後諸堂大破に及びければ修復の為
茅を奉納のこころざし有りて近村隔邑に
至まで老若男女茅を苅運持ければ堂前に
満々たりかかる折からなれば數石の建立すべしと
数石寄進におよびけるに堂前に大いなる松木
ありて數石の妨となれりいかんして此松を引く
べきやと里人心を痛けるに不思議なるかな」七才
一夜の中にかの松おのれと地を替て十間ばかり
退きけり今に始ぬ佛力やと諸人猶信心を
こころして數石故なく出来しぬ爰に又碧巖
遡識信士とて世を遁れ佛道に帰依せし
隠士あり常に尊像を信じ我往生に至なば
佛舎利の身となるべしと願ひけるに命数盡
て往生せり信士の心願空しくからず遺骨十九」七ウ
の舎利となる識は十九点くわにて心願成就
なしたる事識心眼目異名とて識大吽字の成
佛は諸説おん經明らかに不轉肉身得無漏の
經意に叶し舎利の数末世に残りて疑なく
只一心に念ずれは現世息災延命に来世は
極楽安養に生ずる事悪趣に出現ましまし
て衆生済度の御利益猶信じても余りあり」八才
かかる尊き御佛はおはしませともその奇瑞を
知らざる人まま多し故に尚信心の輩へ縁起由
来を知らしめんとそのあらましを書のぶる
もの也

龍雲山
普門院
普渡寺

虫封加持疝氣寸白封

入修スル處ノ虫封　法我祖弘法大師秘密ノ霊法ニシテ小兒ヲ
無病壮健ニ成育テント欲スル諸君ハ病ヒノ未タ發セサルニ
悪虫ヲ
封シ置ハ假令病ヒ發ルト雖モ醫薬ノ効驗速ニシテ危篤ニ
迫ルノ患ヒナシ若シ之レヲ怠ルトキハ虫ノ原因タル百般ノ病
ヒトナリ
竟ニ不治ルノ病症ニ變ジ後悔スルモ及ハザルニ至ル是レ江
湖ニ往々視ル處ニシテ豈ニ軽忽ニスベケンヤ世ノ形況ヲ
熟察ルニ此ノ如キ貴重ノ霊法アリト雖モ施ス者太ダ少レナリ
故ニ有志諸君ノ委嘱ニ應悪虫并ニ疝氣寸白ノ艱ミヲ
封シ保命ヲシテ長壽セシメン事爾云

一虫封加持　一疝氣寸白封
一癪ノ封シ　一乳ノ出ル加持
一癇病消渇　一疱瘡癇疹加持

但シ疱瘡癇疹ノ症ハ未タ病ノ發セザル先ニ加持スレバ該病
ノ発スル患ヒヲ免ルル事疑ヒナト然ルニ病罹リタルトモ
加持ヲ受ルトキハ必ス重症ニ不至ル事速カナリ且ツ癇病消渇
症ニ罹リタル者ハ□一名ニ付□□□□蓋ヲ二ツ御持参ヲ乞然
ルトキハ如何ナル重症ト雖不治事ナシ
各々加持及　封料ノ儀ハ御随意

東京市神田區三崎町三丁目壱番地
リ四号地
茨城縣行方龍雲山
出張

虫封加持疝氣寸白封

大修スル處ノ虫封　法我祖弘法大師秘密ノ霊法ニシテ小兒ヲ
無病壮健ニ成育テント欲スル諸君ハ病ヒノ未タ發セサルニ
悪虫ヲ封シ置ハ假令病ヒ發ルト雖トモ醫薬ノ効驗速ニシテ
危篤ニ迫ルノ患ヒナシ若シ之レヲ怠タルトキハ虫ノ原因タル
百般の病ヒトナリ竟ニ不治ルノ病症一變ジ後悔スルモ及ハサ
ルニ至リ是レ江湖ニ往々視ル處ニシテ豈軽忽ニスベケンヤ世
ノ形況ヲ熟察ルニ此ノ如キ貴重ノ霊法アリト雖トモ施ス者
太ハナマレナリ故ニ有志諸君ノ委嘱ニ應シ悪虫并ニ疝氣寸白
ノ艱ミヲ封シ保命ヲシテ長壽セシメン　ヲ

年切封　金　銭
壱代封　金　銭
取子　正月十四日

行方郡延方村
普門院

疝氣白封金　銭

普門院境内板碑銘文

①高さ八九cm。巾七〇cm。厚さ六cm。黒雲母片岩。
金剛界大日・胎蔵界大日二仏種子。正保四年（一六四七）

十月十二日銘。

（アーク）　正保四天
浄阿弥禅定門菩提
妙要禅尼逆修
（天蓋）　十月十二□
（バン）

②高さ六七・五㎝。巾八三㎝。厚さ七㎝。黒雲母片岩。
阿弥陀三尊種子。紀年名なし。
サ（蓮座）　浄阿弥　参阿弥
（キリーク）（蓮座）　浄心□
サク（蓮座）　蔵人ホ門□　住□□

地蔵堂内陣柱朱銘
（朱書）
妙誠　おちよ　お与　おき　お丹　およめ　お百　おゆき
貞享元年
広閑　お伝　おまん　おなつ　お子　お留す　おにく
おなつ
妙心　お竹　お竹　おあん　おなつ　およめ　おみつ
おみや

地蔵講板久和田町
おかめ　おかめ　おあき　およめ　おるす　おき　おこ
こ　およ
お作　おさち　お竹　おき　お□□　お祢い　おき　お
とら
子八月廿四日
お子　おみよ　おあん　おつま　おるす　おたん　お
まん　お千
おるす　おた祢　おさゐ　お妙　おいせ　お祢い
おかめ　おうめ
おまつ　お□□　おとら　か子　お祢い　おちよ　お
子　お子
ふき　おつる　おきく　お奈つ　おわ
おなつ

およめ
かか
お丹
およ
おたツ
お千
おなつ
おくに
およめ
おいね
お□□

＃寺伝では、この朱銘は潮来遊郭の遊女の交名だと伝える。

この船越地蔵尊は現在、表面がほぼ全面、尊容も見分けがたいほど朽損しているが、欅材の一木造りで〔丈三尺三寸で楊の舟に乗っている（船は明治期に会調す）厨子は宝歴四年の作〕、東国に十～十二世紀にかけて行われたいわゆる鉈彫りの技法を示しているという。

●一二〇〇年の法灯
普門院歴代住職

第一世　乗賀（開山）
第二世　尊賀
第三世　尊祐
第四世　尊日
第五世　快尊
第六世　奥範
第七世　頼尊
第八世　證尊
第九世　杲祐
第十世　宥尊
第十一世　貞尊
第十二世　宥盛
第十三世　良鑁
第十四世　頼秀
第十五世　仁実
第十六世　尊済
第十七世　祐範
第十八世　鍵日
第十九世　宥尭
第二〇世　良鑁
第二一世　海應
第二二世　尊宥（中興開山）
第二三世　俊明
第二四世　宥明
第二五世　憲純
第二六世　宥智
第二七世　空塔
第二八世　照明
第二九世　宥雄
第三〇世　恵基
第三一世　密範
第三二世　宥歓
第三三世　乗應
第三四世　雄峰
第三五世　善應
第三六世　尚空
第三七世　純盛
第三八世　宥順
第三九世　覚周
第四〇世　得法
第四一世　智海
第四二世　海印
第四三世　法順
第四四世　英章
第四五世　興英
第四六世　文周
第四七世　麗明
第四八世　鱗光
第四九世　實怒
第五〇世　泰俊
第五一世　泰本
第五二世　鑁玄
第五三世　凌雲
第五四世　恵俊
第五五世　泰瑞
第五六世　泰俊
第五七世　俊海
第五八世　正尊
第五九世　啓運
第六〇世　啓杲（大僧正）
第六一世　啓雅

北浦海軍航空隊のあらまし

郷土史研究会副会長　藤島　一郎

第二次大戦が終わって、四十数年。月日の流れは早く、次第に戦争も忘れられようとしています。悲惨な戦争を二度と繰返さないためにも過去を振り返り、正しい事実を知らせ伝えることも私達の使命ではないかと思います。

昭和十七年から昭和二十年まで現在の潮来町大生に北浦海軍航空隊が創設され、日本の国土防衛のために大きな役割を果たしたのです。北浦海軍航空隊の在りし日を記録にとどめるため、先輩諸氏の体験などを聞きながら、まとめて見ましたので御理解の上御判読下されば幸いです。

昭和十六年七月頃大生原村役場より通知書が、関係者に送られてきたのです。航空隊を作るために協力してほしい。実印持参して出頭するようにとのことである。大生、釜谷地区が中心となり、水田四十町歩の買収と農家七戸の移転であった。稲が青々と繁り間近に実を結ぶ時期で、すぐ着工したいとのことであったが、早生種の刈り取り後となり、十月の着工となったのです。

水田の埋立作業は現在のような機械作業はなく、人力が主となり、機関車にトロッコを十台ぐらい連結して土砂運びを進めたのです。土砂は大生鳳凰台外四ケ所から取り、水田四十町歩と合わせて海辺十町歩が埋立てられ、五十町歩の敷地が完成したのです。これに伴っての地権者は、約四十名となっており、更に鳳凰台の畑地約二町歩に軍用施設（徴用舎）が建てられ朝鮮人三百余名が飛行場の建設にあたったのです。

飛行場には兵舎、格納庫、滑走台などの施設が次にと建てられ、水上飛行機練習場としての設備が整えられたのです。

昭和十七年四月一日北浦海軍航空隊として開隊したのです。当飛行場は予科練の育成と飛行機練習場とし出来たものである。予科練とは十六歳から二十歳の青少年が兵隊に志願して、軍人として教育受けて戦争に参加した若人のことであります。北浦海軍航空隊規模は格納庫（連棟）四棟、練習飛行機九三式中間水上機（赤とんぼ）約七十機、偵察機二機、戦闘機四機、爆撃機四機、兵員二千名、関係自動車等が配備されていたのです。

隊員の訓練報告（栗村学生）から、「基礎教育訓練二ケ月で北浦航空隊に配属され水上機訓練に入った。ここでは予備学生の入隊ははじめてであった。（中略）分隊長は特務中尉、温厚な方であった。

陸上機に行った同期生は飛行服、飛行靴で飛行場を駆足させられたが私達は水上機なので走る飛行場がなく駆足も庁舎一周で三分で終わる。単独飛行の練習もする、単独飛行での思い出「離水します」「第一回旋回」「第二回旋回」「降下します」「第四回旋回」「七米」一人でしゃべりながら初めて

独り空中に浮かんだ気分は最高で、独りニャッとしたものである。何しろ無事着水しなければと、それのみで定着艇にピタリ着水出来る心算りであったが、バスが高かったので艇の脇にきても二十米位はある。やり直そうかと思ったが、このまま飛び上がると再び戻れない気がして、ママヨとそのまま着水、着水はピタリときまったが定着艇はるか後ろ、そこから指導所まで長い水上滑走で何とか帰着、指導官に報告に立った。途端、分隊長の雷が落ちた。栗村、航海手当がほしいのか、空中より水上滑走の方が長いかったぞ「船に乗れ」でも単独が終わって一安心されたのか「ゆっくり休め」の温かい言葉である。いまでも鮮明な思い出だと、練習のようすを記している。

一方軍隊の日常生活については、土曜日、日曜日には休日があったようである。上官は潮来、延方に官舎などがあり、兵隊は地域農家に分散して宿泊をしたり、休憩をして楽しんだのである。この栗村さんの話では、「北浦航空隊は辺鄙な所で上陸しても行く所は、鉾田または潮来どちらにしても二時間ほどである。勿論バスもない頃である。初めは土浦、鈴鹿からの七十名で飛行隊長の御好意で士官バスを潮来まで出していただいたが、後期生が来てから人員が多すぎ中止された。でも日曜日しか上陸出来ない、私は必ず山越えして毎日曜潮来往復四時間を歩いたものである。私の写真にも上陸の折りの峠でのものがある四時間の上陸もまた楽しい思い出の一つである」とかいている。

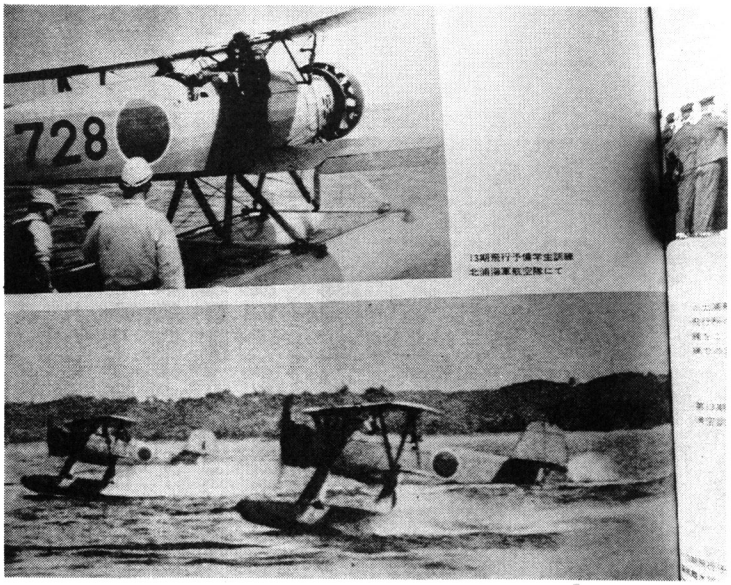

練習機（赤トンボ）による訓練

昭和十八年頃より大東亜戦争は次第に日本側の不利に傾むいてきたのであります。昭和十九年に本土決戦も伝えられはじめてきた。北浦海軍航空隊でも、大賀天神山、釜谷田の森の山に防空濠が掘られ、食糧、生活用品など、兵隊の非難所などが設けられた、燃料不足による松根油の製造も、麻生町矢幡の鴨山などで作られたようです。戦争が激しさを増し、本土へも米軍B29爆撃機が見られるようになると、予科練は神風特別攻撃隊を編成し、戦闘機に二百五十キロ爆弾を付けて体当たりを敢行する計画が立てられて実行に移されたのです。昭和二十年になると米軍機の本土接近はたびたび行われ三月十日に東京B29爆撃機大編隊が東京大空襲あい相当の被害を受けたのです。以来米軍機による爆撃は強化され各地で攻撃を受けるようになった。北浦海軍航空隊でも六月から七月にかけて五回の攻撃を受けたのです。米軍機P51鑑載機（グラマン、カーチス）などが来襲して爆弾投下や機銃掃射による攻撃受け犠牲者も出したのです。爆弾が落とされ兵舎が炎上した時は黒炎が上がり付近の萱屋根などに燃えうつるなどして消火活動が大変であった。また、空中戦などもありこの地域上空は戦闘状態となったのです。米軍機（グラマン）数機が飛来し、日本軍戦闘機が立向かっての空中戦であったバリバリと音をたて、火花を散らしながらの戦い、機関銃の薬きよはとめどなく落ちて来るなどして、私達にとって恐怖の二時間くらいであったのです。空中戦によって牛堀町・大台に米軍機（グラマン）が墜落し炎上した。搭乗員一人が戦死したのです。また、これより先二月には佐原市沖洲に米軍機B29が墜落したのです。これを目撃した人によれば、夜十時頃東京空襲を終り帰る途中B29の編隊から離れて一機が炎を吹きながら低空飛行となり突込んだ。その後終戦となり米軍の命令で引き揚げ作業が行われた結果、深さ二十米、巾三十米から四十米の大きなものであり、遺体四体も引き揚げられたと記されている。北浦海軍航空隊でも、予科練（予備学生）によって神風特別攻撃隊（魁隊）が編成された。魁隊とは海軍航空隊で初めての水上機による特攻隊であることである。

北浦海軍航空隊を飛立つ水上偵察機

林　元一さん手記の中から

偵察専修学生で教程終了後配属され昭和二十年四月一日に北浦海軍航空隊特別攻撃魁隊に編成され隊員となり、五月四日沖縄で壮烈な体当りをして戦死したのです。昭和二十年四月三十日妹さん宛に出された手記に記されている一部を紹介します。

「飛行機ニ燃料ハ片道シカ積ンデ行カナイダカラ、タトヘ特攻ガ不成功ニ終ッタ場合デモ絶対ニ還ッテハ来ナイノデアル。」このようにして特攻隊は祖国日本を離れて行たようです。八月になると米軍機は激しく飛来して空爆を重ねて来て、紙爆弾、（宣伝ビラ）など使って終戦を呼びかけてきたのです。そうして、広島、長崎に原子爆弾が投下され一挙に廃墟となったため八月十五日戦争は敗戦となり終結したのです。

米軍により武装開除が行われ戦後処理がはじめられたのです。北浦海軍航空隊には飛行機などは、ほとんどなくなり、兵隊も戦地へと出発して約三百名くらいとなり、十月までには引き揚げを完了したのです。施設は新制中学の創立によって行方群内の学校の建設、役場なども移転し建てられたようです。航空隊に残された建物には、大生原村中学校、引揚者寮、協同病院など創立され地域住民の便利をはかったのです。敷地については、大生原村開拓組合が結成され第一次開拓配分から第五次開拓配分が行われた。元地主　小作者　新規耕作者に配分され農地として戦後の食糧増産に大きな役割を果たしたのです。

主な施設利用

延方国民学校　潮来町立小学校　麻生町立麻生中学校
津登村立中学校　要村立中学校小高村立中学校
行方村立中学校　大生原村立中学校　徳島小中学校　等
大生原村役場　延方村役場　潮来町役場
引揚者寮（水円寮）　水郷協同病院

潮来町在住者　北浦海軍航空隊勤務者
前田英治（小泉）　前山盛寿（大洲）　大輪得三（潮来）
草野　和（潮来）　大川勝衛（須賀）
軍属　飯田　吉（大生）　浦橋正雄（水原）
北浦海軍航空隊土地提供者

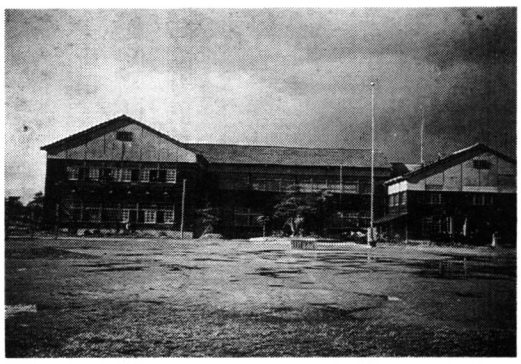

航空隊本部を利用した大生原中学校

釜谷　大生

◎飯島長右衛門　◎風間藤也

◎飯島庄四郎　◎風間　博

◎風間辰夫　大川仁助

◎風間　淳　松信勢司

◎岩井正光　大川慶四

大川久左エ門　原　治

大川茂兵衛　井関　博

関川雄太郎　藤崎竜雄

高橋貞次郎　松信昭寿

飯島正種　石津　一

高橋三郎　石津平エ門

飯島松蔵　石津好兵衛

岸根庄五郎　大賀

高橋正作　箕輪弥四郎

宮内　熙　松兼幸治郎

岸根与蔵

飯島伊蔵

大川豊寿

大川幸作

高橋秀夫

岸根　誧

大川茂吉

◎移転者

若鷲の歌

西条八十　作詞

一、若い血潮の予科練の　三、仰ぐ先輩予科練の
七つボタンは桜に錨　手柄聞くたび血潮が疼く
今日も飛ぶ　霧が浦にゃ　ぐんと練れ　攻撃精神
でっかい希望の雲が湧く　大和魂にゃ敵はない

二、燃える元気な予科練の
腕はくろがね心は火玉
さっと巣立てば荒海越えて
行くぞ敵陣なぐり込み

最後にこの調査にあたり、飯田、吉氏、前田英治氏、大川文氏、飯島長寿氏、松信正章氏、村山進一氏、阿見自衛隊武器学校県立歴史館の方々に御協力頂きましたこと、心からお礼申し上げます。

参考文献
わが海軍　行方郡教育百年史　写真　藤島一郎
学徒出陣　佐原市郷土百話

皇太子明仁殿下御行啓記念

北浦海軍航空隊跡地

昭和十六年十月霞ケ浦海軍航空隊、北浦分遣隊が、大生・釜谷両地区の水田約五十町歩を買収し、七戸の農家を移転させて、航空隊建設に着工し完成致しました。

昭和十七年四月、北浦海軍航空隊として開隊し、水上飛行機訓練場として、若鷲、予科練の若人育成に大きな役割を果たしました。昭和十九年五月三日、四日皇太子殿下には、学習院初等科第五学年で学友五十五名と共に当海軍航空隊を御訪問、飛行訓練など御見学なされ御宿泊になりました。当時私達大生原国民学校生徒全員が御歓送迎の行事に参加できましたことは、誠に意義深いものと考え、ここに皇太子殿下御行啓の地と記し、北浦海軍航空隊跡地として後世に伝えるため記念碑を建立します。

平成三年十二月二十三日

なほ、宮内正紀氏より記念碑建立について寄せられた思い出の記を掲載させて頂きます。

元航空隊本部に建立された記念碑

茨城新聞

昭和十九年五月五日

皇太子殿下

鹿島神宮に行啓

御学友と御一緒に〇〇航空隊御見学

田園に消えた飛行場

宮司　宮内　正紀

昭和十六年早生稲の出穂も終り、気の早い農家が稲架を組み始めた頃の夕方、近所の大人等が昂った高声で話し合っている傍に、測量の終った赤旗が立っていた。私の家敷の垣根境に、航空隊の敷地が決定した瞬間であった。何か叫び出したい様な異様な空気が、少年だった私にも痛い様に伝わって来た。それもそのはず近所の家屋が移転立ち退き、家人からその事を聞かされても、戦争そのものが勇ましく胸に刻み込まれた少年には、戦争礼賛の嵐の中で、航空隊建設は甘い夢の様な出来事だったと記憶している。西風が強く吹きつける頃、宮民一体となった。建設の砂嵐は苅り遅れた稲田まで押し流す様な早で進み昭和十七年頃一部完成、俗称赤トンボと呼ばれた。二重翼で滑走のため船のついた水上練習機が始めて飛来して着水するや堺境となった。石垣をよし登って整備する兵隊の姿を垣間見たものでした。それから毎日起床ラッパ、消燈ラッパの音になじみ、休日は民家に分宿する兵隊の話に胸をはずませたものでした。

いつの頃か忘れたが労働力不足のため今では朝鮮の方と呼ぶのが正しいでしょう。大量に徴発されて、大生の台地に宿舎を構えて住み、その中の指導者の子息だったろうか、学年に編入されて来た事もなつかしい想い出です。しかし建設中のドックの片隅に、発見されて削らされたらしい、望郷の落書を発見した時など少年ながら、寂しい気持ちを持ったものでした。そして戦局が悪化し本土空襲、当飛行場も艦載機に依る恰好の目標とされた事は言うまでもありません。そして運命の昭和二十年特攻隊の出陣を見送る、兵士等のもの悲しい靴音を何度となく聞きつゝ、日々に激化する空襲のため炎上する兵舎の赤黒い炎を前に、いまだ見ぬ敵のため竹やりを削いで握りしめたあの頃のことは今は語る言葉もありません。そして昭和二十年八月十五日、降伏の玉音放送、晴れ渡った暑い日の午後、銃声もなく湧き立つ蟬じぐれ、乱舞する敵機の下で、耐えに耐えた空腹のまゝ寝ころんだ。畦道の夏の草いきれの中から、平和と云うものゝ匂いをかいで居たのかも知れません。それから数ケ月、敗戦処理隊が焼却する、兵器の黒煙が戦争の記憶を一つずつ消し去っていったのです。私は今北浦航空隊の、最初から終結までの、ささいな一断面を少年の目で見たゞけを綴りましたが、今航空隊の跡地に佇つ時、美事に整地され、豊に稔る稲田に、歳月という歴史の中に風化されていく記憶をかき立てつゝ当時の方々の御苦労に報いるべく記憶碑の前に、つたない一文を棒げたいと存じます。

野口雨情詩碑に学ぶ

潮来町郷土史研究会　紫村政雄

潮来稲荷山公園の一角に、野口雨情顕彰会によって、中野慶吉社長施工、五十トン余の御影石を組合せて野口雨情詩碑が完成したのは昭和四十年十月です。

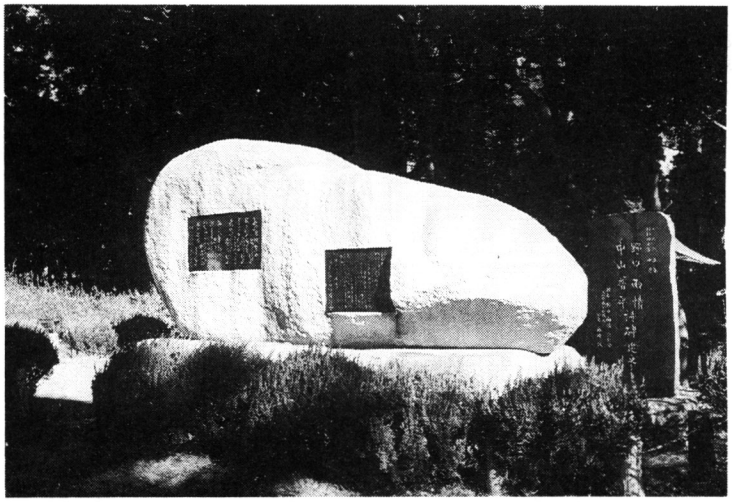

稲荷山公園にある雨情碑

この碑には北茨城市磯原の生んだ詩人野口雨情作詩、中山普平作曲の潮来船頭小唄の第一節と第三節が深く刻まれてあります。

この歌は大正十年頃から全国津々浦々の日本人に親しまれ歌われて流行して参りました。第二次大戦中はと絶えましたが最近盛んになって夏祭りの踊りには欠くことの出来ないものとなっています。

また、池田義信監督、岩田祐吉、栗島すみ子主演に依って松竹映画の題材となり全国各地で、上映されたものです。

あやめ祭中は全国各地から沢山の観光客が見学に訪れて雨情先生を偲び水郷情緒を満喫している現状です。年間を通しても毎日見学者の絶えることはありません。

私も出来る限りこの碑の前に足を運ぶ様心がけて居ります。

そして先づ船頭小唄を歌います。

一

おれは河原の枯すすき　　死ぬも生きるもねーお前
同じお前も枯すすき　　水の流れに何変る
どうせ二人はこの世では　　おれもお前も利根川の
花の咲かない枯すすき　　船の船頭で暮らそうよ

三

枯れた真珠に照らしてる　どうせ二人はこの世では
潮来出島のお月さん　花の咲かない枯れすすき
わたしゃこれから利根川の　水を枕に利根川の
船の船頭で暮らすのよ　船の船頭で暮らそうよ

四

なぜに冷たい吹く風が
枯れたすすきの二人ゆえ
あつい涙の出るときは
汲んでおそ呉れよお月さん

濡れ乙鳥（つばくら）　雨情作　枯草より

逢ひはせぬかよ十六島で
潮来出島のぬれ乙鳥に
潮来出島のぬれ乙鳥は
いつも春来て秋帰る

十二橋　雨情作　枯草より

ほんに潮来においでなら
佐原来栖にお茶屋がござろう
姉さ召しませうのう姉さ
花のかむろが後朝の
涙は雨で降るぞへのう

五

一夜かりねの手枕に
旅の妻（おかた）と唄はれて明日は恥しのう姉さ
皐月（さつき）照れ照れ菖蒲も植ゑよ
お女郎見ましよか十六島は
雨の降るのに花が咲く

潮来の詩を次々と歌い、当季の俳句を作り時には文を作ります。雨情先生は「水は流れるまゝに流れて屈託もなければ飾りもない、これが水の流れる自然の姿である。この姿の中に無限の情趣を感ずることが出来る。」と申されました。この言葉に思をよせる時、私の心は自然の中に溶けこんで行きます。一句作りました。

枯芒櫓の音聞けず渡舟跡　紫村刀月

雨情碑や利根一条に枯芒

野口雨情は明治十五年茨城県磯原に生まれました。生家は楠正季より出ているといわれる名家で、義公次来歴代の水戸藩主がしばしばここを訪れたという。野口邸は観海亭と呼ばれているが、これは水戸光圀の命名によるのだということである。吉田松陰が下田より海外渡航を企てる前に茨城の海岸を視察しているがその時宿泊したのが野口家で、松陰に「磯原客舎」といふ詩があるのはおそらくその時の作であろう。この碑の前にたたずむ時、先生の明治、大正、昭和の三代にわたっての数多くの童謡民謡の名作が浮かんでまいります。水郷情緒豊かなる潮来出島の風光を名作によって天下に紹介

した雨情先生の功積に感謝するものであります。

野口雨情の生い立ち

野口雨情は、明治十五年（一八八二）五月二十九日茨城県多賀郡北中郷村磯原（現北茨城市磯原町）に生まれました。父は量平、母はてるといい、妹のひさ、ちゑの三人兄妹の長男で英吉と名付けられました。

生家は村内の名家であって、古くは水戸藩主徳川家の御休息所でもあり「観海亭」と名付けられ「磯原御殿」とも称されていたということです。父の量平は北中郷村の村長の要職にも就き、名実ともにすぐれた家柄でした。

同二十二年、磯原尋常小学校入学、豊田高等小学校を経て、同三十年四月上京、伯父（父の兄）の初代衆議院議員　野口勝一（北巌）宅に寄宿し、神田の東京数学院中学（順天求合舎数学科）に入学、同三十二年順天中学第三学年へ編入のち卒業、同三十四年四月、東京専門学校高等予科文学科入学（早稲田大学の前身）、同三十五年五月七日付で中退する。中学時代より「文庫」に俳句を投稿したり、民謡体の詩作をしていたといわれています。

（北茨城市教育委員会刊行紙より）

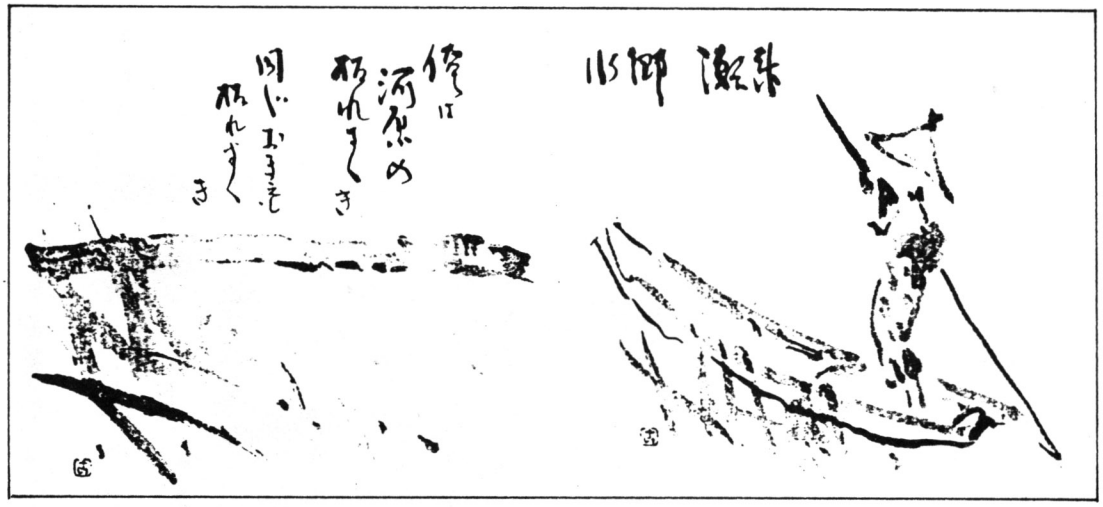

「潮来電報電話局テレホンカード」より

民話

そつたの御稲荷さん

篠塚　平一郎

下田の五エ門さんの昔々の元屋敷あとと言う松と棒の大木が五六本あり、周りを竹やぶで囲まれた昼直暗所に石の稲荷神社の祠があった。これがそつたの御稲荷さんと呼ばれていた。前方は畑、後は堤防に土を取ったと言うことで田んぼになっていた。今は都市計画で電車が通り駅ができ、家が立ち並び都市化され当時を想像できない。そこに昔は狐が出て人をばかしたと言われる。祖母が子供達にそぼろ雨の晩そつたの方に提灯の灯十程並んでついたものだ。それを狐の嫁入だと話していた。子供が二、三人で竹の子を取りに入り、出られなくなって大声で、泣き叫んでいたのを、畑に農作業中のお百姓さんが助け出したこともある。

あるとき与エ門隠居のポコさんと言う仇名のおやじがいた。何でポコなのか、わからぬが、そう呼ばれていた。夜、下の酒屋でコップ四、五杯の酒を飲み、良い機嫌で夜ふけにそったの畦道をわが家へ急いだ。ところが稲荷さんの近くへ来るといけどもいけども表通りへでない。そしてつかれてそこへ寝てしまった。朝日がさし目が覚めてびっくり仰天、田んぼの中でどろん子になって寝ているではありませんか。あわてて寒さで震えながら家へ帰り熱を出して寝てしまいました。一週間程たって近所の衆に狐にばかされたと話したそうです。

都市計画が決まり、工事に入り稲荷さんも別の場所へ移され、もとの場所は土盛り整備され、排水路が掘られて側溝が入れられるとき、もとの稲荷さんのばしょに、白蛇がいた。土工がすぐ捕まえ殺してしまった。

ところが五時になり、作業も終わり家路に向かう途中自動車事故で死んでしまった。

関係者がそれを聞いて驚き、地主と神主さんに頼み、もとの場所に祠を移し鳥居を建て神主さんにお祓いをしてもらった。工事も無事終わり、だれ言うとなく、そこを通る人たちは、お稲荷さんに参拝し、今では、だれが、奉納したか、鳥居も3本になり延方駅前に、多数の人々の信仰を集めている。

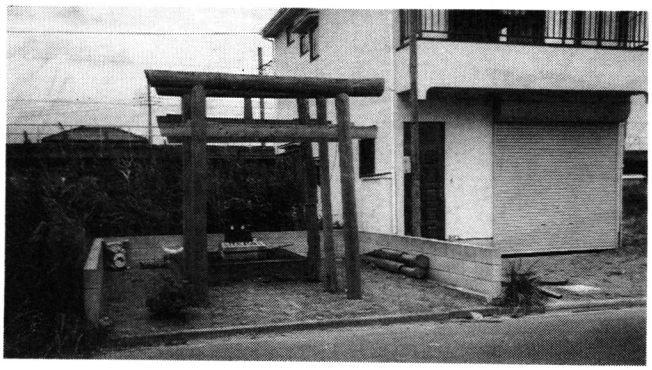

そつたの稲荷

延方鎮守境内へび塚夜話

昔、延方鎮守裏方に百姓が春、田の植え付けをするのに使う水をためる池があった。上池　下池　浮島池の三つに分かれていた。

浮島池は谷津になった所で、うつそうと、木が繁り昼なお暗い所だ。そこに清水の湧き出す所があり、蛇が沢山住んでいた。特に蝮が居たため、草刈りや農作業をする人が、噛まれて命を落とす人が者があった。

ある年大雨がつづいて、池は満々と水を湛えたが、下池の水の落とし口近く、水止め用にと置いた土盛りの山の頂上に、沢山の蛇が流れつき、そのまま居ついた。

ある日百姓の孫三（まごぞう）さんが夜おそく用事があり、当座近道でもあった用水池の回りを通りかかるとおどろいたことに月の淡い光にてらしだされているへびの集団に出会った。無数のヘビ達は頭に金色の玉らしき物をかかげ、あたかも踊り狂っている様だった。

こわくなった孫三さんは家へ逃げ帰り、布団をかぶってねてしまいました。二、三日して行って見るとその場所は、何もなかった様にきれいになって何一つ残っていません。あまりの不思議さに孫三さんは、其の話を近所の衆に話しました。欲深な与作と言う百姓が、其を聞いてそんな場所では必ず宝が隠されているのではないか、と思い込みそこを掘ってみました。するとでたのはへびの卵が三十ぐらいあっただけでした。只その晩から与作さんは腰が抜けて立てなくなってしまいました。それからだれ言うとなくあれはへびの祟りではないか、と言うようになりました。

今は回りがきれいに開拓されておりますが、小高い塚は今でもへび塚と言われてだれも手をつける人がおりません。

お里地蔵

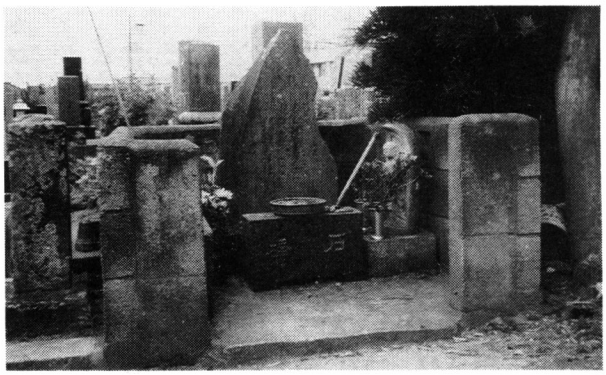

ある夏の夕間暮れ、延方上ノ須賀部落にお腹に子を身ごもった女の人が、物乞いに訪れた。家々を一文二文ともらい歩いているうち、部落中程の床屋さんの店先で座りこんでしまった。

まもなく産気づき、床屋さんは仕事をほうりだして、女を裏の納屋に運びお産婆さんを頼んだり、湯を沸かすやらで大騒ぎ。

生まれ出たのはまるまるとした可愛い女の赤ちゃんだった。親となった其女の人は子

の顔を見るなり安心したのか息を引き取ってしまった。親切な床屋さん夫婦は近所の衆に頼み、上ノ須賀共同墓地の入口にほうむりました。産まれた子は産婆さんに頼み何処かへもらわれていったようです。そんなわけで女はお里と言う名前だけは言っておきましたが、何処の出身かどういう事情で物乞いになったか知る由もなかった。

其中一年忌も過ぎ薄幸なお里のため、近くの有志が、墓碑を立ててやりました。

誰言おうと無く御産をする人はお里の墓にお参りすると安産すると言う事で、線香の煙が絶えることがなくなりました。いつしか二十年程経った或る日、土地の鎮守の神主さん宅に、二十歳位の若い娘さんがやってきて、私は大阪の商人の娘として育ってまいりましたが、今回結婚をすることになりました。両親から私の出生の秘密を打ち明けられました。私は皆様のお世話になって、この地に眠っているお里の娘です」と、話した。

びっくりした神主さんは娘さんをつれ、当時御世話になった人達を回って御礼をした後、御地蔵さん一体を祭って回向をし帰りました。其後も年一回彼岸には来て、お里の墓に詣で、新しい花と線香を上げて帰ります。しかし其後、いかなる事情か、年老いたためか二十年ほど墓参りに来なくなりましたが、近隣の人に安産の守り神として今もあがめられている。只其の人は菩薩の生まれ変わりか不幸な人生を歩んだ者か謎をひめたまま上ノ須賀共同墓地の入口に長い眠りについています。

弁天様の蛇の恩返し

夏の暑い日のことだった。小屋野作三さんが田の寄せ狩り中、手拭いが、田の中に落ちていたのを見つけた。鎌の柄で引っかけようとすると、それは、大きな蛇だった。その蛇は、するりと逃出すとすぐ脇の川に入り、およぎわたって弁天様の祠に入った。

すぐ隣の田で仕事をしていた小田倉のじいさんがあとで、「背中に鱗がある蛇だった。弁天様の使い姫だったのではないか」といっていた。

そのあと作三さんは、田の畦道を通っていると猫が蛇を狙っているのに出会った。前の件もあるので、猫を追い払って蛇を助けてやった。今日は良いことをしたと自問自答しながら田んぼの仕事をして帰宅した。何事もなく朝を迎え、朝食をそそくさと食べ　向こう野やといわれる島の田んぼへ向かった。ふと気がつくと船の前になり後ろになり蛇が泳いで来るではないか。しかしそのまま気にも掛けず島の田んぼで一日作業をし帰路についた。船つき場に船をつけると　へびはどことなく姿を消す。そうゆう日が続いた何日かがすぎ、ある日のこと稲刈りが終わり、稲束を船に積み帰ろうとすると、一天にわかにかき曇り大粒の雨が降ってきた。雷めいもとど

ろき、急ごうとしますと船のともに、蛇が入り船を出すなという動作をします。作三さんは、半身半疑ながら船をそのまま置き陸路を遠回りして帰りました。その時船を出した人達は、船が突風にあおられ沈没したり、流されたりで命からがら家に着いたと言うことでした。

作三さんは、これは蛇が命を助けられた恩返しをしたのでわないかと考え、弁天様に感謝をすると共に益々尊敬する様になったと言う事です。

風を静めた観音様

むかし、源義家が軍を率いて水原の里（現在の潮来町水原）まで来て、そこから鹿島の里へ渡ろうとしました。

ところが強風が吹きあれ、義家一行は何日も足留めを食うことになってしまいました。

困り果てた義家は、深く信仰している守り本尊の如意輪観音に願をかけることにしました。

義家は冷水をあびては体を清めつつ、七日七夜、一心に祈り続けました。義家の願いが通じたのか満願の日には風は静まり、一行は無事、鹿島の里へ渡れることになったのです。

義家は、出発の際、世話になった農家の主人に、お礼として一寸八分（約5・5センチメートル）の観音像をおいて立ちさりました。

その後、里の人たちは、お堂を建て、その観音像をご本尊として大切におまつりしたのだそうです。

これは愛染院という真言宗のお寺に伝わるお話です。

風を静めた観音様

むかし、源義家が軍を率いて水原の里（現在の潮来町水原）まで来て、そこから鹿島の里へ渡ろうとしました。

ところが強風が吹きあれ、義家一行は何日も足留めを食うことになってしまいました。

困り果てた義家は、深く信仰している守り本尊の如意輪観音に願をかけることにしました。

義家は冷水をあびては体を清めつつ、七日七夜、一心に祈り続けました。

義家の願いが通じたのか、満願の日に風は静まり、一行は無事、鹿島の里へ渡れることになったのです。

義家は、出発の際、世話になった農家の主人に、お礼として一寸八分（約5.5センチメートル）の観音像をおいて立ちさりました。

その後、里の人たちは、お堂を建て、その観音像をご本尊として大切におまつりしたのだそうです。

これは、愛染院という真言宗のお寺に伝わるお話です。

大賀と鹿島神宮

執筆委員　畑田　幹衛

中世における潮来町域は、他の行方郡諸地域と大体同じく鹿島領下にあり、鹿島社から何らかの影響を受けていた様である。しかし、その様な事蹟を伝える記述は現在皆無に等しい情況にあり、僅かに鹿島神宮などに若干の記録が残される程である。この様な現況の中で現在中世期まで遡ぼれる町内地名は、大生・大賀・延方・江寺などとかなり限定されている。「鹿島神宮領田数注文案」（神宮文書）によれば、行方郡三百三十五町三反三百歩の中に、大生八十八町一反半・延方六町八反大の田数が確認される。これら社領にあたる地域では、神宮関係文書中に記録を残している場合があるが、潮来町内に限ってはほとんど記録は伝来していない。この内、多少なりとも当時の様相の一端を辿れるのが大賀あたりである。このため、以下大賀の変遷について少し紹介してみたい。

記録からすると大賀が鹿島神宮の社領に編入される直接の契機は蒙古襲来（元寇）であり、弘安五年（一二八二）十二月二十八日、鎌倉将軍家（惟康親王）より、異国降伏退散の祈禱料所として神宮へ寄進されたのが、大賀地域が神宮と直接係り合う契機である。この事は二度の蒙古（元）の襲来を受け、九州を始めとした西日本に衝撃的な影響を与えられた幕府が、折からの暴風雨の助けもあり辛くも蒙古の侵入を阻止した事に起因している。このため幕府は、全国の寺社などに蒙古襲来の撃退を祈願させたのである。中央の大社寺でも勅命や幕命で祈禱が行われており、県内でも鹿島神宮の他に総社が、正応四年（一二九一）三月七日、幕府から祈禱の依頼を受けており、さらに正安三年（一三〇一）十二月二十三日に祈禱を実行した旨を示す巻数を幕府で受け取ったとの書状が総社に発給されている。

さて寄進を受けた神宮側では治承の慣例により大賀を大禰宜中臣頼親に知行させており、大賀地域は以降中臣頼親の子孫に相伝されていった。また、幕府の祈禱依頼に対して神宮側では、毎年異国降伏の祈禱が恒常的に行なわれる様になり、転讀大般若経一部六百巻、仁王経十部百座、唯識三十頌一千巻が勤仕された。この読経などに使用される用途は大賀地域からの収入をもってあてられその徴収に関する諸事を担当で行なっていたのが、大禰宜中臣氏であったと思われる。当時祈禱を実施すると、社寺側は、祈禱を実施した旨を知らすために巻数と呼ばれる報告文を依頼者に送り、この巻数に祈禱に読んだ経名を記すのが慣例となっていた。神宮側でも祈禱後に巻数が多数だされており、異国降伏の祈禱においては弘安六年（一二八三）に最初の巻数が幕府へ送られている。これに対して同年五月一日に幕府側では、無事に巻数を受け取った旨を報告するため、執権北条時宗は神宮大禰宜に請取状を

発している。この後も祈禱の度毎に、神官と幕府間に巻数と巻数請取状が往復したのであろうが、現在神官文書で確認されるのは残念ながら弘安六年の北条時宗の一点だけである。

同年十二月十七日に中臣頼親は、子と思われる毘沙鬼童に大賀村の地頭職を譲与し、さらに正安三年（一三〇一）十月二十五日に中臣朝親は、権禰宜能親に南郡橘郷、當社名田畠……など数多く所領とともに大賀を譲渡している。幕府将軍家も乾元二年（一三〇三）二月三日にこの頼親の譲状をうけて、能親の大賀村などの支配を認める下文を発している。この頃神宮社家内部では、大宮司職など始めとした神職をめぐる熾烈な抗争を繰り返し、また神宮社家は地頭など在地武士とも社領をめぐって抗争しており、大禰宜中臣氏の社領支配に対してもはなはだ不安定な状態であった。このために将軍家政所下文は大賀村や橘郷などにおける中臣氏の支配の正当性を保障する上で、重要な意味を有している。しかし、鎌倉末期に至ると在地武士の社領進出は一段と進み、社領はいたる地域で在地武士の支配化に置かれる様になり、神宮では社領は存在するが、実質的には不知行の状態に存した地域が多くなってなっていた。これらの在地武士の侵入に対して神宮側は、度々幕府や摂関家に訴訟を企て、その支配を回復に意を注いだが、現実的には訴訟に勝っても、在地武士の執拗な抵抗にあって、回復は困難をきわめていた。大賀地域も例外でなかった。南隣の大生村の大生氏は、いつの頃か大生村の地頭となり、さらに大賀村の地頭に赴任していて、中臣氏は代々相伝してきた地頭職を失っている。大生氏が大賀村の地頭になった時期は明らかでないが、少なくも建武元年（一三三四）三月一四日には地頭職にあり、この時の地頭は大生弥太郎入道圓であった。

ところで鹿島神宮文書の元徳二年（一三三〇）十一月十八日の大賀村検注取帳副日記よれば、この当時大賀村は宮方と地頭方と二つに分かれており、この時点において大賀の地頭職は、中臣氏の手から離れて他氏に移っていたのである。しかし、依然として中臣氏は、大賀より社役を勤仕するための収入を得ており、大賀は社家中臣氏と地頭の二重支配に存していた様である。

この様な情況になった直接原因は不明であるが、大きな背景は在地武士の社領侵入である事はいうまでもない。この取

帳中に見える地頭は氏名が記載されていないが、大生氏である可能性は強い。当時大禰宜であった中臣高親は、社領の回復を企図して、新政府雑訴決断所に社領に侵入し非法行為をしている在地武士を訴えている。これに対して雑訴決断所は、全面的に大禰宜高親の申し出をとり、建武元年三月十四日付けで地頭大生弥太郎入道道圓と子孫太郎らに、大賀における濫妨の停止を命じる牒を発している。しかし、この雑訴決断所の命によっても大生道圓らの非法行為は押さえられず、大賀地域における社領の回復は実現しなかった様である。同年十二月に作成された「鹿島神宮大禰宜中臣高親社領併神祭物等注文」によると、「大賀村　大生弥太郎入道々圓濫妨之事」と見え、依然高親は大生氏の侵略を排除するには至っていない様子がうかがえる。この様な大賀地域における様相は特殊なものでなく、鎌倉末期以降の他の神宮領にも広く一般的にみうけられる現象であった。このため、社領の支配をめぐって大禰宜などの社家と在地武士は紛争を起こし、地域によって抗争に多少の相違はあるにしても、ほぼ社家側に不利な状況であった。残念ながら、この様な社家と在地武士の社領内における支配関係を具体的に物語る記録は乏しく、ほとんど不明の状態である。ただ、大賀地域に限っては、若干の記録が伝存するので、その記録によって当時の大賀の社家と在地武士の経営の一端を紹介してみよう。

記録というのは「大賀村検注取帳副日記」の事で、当時課税する際に実施された検注の結果について記載されたものであり、神宮側では他地域でも同様のものが作成されたのであろうが、現存するものは大賀以外に見当たらず、そういう面でも貴重な記録である。日記によると、元徳二年に大賀村で検注が実施され、この時田地は、足数六十を六十歩と規定し、これを基本単位として、二百六十歩で大・五百六十歩で三百歩・六百六十歩で一反という具合いに大略六種の地方に分けている。この地方が課税単位として機能しており、各地方毎に一定の納入額が規定されている。規定では一反→五斗四升・三百歩→四斗五升・大→三斗六升・半→二斗七升・小→一斗八升・六十歩→九升と一反から九升きざみになっており、さらにこれらの地方毎の納入額は、宮方（社家方）と當方（地頭方）の納入額が明記されている。また、斗代という負担は一反毎に反別一斗三升で、是は宮方と當方折半で六升五合を納入する事になっていた。これらの負担の他に都合というものがあり、讀田一反につき五斗四を納入させ、このうちの一斗四升を地頭側で徴収し、この徴収分を加徴米と呼び、残り四斗を社家へ納入する事になっていた。そして、加徴米として地頭の元にとどめた籾のうち、三石九斗を役所を通じて村民に下行された。この使用内訳は五斗は御別料で、五月五日、小七月両度の分のために禰宜に請けとらせ、六斗は五月五日・小七月の駄餉料で、神事米として百姓十人にして請けとらせた。三斗は堰料で、百姓等に請けとらせ、一斗は御倉祝で、

百姓等に請けとらせ、二石四斗は供料三人分で、一口八斗充となっいる。大賀村へ下行した残り分の加徴米は、名主筆祝として名主に支給されている。この結果、この時の大賀の讀田数は逆算すると加徴米が三石九斗と名主筆祝分であり、一反につき一斗四升であるから、約二十七反強であり、これに名主筆祝分を含めると、約三町歩前後という事になる。

大賀地域は社家方と地頭方から構成され、村落住民として名主・百姓・おとな・禰宜などの名もみえる。おとなは宮方（社家方）と大賀（地頭方）に分かれており、このおとなは有力農民とも思われ、十名の存在が確認される。彼々は堰料の下行に際して、それを請けとりに行く重要な役目を有している。この堰料とは田地灌漑の施設である堰の構築・修理など、堰の管理・維持を目的とした支出で、これは宮方と地頭方の双方より下行され、宮方一石五斗・地頭方三斗の合計一石八斗であり、下行米を宮方のおとなは五斗・大賀（地頭方）のおとなは一石三斗請けとっていた。これでみると、宮方は地頭方より五倍の堰料下行しているにも拘らず、宮方のおとなの請取分が地頭方の請取分の三分の一強と少ないのは、それぞれの地理的立地条件の他に大賀における地頭方の力関係もあったのではないか。

これら堰に関連して溜池も大賀地域には存在していたらしく、池代という形で記録にみえている。池代八反大とあり、半溜りの形式ではなかったと思われる。この池代に対しても百三十三文の金銭を割りあてている。しかし、この池代百三十三文は元徳二年より応永四年（一三九七）十二月八日に至るまでの六十九年末払いのままになっていた。社家・地頭いずれの都合であるか理由は分からない。

大賀地域の経営形態は基本的には元徳二年より応永四年に至る約七十年間、大きな変化はなかった様であり、十名の有力農民も継承している。また、この間も、大賀は社家と地頭の支配下に存したが、地頭は建武元年に大生道圓であった以外不明である。この道圓は建武元年の大禰宜中臣高親の訴訟の結果、地頭職を没収された形跡がみえる。それ以降の地頭については、大生氏が復帰したのか、また他氏が就任したのか分からない。一方社家方でもこの間の知行者は明らかでない。その後、嘉慶元年（一三八七）十一月二十六日に至り、大禰宜中臣治親が橘郷などとともに大賀を宗親に譲与し、さらに文安六年（一四五〇）八月十二日に大禰宜中臣氏親が同じく橘郷などとともに大賀を嫡子昆沙一丸に譲与しているのが分か

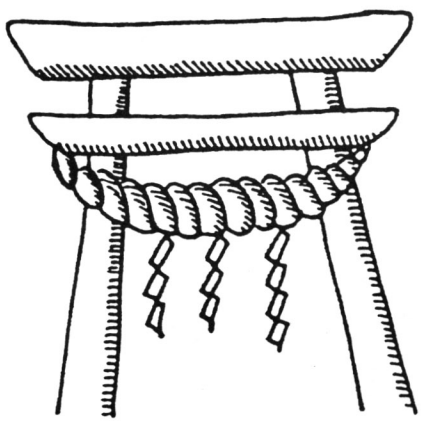

る。

以上潮来町内の中世期の様相の一端を大賀の変遷を通して簡単に紹介してみたわけであるが、史料が極めて少ないため粗雑な紹介になってしまった。さらに潮来町内の中世期の状況を多面的に把握するには、現況ではかなり困難が予想される。このため町内の皆様の史料および情報提供を始めとする御協力をお願いしたい。

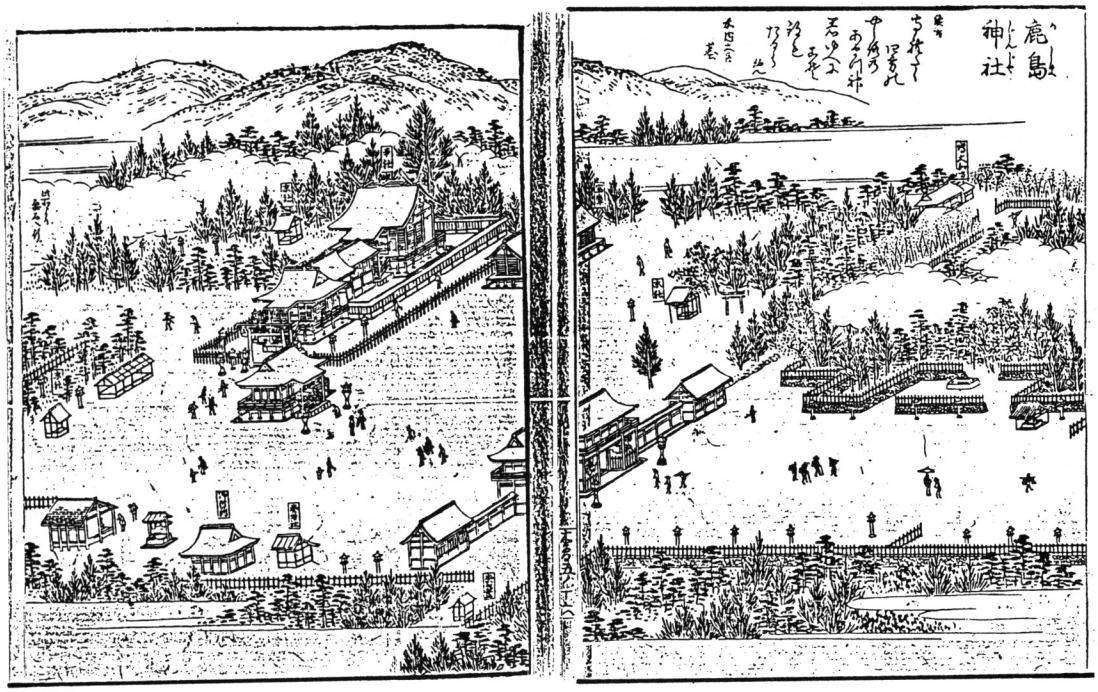

木曽路名所図より

特別寄稿

関戸如水著
水戸御改革の事」について

古文書研究会　根本義三郎

まえがき

1　今から凡そ二百八十年前、宝永年間徳川綱条公（光圀公の甥に当たる）の治下、「水戸御改革」として知られる水戸藩の巨大事業の推進、並びに、内政の激変に付いては、夙に御承知の方々も多い事と思われるが、著名な著述家としての関戸如水翁の手になる文書が、潮来町の関戸文書として遺されている。

2　現在、那珂川から霞ケ浦へと世紀の大水利事業が進められているが、水戸藩の行った此水運工事は、当時としては、正に藩の命運を賭けた巨大プロジェクトであったものと思われる。「水戸御改革」とは、大貫村（現在大洗町大貫）から海老沢、串引川、北浦に至る水路を開き、その水運利を以て、藩の財政の建て直しを図るという、遠大な構想で始まったものである。

3　此書は、貴重な記録ではあるが、所謂正史的な記述はなされてはいない。新川御普請の裏話し等、当時の民側から見た「水戸御改革余話」とも言うべき、又と得難い地方の風俗史的な記録である。

初めにその内容の概略について述べる。

①先ず冒頭に於いて、松波某が、水戸藩財政の危機を救済すべく、新川御普請策を引っ提げて登場して始まるのであるが、何故松並某がその大任に抜擢されたのか、最高首脳の意図が奈辺に有ったのか、は判然とはしていない。

新川御普請の構想は、水深の浅い那珂川の河口に代えて、新たに大貫に川口を付け、海老沢沼へ大船を入れ、是より城之内の丘陵地帯を堀り込み、紅葉、吉影、串引経由の古川を堀り浚い、当時銚子港を経由して江戸へ運んだ、東北諸大名の御城米を始め、その他の荷物を運送すると言う雄大なものであった。

②併し、此実際の大工事は、計画の杜撰等により、着工から僅か一年数ケ月で潰え去るのではあるが、此間、工事賃銭の不払い、労働力不足による田畑の荒廃・不作、インフレの昂進、山買いの跋扈等、経済の破綻・混乱、並びに政治の退廃等が次から次へと生じて行き、民百姓衆の窮状は図り知れないものがあった。そして遂に百姓騒動にまで突き進むのではあるが…。

③新川御普請は、城之内の山が意外に高く難工事となり、怪我人も続出し、賃銭の不払いと相俟って百姓人足共の士気が全く揚がらず、誰一人として御普請成就を信ずる者が無くなるに及んでくる。さすがの松並殿もここで了簡を変え、此山越え上り下りの長距離の区間を堤防を築

いて区切り、馬に付けて越す構想に変更するのであるが、それでも工事量は膨大で、「たとえ千金を投じても、何年堀り続けても完成は出来ない」と人足共の末端までが信ずるようになり、工事は愈々以て進捗しない。他方、このような工事状況とは全く拘わり無く、川流し船の御支度と称して近在の寺社仏閣、古城山の大木・古木が、皆切り倒されて行った。誠に残念の極みである。

④此頃、国中の政務の状況が様変わりし始める。

国中の諸役所の執り裁きは、松並一人の手に握られ、従来からの奉行達ですら、松並の下僚のように振る舞いするようになってしまった。

又地方役人任免の金権支配については、極めて具体的に述べられている。特に郷代官及びその相談相手役なる者を新たに指名し、これらを通じて思うがままに専断行政を行う有様が詳しく描かれている。

又彼等俄か郷代官相談相手等が、滑稽とも見える真剣な活躍振りを、皮肉を込めた筆致で詳細に記述している。

⑤他方、これら末端行政と密着して、各地に山買いに走る風潮が現れ、あらゆる伝てを求めて、我も我もと大山小山を買い漁り、各地に大小の分限者が輩出した。別けて、麻生、富田、清水には数名の大分限者が出現することになる。

併し水戸領内においては、山を買い金儲けをした人々は、御改革が終った二三年の間は、常におどおどして肝を冷やしていたけれども、結局は、御慈悲により何のお咎めも無かった由が記されている。

そして、新艘建造のためと称して、国中各地の大木小木が切り倒されていく状況が詳述されている。

⑥新川御普請現場に於いては、工事は一向に進捗を見せようとはせず、尚一層果てしない泥沼の様相を呈しはじめる。が、遂に幾段もの溜池のようなものを築き上げ、十三ケ所に水門を立てて「御普請成就」を宣言、江戸表へまで報告をする。

その御検分に当たって、溜池間の丘地を人足共に米を担がせ、水門を次々に開けたり、閉めしたりして、苦労して継送する様子が、臨場感溢れて手に取るように、涙ぐましい迄に実に見事に詳記されている。

⑦このような功労相償わない難工事に、漸く三十五万石の百姓の側から中止の声が上がり、各地に集会、上訴の運動が活発に行われるに至った。

この運動によって、百姓衆は工事の中止を叫び、賃銭の支払いを訴え、人手不足による田畑の荒廃、かてて加えて日照・出水等天災による減・免税を願った。

潮来領に於いても、遅ればせながら此運動に加名して行くのではあるが、しかし、過激な方法は極力避けて、訴状（願い書）も、百姓の窮状を訴えることを主とし、

お上に対する不平不満を露にすることなく、利左衛門（如水）等が起草した。

それでも、其願いの条々は、実に十数ケ条にも及ぶ長文のものであった。

このような潮来領の百姓運動も、遂には潮来領十一ケ村から計九十八人に及ぶ面々が江戸へ繰り出すことになる。

⑧江戸表に於ける上訴の結果は、幾多の経緯を経て、双方の良識有る対応で収拾を見、九ケ条に及ぶ覚書を以て、表向きは百姓衆の願いが全面的に通り、決着するのである。その覚え書の冒頭には、「御普請取り止め」が記載されていた。

⑨扨て、大工事取り止めて収拾が図られた後日談として、松並父子は永の御暇、後日捕らえられ獄死、夫々の関係者は追放、中には剃髪して土着した者もいた。郷代官相談相手達の狼狽振りが詳記されている反面、「南領特に潮来領の事中・事後の対応は過激姓が無く良好」と評価された、と書かれている。

⑩水戸御改革の地方に与えた影響は数限り無いが、其終息処理に当たっては、更に覚え書に基く賃銭等支払いの凍結やら、郷代官相談相手達の救済のための記帳類の作成作業等、色々の苦労話しが語られている。

最終章は、ユーモラスなタッチで此物語を閉じているが、常に変わらぬ軽妙、絶妙な筆致は、読む者をして飽きさせない。

以下、その内容の詳細については、紙数六十四枚にも及ぶ本文に拠られたい。

（本分）

此御改革と申す事、余り替りたる義と、初より利左衛門は不思議の事におもひ候故、心覚のため、あらましを書留置候。しかれども、ケ様の事にはいろいろさわる事も之有る物に候間、何年過ぎ候共、必ず以て此書を他人の披見に入る事有るべからず候事。

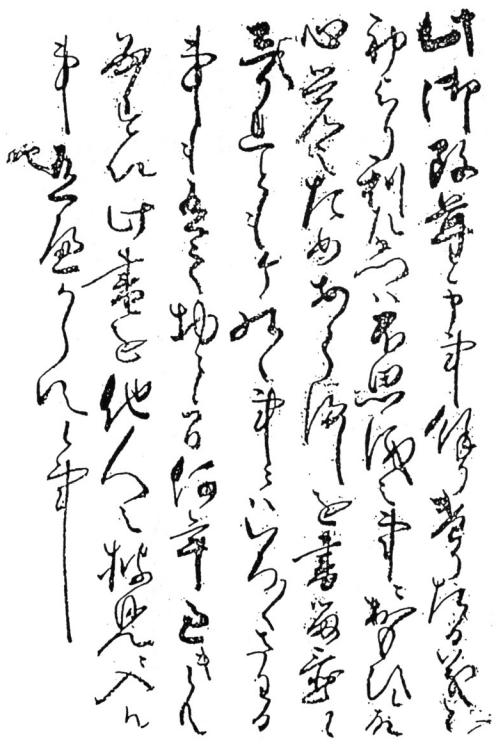

水戸御改革の事

一、宝永四年（一七〇七年）亥ノ年中、松波勘十郎と云う者、近年、水戸様御不勝手の由承り及び、いかなる手筋を以てか、お家に取り入り、「勘十郎を御頼みなされ候はば、三ケ年の内には、御手回り十分に少しも御手支え無き様に仕り差し上げ申す可く候由」申し上げ候由に付き、松波千右衛門と申す勘十郎倅を二百人扶持にて召し出され、勘十郎はお客分として、居宅も水戸御評定所へ指し置かれ、定めたる御あてがいなく、御馳走人、御賄い人、御料理人いろいろ大勢御付けおき、入り用は何卒と申す限りなく、重く御馳走遊ばされ候由。

一、勘十郎殿申し上げられ候は、「御家風只今迄の通りにてはお勝手直し申す可き様も御座無く候。私におまかせなられ候はば、三カ年の内には何事にてもお差し支イ之無き様に仕る可く候。先づ、御国中巡見仕り候て、見分に随って、致し方は幾重にも仕り様有る可く御座候」と申し上げ候て、先づ北領段々巡見致され候。其御物入り、村々の費い、人馬共に、先づ大分の儀と聞こへ候事。

一、北領よりは段々城下辺見分致され、先づ水戸へ帰られ、申され候は、「今度究め候事を見立て申し候。まづ海老沢沼より串引川岸へ新川を堀り、中ノ湊の川口浅く大船入り兼ね候間、大貫村へ新たに川口を付け、海老沢沼へ直に大船を入れ、是より城之内の山を堀抜き、紅葉、吉影の古川

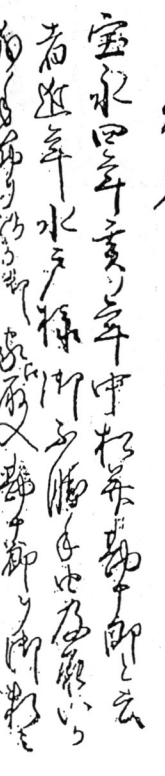

をひろく堀りさらへ、城之内より串引川岸迄は川船にて運送致し、串引川岸にて高瀬（船）に積み、江戸運送は例の通りに致し候へば、奥州辺の御城米、並びに仙台、南部、津軽、岩城、相馬、棚倉その他諸大名、並びに諸商人荷物此の新川を回り候うはば天下の御調法として川岸役、津役御取り上げ候はば、末代の御益幾はく、且つは御上への御注進、我が家の宝と存じ奉り候。此普請、人足は三拾五万石の御百姓、一日百五十文宛の日用賃を下され候へば、是又、下を御恵み御救いの筋と存じ奉り候」などと、ただとる様に申し上げ候由。

一、亥の冬より御普請初り、三拾五万石の、高拾石壱人と人足御割り付け候へば、百石持ちは十人づつ出し候様に仰せ付けられ候。しかるに、二日路、三日路遠路の村々多く候へば、大方三日づつの御普請相勤め、二日路なれば往来四日、〆て六日也。下され候日用四百五十文、上下の遣いに足り申さず候。潮来領より出で申す人足、往来二日、勤日三日、下さる日用ちん三日分四百五十文、その頃米高値にて、壱升六十文づつ、五日に五升、米せん一日十六文、五日に八十文、その外味噌、やさいと致し候へば、四百五十文にて足り申さず候。尤も他処に打越し候へば、五十、三十文は、わらんじ、たばこにも足り申さずと申して、人足共宿へは一せんも持ち帰り申さず、北領などは二日、三日の処も候へば、大分不足にて迷惑致し候。其上右キ御定の日用ちんも、後は下されず候。但し初め一廻り御廻りは、百人勤めて十人分も下され候へ共、後は一切下されず候へば、元々困窮の百姓共、相勤め候内の食べ物、木ちん調え持参致す可く候様之なく、後はひしと迷惑仕り候。殊更、夏耕作仕付の時分、秋のまとい致す時分の御了簡も御座無く候。びしびしと仰せ付けられ候へば、田畑仕付の時を違い、村々荒れ地も多く、以ての外迷惑仕りる候。勿論、寒暑のお厭いも御座無く、厳しく仰せ付けられ候へば、病人大勢、死人も出来候へば、死ぬまじき者の死に申し候様になげき申し候。

一、右の通り、御国の百姓困窮し、申し候は、「掛かり候事、後へも前へも動き申さず、渡世の才覚仕るべき様も無き体に罷り成り候。其上御普請場へ罷り出、杖つき人足体のかろき者どもの了簡にも、城之内の山高く候へば、御国中の百姓一人もなく堀り死に、死に申すとも、中々海老沢沼の水たけにうつり候様、御普請成就致す可き物とは夢々存ぜられず。」と申して、人々力をおとし候後は、松並殿も了簡替わり、此間は、壱弐町も堤に致し、馬にてつけ越し、其下も紅葉、吉影の川へ堀り通し候と申す沙汰も御座候。しかれども、是も紅葉、吉影の川へ引き移し候様に堀り申し候はば、六、七丈にも堀り申さず候はば、移り申す間敷く候。然るに堀り初めの間数上口にて漸く六、七間と相見え候。只今まで、よく掘れ申し候処弐丈斗り御座候。其川

底にて弐間は之無く候。是より底へ掘り入り候事成り兼ね候故、今又脇へ掘り広げ申し候。此土揚げ所之無く候故、山の上へはるばる担ぎ揚げ申し候。三百、四百の人足にて、一日命かぎりに担ぎ上げ候ても中々かたの付き申す事の様子には相見え申さず候。然る所、段々崖急に成り候故、びゃく打つ度に不意に落ち候て、人足土に埋まり、掘り出し助かり申し候も御座候。其内弐人はたちまち打ち果て候者も之有りと、脅かされ申し候は、毎日幾度も御座候。此の如くの様子に御座候故、つへつき人足共々以ての外気を崩し、嘆き申し候。「勿論、何十万の御金を費やし、五年、七年掘り候とも、中々成就は仕る間敷き物を、何たる天魔のなす所」と、人足風情迄心を崩し候故、弥々以てはかゆき申すべき体（テイ）とは相見え申さず候よし。

一、右の御普請いまだ山とも川とも相知れ申さず候処、川流し船の御支度とて、紅葉の御殿山を初め、近在の寺社、小川、玉造の古城山、何百年か年を経たる杉の古木共、大小共に残らず伐り、杉は何百年に成り候や、大方弐かい、三かい廻る杉共皆伐り、先づは川ながし舟に成り来り候よし。

一、古来御国中の御政務と申すは、三奉行、五郡、六代官、是を以て三拾五万石の御政務相調へ候処、御改革と仰せ出され候て、三人の奉行の内、一人相止めに成り、残る近藤惣右衛門様、奥津所左衛門様、右両人今は勘十郎殿下役の様に相見へ候由。

一、勘十郎殿御評定所において、諸役所の取りさばきの品々、仰せ渡され候時は、勘十郎殿先づ正面に□□にすわり候へば、惣右衛門様、所左衛門様には左右に御すわり、勘十郎殿品々仰せ渡され候へば、右御両人様には、「おやじ殿の申し渡され候趣キ、能く承り届け申す可候。」など仰せられ候由、郷代官の物語り也。

一、されば此勘十郎殿、御改革と申し候名をば改め申し出され候へども、前後足りたる法は之無く、自分の才覚利口を以て其事その事に付き、時々の了簡を以て諸役の取りさばきも申し渡され候と相聞へ候。さればこそ、亥ノ秋より子ノ春、夏、秋、冬迄に至り、諸役所へ仰せ渡され候品々一度一度に相替り、一定致したる事一つもなきと申す、在々迄のとりさた也。一、御国中に於いて身を持し候分限の百姓中をば色々引き添へ、なつけ、早速手に付かぬるをば遠く脅かして迷惑がらせ、伝えを求めて取り入り、重きまいないを受けて其とがを許し、其上、人の器量、はたらきにもかまわず、重き役儀を申し付けられ候事。

一、御家の諸役所は申すに及ばず、其外、御器量にも相見え候古来の御方々様をば皆外様の御役と成し、御改革の御役所と申すは、或は軽きを取り立て、牢人者を召し抱え、重き役儀を申し付け、清水仁右衛門殿と申すは、元来上州の絹ウリ成るが、利口人にて大公儀の御代官手代に成り、其レより牢人して、江戸慶安中間に渡世して居て候を、勘十

郎殿より召し抱イ、三十五万（石）に両人の御郡代役と召され、就中、松並殿のはだ小袖となって、外には人も無き様に勤められ候事。一、御城下辺、北領分限の百姓いろいろ手段を持って、金子千、弐千、或は五百、六百両づっ金子を借り、新川御普請、彼是当用に成し候よし。

一、鉾田の勘右衛門などは、他領なれども、水戸様より十人扶持下され候。御出人りの名代を以て、弐千両も松並へ貸し候沙汰。此辺りにては、小川の長谷川久左衛門、其頃分限成れども、何も相応の役儀相見えず候か、新規の郷士と仰せ付けられ、金を出させ候由。

一、潮来の窪谷庄兵衛も代々分限なれども、其頃は諸大名借し（貸し）、済方なく不手廻り成る処、さる御大名様より千三百両の済方之有り候事を、勘十郎殿聞き出され候や、いまだ城之内の御普請も未熟なる所に、串引の川岸役人と仰せ付けられ、殊の外首尾よく、水戸へも節々通い候へども、新川いまだ成就せざれば、目に見えたる事も無き様に、松並殿おもわれ候や、水戸御城下に数年御かこひ成られ候御稗蔵を、木下し村へ御引き成られ候に付き、御蔵を明け候ため、庄兵衛に仰せ付けられ候。「此稗、何方にて成りとも、庄兵衛勝手次第払い候て、金子に致す可く候由」仰せ付けられ、数年御かこひ置き候大分の稗共、高瀬船何艘共なく大分積み出し候。何程の御金に成り候や、古来御蔵の稗五表、拾俵の出し入れにも御代官方へ新くみ御目付御立ち会いにて出し入れ之有り候処、「庄兵衛心次第、何方にて成りとも相払い候様に」と仰せ付けられ候事。扨々、かわりたる御改革と人々不思議の事に存じ候事。又御城近郷の御稗蔵は、何かの時の御用心とも存じ入り候処、木下し迄御引き成られ候事も不思議。或は又、御杉山通り那珂川のふちに御座候大分の大竹共残らずきらせ、其竹さのみの御用にも立ち申さず、又下町入り口吉田下の並木松の大木、何百年とも相知れ申さず候物、皆御きらせ成され候。何の御ためかと不思議を立て申し候。或は、みどり御殿山の松木、大分よく立ち候をも、皆まきに成し候事。其外、在々所々の寺社の古木、御国中の御立山、段々郷代官の心次第に売り払い候事。是又、数年久しく御山御役人、並びに大山守、小山守など大分御心尽しにて、御立て置かれ候数ケ所、大分の御山、少々の御金には成り申す可く候へども、扨々勿体もなき不思議の事に、下々迄嘆き申し候事。

《頭註》　定めて松並のくくりには弐百両にも成るべき稗、五百両も庄兵衛より金を出させ候へば、さし引きにて三百両のとくと、くくられ候かと思われ候事。御改革相止め候て後は、たれも勘十郎殿へ金かし候と申す人一人もなし。

一、宝永四年（一七〇七年）亥の九月二十二日、潮来領御代官斎藤兵左衛門殿、柏崎村へ御出、「潮来村関戸理左衛門御用之有り候間、柏崎村迄参る可き由」御配布にて仰せ下

され候。其節は、窪谷庄兵衛庄屋役の時、申し来たり候に付き、くみ頭長左衛門同道にて柏崎村迄参り候へば、兵左衛門殿より仰せ付けられ候は、「潮来領十一ケ村当亥の御城米改め、取り立て、船積み吟味致し、江戸の御蔵納め迄の役儀仰せ付けられ候間、相勤め申す可き由」仰せ付けられ候。利左衛門申し上げ候は、「私儀さやう義事なれ申さず、殊更不調法者、御大切の御用いかが相勤めかね申す可く候」由、いろいろ御免成し下され度き旨、願い候へども相叶わず、御指し紙下され、罷り帰り、亥の秋より子の春迄首尾よく相勤め、御勘定相済ませ候事。

一、子（一七〇八年）ノ正月十七日、御代官斎藤平左衛門殿より、潮来村庄屋役儀仰せ付けられ候。利左衛門願い申し候は、「私儀近年病身に罷り成り候故、去々戌ノ年より悴利兵衛に家を相渡し候。当時隠居分に罷り在り申し候間、御免に預かり申し度く候」由いろいろいろ願い候へども相叶わず、正月二十二日に先役庄兵衛方より御水帳、諸帳面うけて、又々表罷り出、材木商売をば利兵衛に支配致させ、子の春より、辰（一七一二年）の春迄出入り五ケ年間役儀相勤め、辰の四月九日迄に漸く訴訟相叶い、御役宮本平太夫へ渡し候事。

一、子ノ二月十二日に三十五万石の庄屋衆残らず、清水仁右衛門殿より召され候由。潮来領十一ケ村申し合わせ、十二日に罷り出で候へば、仰せ付けられ候は、「亥（一七〇七年）ノ霜月、駿州砂降り候。村々御救いのため、日本国中へ百石弐両を大公儀様より仰せ付けられ候。只今御取り立て成られ可く候へども、御用捨の思召しを以て、村々身持ちの百姓より秋中迄取り替えさせ申す可き由」仰せ渡され候事。

一、清水仁右衛門殿御手代、皆川伝次右衛門と申す仁、「利左衛門は御用の儀之有り候間、後程一人役所へ罷り出づ可く候様に」と仰せ付けられ候間、其日の七ツ下りに御役所へ罷り出候へば、伝次右衛門殿より仰せ付けられ候は、「松並殿へ只今取り込み候へば、御見立てを以て重き役人にも仰せ付けられ候へば、其方何程の仕合にも成るべきか、一方の御用にも立つべき者と、頭仁右衛門殿も存ぜられ候故、去る亥の御城米、潮来領取り立ての事も仰せ付けられ候。其儀も首尾よく相勤め候間、仁右衛門殿取り成し申す可く候へども、勘十郎殿御目通りへ折々罷り出ず候へば成りかね候わけ申し候。此度、幸いの事に候間、我等方より内々申し、今晩逗留致し、明日勘十郎殿御目通りへ罷り出候様に致させ候様にと頭も存ぜられ候、尤も頭方より申し付け候事には之無く候。其段我等に取り持ちて遣わし候様の心入れ候」と申され候間、「近頃以て私に取り有り難き仕合には存じ奉り候へども、此度は付役人打ち揃い罷り上り申す内、私一人残り申すもいかがに御座候。殊更私儀新役と申し、村々急成る御用筋も御座候ゆへ、逗留仕り兼ね

申し候間、重ねて罷り上り候節、御頼み申し上げ可く候」と申し候て罷り帰り候事。其後も一両度さやうの事も御座候へども、何とやら心向き申さず候間、一度も勘十郎殿へ罷り出でず候事。

一、先既より有り来る三人の御奉行止め、今勘十郎殿添え役の様に、近藤惣右衛門様、奥津所左衛門様御政務諸色仰せ付けられ、五群奉行相止め、清水仁右衛門殿、関口九郎次郎殿、両御郡代と成る。五郡の手代衆六七拾人程、皆永の御暇出、今両御郡代と下に郷役人と号して四人、宮部民部右衛門殿、大谷与一郎殿、中西忠次郎殿、佐久間覚兵衛殿、皆在々より勘十郎殿見立て候新役人也。六代官止めて、郷代官三拾五万石に三拾五六人出来し、是に相談相手弐人づつ七十人余。右六代官の手代四十余人。皆永の御暇。

一、此外水戸、江戸の諸役所、諸役人方皆替り、大方永の御暇。古例をば御改め、皆新方の諸役所の故、俄か牢人衆何百人ともなく出来、難儀致され候御方、是又大分の事と申す沙汰。一、古来の郷士をば皆相止めさせられ候と申す沙汰に付き、郷士衆よりいろいろ手づるを以て勘十郎殿へ重く持ち込み候に付き、勘十郎殿了簡直り、郷士衆を大方郷代官と召され候よし。最寄りに郷士のなき村方は外の者も郷代官と成る。玉造領は庄屋忠左衛門を仰せ付けられ、小川も八左衛門を仰せ付けられ、潮来領は石田新右衛門也。

一、其後、利左衛門御用之有り、水戸へ罷り出候へば、皆川殿、利左右衛門旅宿へ御越し候間、御酒など参じ候へば、よほど御しかり心。「頭にも折角其方取り立て心にて内意を申し候処、指図を背き候。石田新右衛門、庄兵衛を以て色々取り込み候故、郷代官に仰せつけられ候。其方なれば、松並殿へ身共が同道して一度出候へば、右の役に成り候事。その為に、頭の心入れを以て、去る亥、御城米其方に申し付け候。其事も首尾よく取り納め候事、残念」と申され候事。

一、潮来領の相談相手は、延方村の庄屋小峰孫右衛門、永山村の年寄分井関半兵衛也。いか様、ケ様の人にてもなければ、郷代官役儀と申すは、先づ秋作毛の見様、或は取り立て、御年貢米の割り付け、畑方のわけ、大分御領内郷代官衆の内に其わけ知りたる衆は十人に一人は有る間敷く候。孫右衛門は久しく庄屋を勤めたる故、御年貢取り立て候そろばんのわけなどは知りたる人也。半兵衛も小検見などに四五年出候故、大分稲の見分の仕方も覚え申す可く、是にて先づ押□べし。無理にも埒も明くにてあるべき事也。

一、郷代官衆、初めて勘十郎殿より仰せ渡され候は、「村々御用にて廻り候節、伝馬一疋、歩夫一人、尤も其時々に駄ちん、はたご払い、通り申す可し」との御定の由。

一、其後一ケ月には四度五度程づつ、勘十郎殿より召され、仰せ渡され候事。何事かと存じ候処、或時は山林の取り扱

いの事、或は寺社の取り扱いの事、或時は公事沙汰の取り扱いの事。勿論、二月仰せ付けられ候品と、三月仰せ付けられ候品、四月申し渡され候品々、少しづつ替り候事も之有り、又うら表と替わり候事も之有り、然る時は、御改革の法と申して決定したる法はなしと聞こへ候へども、後は郡奉行の役、御代官の役、御山奉行役、公事沙汰の取りさばき、皆押しまとい候。「郷代官相談相手役の心いっぱいに、遠慮無く取り斗らい（ハカライ）申す様に」と仰せ渡され候へば、御威光を以て勤め候へば、まいらぬと云う事なく、段々飛ぶ鳥もおつる斗りと見へ候事。

一、子（一七〇七年）の三月十五日、礼ながら、郷代官の隠居松陰老へ、利左衛門まいり候へば、郷代官殿ただ今水戸より帰り候とて、隠居へまいられ候間、「此度はいか様の御用にて」と申し候へば、「此度は三十五万石の郷代官衆皆よばれ申し候。松並殿より仰せ渡され候は、『新田願人候はば、郷代官見分を以て申し付け可く候。御立山払い人之有り候はば、入札を以て申し付く可く候。田畑へさわるこざども村々に之有る可く候。見分次第切らせ申し付く可く候。何事によらず、公儀の物と存ぜず、我が物と心得、随分心いっぱいに取り斗らい申す可き由』仰せ付けられ、首尾益々残す所なく仰せ付けられ候」と物語り候へば、松陰老申され候は、「段々首尾残る所無く、結構なる事に候へども、其心いっぱいに取り斗らう所に了簡有る可き事に候」と申され候。利左衛門も前々随分心安き中と云い、先年上方一見の旅友達と云い、利左衛門よりは年おとりにて、道中上下共に何事も利左衛門次第に致され候。それよりこのかた、今とても互いに□□なき中に候へば、存じより事申さず候もいかがとおもい候故、利左衛門申し候は、「御隠居にて仰せられ候通り、余り結構なる御首尾申す可き様も御座無く候へども、是は内証の咄し、深く了簡成られ候て御覧之有る可く候。此御改革と申す物、当分上の御益と成り候事見へ申さず候。御不益の方には多く見へ申し候。此上右の通り取りちらし、いか様にくくりをば遊ばされ候事に御座候や、至らぬ私共の了簡には及び申さず候へども、御勤め方の成され様に有るべき事に存じ、とかく明日に御改革相止め候ても、御身持ちの能き様に御了簡有る可き事に候」と申し候へば、松陰老にも「成る程、利左衛門殿真実の意見に候」と申されし候。其後もさやうに似たる事申し候へども、其年の八九月頃に成り候ては、だんだんおもい人れ違い候故、さやうの事申す可き様之無く候事。

一、延方孫右衛門、永山の半兵衛、其後はひたと潮来へ通い申され候時分、在住の木こり馬ども、見損ない乗り打ち候て、たたき降ろされ候。初めは当村にても、かろき者見知らず、かさをかぶり、手拭などをかぶり通り違い、杖にて散々にうたれ、或は役人へ断り、在寺わび事村々にも絶え申さず候。めいわく致し候事。前々より郷代官殿をば大方

人も見知り候へども、両人の相談相手達は、俄かに身振りかっ合も違い、刀をさし、かさをかぶり歩かれ候故、見損ないし候者共多く、村々に在寺わび事絶えぬ様に申しならわし候事。

《頭註》延方の孫右衛門は、橋本の三郎兵衛が縁に、腰をかけて待って居て、木こりの馬に乗りたるをたたきおろしたりと人々沙汰したる事。

一、「潮来領御立山ども、郷相談相手の心次第に相払い候様に」と、松波殿より仰せ渡たされ候事、利左衛門が数名存じよりの外、潮来などに存じ候人は、未だ之無き様におもい候処、いかがして聞き及び候や、麻生村羽生善右衛門と言う者は、富田村の内、原山という大山弐百五拾両にて買い申し候由。尤も値段の外に五拾両も入方之有り候へども、何にもせよ、とかく千両買い得と沙汰之有り、勿論潮来村に能キ取持人之有る故と申す事に付いて、さる方より、利左衛門取持ち茂内山にても壱ケ所買与え、中間にて致し度き候由、是非にと頼み来り候。勿論いづ方へも御払い候御山、利左衛門も買い申す間敷き物にも之無く候へ共、利左衛門相談致し候はば、勝手に成方と存じ候て、先よりも頼み来り候。其勝手に成し候処、利左衛門は至極に遠慮に存じ候故、手伝い申さず、其後其仁まいり候て申し候は、「先達而は山の事、其元ヲ頼みに存じ候故、我等おもひ入れの山違い、存じ入りの御山を買はづし残念に存じ候。ぜひなく人の買い候山ヲいろいろ無心申し、漸くの事にて三分ノ一かり申し候。存じ入り違いの上、山もすくなく、余慶（計）の金を三拾両遣イ、漸く三分ノ一にも取り付け候」と申して、利左衛門をうらみ申したる人も之有り候。利左衛門も元来商人にて、金儲くる事随分すき候へども、のミこまぬ事には大臆病にて、欲得事もおもひ申さず、延引致し候事。されば、茂内大山、赤須大山、今林大山、築地大山、富田原山共々五ケ所は、大分の場所と申し、百三十年来御立て成られ候御山にて、皆大木也。川岸場も近ければ、駄ちん斗りも大分の違い候故、何れも其かってかってヲ以て、よく人に知られぬ様に手廻し候て、三月中旬より四月中には大山の分は主付き、近郷他村の山師共は、跡より聞きて残念がり候へども、大山の分は、はや主付きなけれども、他領石神村の清兵衛、大賀村の庄兵衛より、上之嶋の清兵衛などを引き添へ、遅ればせに五拾両、三拾両の山を買い申し候。其外弐両、三両の山ヲ買い申し候者共、皆「百両の山を買い候よりは利ばいも之有り」と申す沙汰。勿論、右の新役人衆は、中々山の売り買いのわけなどは夢にも知らぬ人達なれども、皆、買人、取持人にならふて、俄かに山知りに成り、勿論、勘十郎殿よりは、「入札を以て払い候様に」と仰せ渡され候へば、定めて、入札随分吟味を以て払い候とは、申しとられざるにて有るへく候。とかく勘十郎殿には、大分の金子二三ケ月の内手に入り候へ

ば、郷代官相談相手の働きを御満足。数々のの御褒美の御言葉には「何にても心一っぱいに取りはからい候様に」仰せ渡られ候事。

一、郷代官相談相手達の大役をば仰せ付けられ候へども、御扶持、切米とて仰せ付けられ候沙汰も、何のおあてがいもこれなき様子に候へども、右役人衆の内、郷代官は元来五拾石の格にて、前々水戸往来馬上のしかけも之有る筈に候へども、相談相手達などは、さやうノ仕掛けも俄かにできず候様に相見へ、乗りかけつづら、ふとんばりの様子、合羽袋、笠袋、挑灯袋何れも常紋をりっぱに染め抜き、衣服、刀、脇差し、指引はた迄あらたに出来、度々の水戸往来、其者入りも御大儀成る処に、家宅の不審申すに及ばず、どんす、ちりめんノよき布団などもいろいろ出来候と申す沙汰、其威光飛ぶ鳥もおつる斗り、うら山ざるはなかりけり。

一、是に次いでの仕合せと申すは、清水の二郎兵衛、富田の惣右衛門、善右衛門、惣助、麻生の善右衛門、是等は御改革のお陰に俄かに大分限と成り、就中清水の次郎兵衛、富田の宗右衛門両人は御改革の節金儲けして、是より段々つもり、今は、潮来領にての大分限の名をとる程に成る也。元禄十三年（一七〇〇年）辰ノ年、宝永元年（一七〇四年）申ノ年両年に水戸御用金とて、潮来よりは十弐三人迄六千拾両の御用金を上げ申し候。其頃は富田、清水などには分限にも之無く候故、一切右の御用金には立て申さず候。満つれば欠くる習いにや、近年潮来などは以ての外困窮、富田、清水、牛堀などは近年繁盛つづく方なく見へ候事。

《頭註》他領は格別、御領内にて山を買い金儲けしたる人には、御改革相止む前後、それより弐三年の内は以ての外きみあしく、何れも胸をひやし候へば、御上は御慈悲にて其通りに成り行き候事。郷代官相談相手猶以ていろいろ御慈悲の御了簡と相聞へ候事。

一、或はこざ伐り見分とて郷代官相談相手村々巡見、居ぐね、分付き田畑へさわり、前々先言ふれ候処は右の通りなれども、勝手を以てよく願い候へば、障らぬ所にても大木、古木おしげなく下され、もらいて悦び人も有り、いかが致し候や、其山主によって取り上げ、御払いに成り候とて、わずかの代物にて余人へ下され、いか様、何事によらず心次第の御政務と相見へ候へば、見る人不思議の思いをなす。

一、長勝寺は元来貧寺にて、がらん共修復のたねもなく、就中瑞雲長老の御弟子釣蔵主、去る戊ノ年（一七〇六年）に入院いたされ、住寺にはなられ候へども、長老成りに上京致為すべき心がけ一切之無く候。尤も御朱印寺に候へば、昔は水戸より御かまいなき事なれども、近年寺の自由にも成りかね候。幸イ御改革に付き、郷代官さへがってんなれば、いか様の事も自由ノ事なれ共、御改革相止みて後の事を考へ候て、大切の事と用心深き故、利左衛門などは金儲

けもならず、見物のみにて打ち過ぎ候へば、是は寺の事と言い、本御朱院寺と言い、くるしかるまじきと利左衛門、時の組頭根本長左衛門と相談して郷代官へ願い、長勝寺山の後、是は作り掛かりこざ切りと申し立て候事。

一、此こざ切り、長勝寺内山くね添へより、大塚野坂口迄、後はま通りの大木共を切り払い候へば、幹金百八拾両余と成る。其跡へは、杉うえさせ候へば、段々また近年は用に立ち申し候事。

一、此金八拾五両相渡し候て、釣蔵主を洪天長老と致し、残り金にては田地にても買い、寺の永々のために致し候筈に旦那中申し合せ候へども、右の金遣い、足り申さず、長老江戸にて借金など致され、是を払い、彼是皆遣い失い候事。然るに、まづまづ旦中の世話にもならず、ふしぎの仕合せと申し候事。

一、潮来領の山林は申しても少分に候事。北領より段々御城下辺の御立山は夥敷き事。其外居くね、分付、寺宮の森林、何百年と言う、かぎりもなく年を重ねたる大木、古木の分、皆ことごとく伐り捨て、北領など海辺遠き山々などは、金にもならず、皆伐りすて候。西成御所も大分の事と申し候事。其ゆへ、いかんとも斗り難しと申す沙汰大方見へ候処、水戸に於いて、みどり岡の御殿山かたわらノくのぎ山、長岡の御林御杉山通り、中川ふちの大竹やぶ、御城の内にて大木共伐られ候よし。下町入り口の並び松の大木ども、長岡海道の並び松、紅葉の大山、笠原山、玉造領、柏崎領御立山、玉造のからめ山の大竹、大松、小川の御殿山大杉、此杉大木は何百年とも相知れず、皆壱丈五六尺も廻り候大木也。此杉共は板に成し、川ながし船三拾余艘、紅葉村に出来申し候。御国中に有り来る古来の森林、大木共は大方伐られ候沙汰。是又、ふしぎの次第也と申し候沙汰。

一、扨て、新川御普請人足、秋夏耕作の時を御いといなく、大暑大寒は勿論、耕作の時たがい候故、御国中百姓なんぎに及び、潮来領壱万石の村々、子ノ極月迄相勤め候人足六万余人と相見へ候。下され候処の日用ちん、壱万人分にはあたり申さず候。此上、何程の人足にても、此御普請成就致す可き様之無く候。堀り初め上口せばく、後々ひろげ申し候故、段々びやく打ち人足埋められ、怪我を致し、死人出来、之により松並殿も後はこまり、後先へ土手をつき、中を溜池のごとくにして、此土手の下、紅葉村の方は段々ひくき所なれば、一面の川には中々ならず、此下へは段々十三ケ所に水門を立て、是により、「御普請成就仕り候」と江戸へは御披露申し上げ候由。御前には殊に外御悦び遊ばされ、即其頃の御出頭富永帯刀と申す衆へ仰せ付けられ、御見分に御下り成られ候て、海老沢より御城米八俵舟にて廻わし候。彼の溜池の土手際迄、米をば人足に担がせ、溜池へも紅葉村にて出来候新艘を壱艘うかべ、此舟へ八俵の米を積み、紅葉川の方の土手際迄舟を人足を以ておし付け、

又其土手の下、水門の内の舟へ右八表の米を担ぎ来させ、此舟の跡先へ八表の米をつみ、中には、松並殿、仁右衛門、江戸より御下りの帯刀殿三人召され、水門内にも水すくなく、舟浮かびかね候故、人足を十八人舟の両脇に立て、下の水門迄押し付け、水門をぬきて、其舟を押し通し、又其下の水門迄押し付け、又其水門を明けて押し通し、段々十三ケ所の水門を人足を以て押し通させ、是にて、「御普請は成就仕り候」と御前へも御披露成し候と相聞へ候事。扨て、此ノ如く五日も水を溜め置きて、舟を壱艘通して見れば、跡の水は舟よりはやく落ち払いて、又舟を浮ぶべき様なし。是又ふしぎの次第也。

一、此ノ如きの次第、段々三拾五万石の百姓中、見たり聞いたりして、是ただ事にあらざる事に思い候や、別して申し合せたる事にもなけれども、御国中俄かに騒動して、就中北領の百姓中、数々の箇条を以て目安を指し上げ候は、「松並勘十郎並びに清水仁右衛門両人、三十五万石の惣百姓へ下し置かれ度き」旨、子ノ十一月より極月迄に、大勢度々水戸へ罷り出て願い候へども、御取り上げ之無きに付き、丑ノ正月十日前より、五ケ村、十ケ村、二十ケ村づつ申合せ、段々江戸へ大勢相詰め候と申す沙汰は之有り候へども、潮来領は離れ候へば、其慥成る事も知らねば、油断に打過ぎ候処に、利左衛門自分の用事之有り、玉造村へ人遣わし候間、右の沙汰ども玉造にて承知し申し可く候間、「委敷く承り参る可く候」由、申付け候処、北領の百姓中は、十月時分より、段々御城下辺も玉造領、柏崎領延引、一昨日廿四日、五日追々今朝罷り立ち候者も候。潮来領も大方のぼり候と申す沙汰の由、玉造にて聞き、此者おどろき廿五日夜通しに帰り、右の物語り候故、潮来領とても三十五万石の百姓中の列にはなれてはいかがと驚き、十一ケ村へ回状出す間もいかがと、先づ、延方村庄屋勘左衛門方へ飛脚をとばせ、其後十一ケ村への回状を遣す。勘左衛門も驚き、正月廿六日の昼過ぎ潮来へ参る。両人相談を以て其夜中目安の下書を認め、廿七日に十一ケ村庄屋、与頭潮来へ寄り合い候。

其文言　延方村庄屋柏崎勘左衛門
潮来村庄屋関戸利左衛門　作

恐れ乍ら書付を以て御訴訟申し上げ候事

一、潮来領拾壱ケ村の義、累年日損、水損、塩水腐れ打ち続き、百姓共悉く困窮共迷惑仕候処、去々年御改革御定法に仰せ出され候は、「天災は格別、悪作、不作の分は百姓不精故致す事に候間、一切御引方下されず候。御吟味の上、左様の百姓と罷り成り、大切の御田地、悪作、不作に態々仕る可き様も御座無く候。去去年より御川御普請人足度々仰せつけられ候。拾壱ケ村壱万石の内にて都合六万人程も人足相勤め申し候間、百姓不手廻り故、不作、悪作も出来、殊に日照り続き不水の場所多く、或は大風、水入り、塩腐

れ多く御座候処に、御取り付け御了簡も御座無く候。其上相応の御引方も下されず、各免の場所、或は田の内、田に罷りならず、畑に仕り候所迄、有毛と御定め、本免に仰せ付けられ、其上、御年貢初秋より厳敷く仰せ付けられ候。然れ共、御公儀様恐れ奉り、年中切りに、残らず皆済仕り候故、種、夫食に心あて申し候者をも残らず上納仕り候て、当春夫食御座無く候。百姓今日を送り兼ね申し候者多く御座候事。

一、去年作付けの義、新川御普請人足度々仰せ付けられ、四月末迄相勤め申し候故、春耕作より段々不手廻りにて、田畑共に諸作仕付けの時をたがい申し候故、実のり悪敷く迷惑仕り候所に、御取付けの義、御了簡も御座無く候。結局畑方永銭に仰せ付けられ、壱ケ村にて、七分八分の高免に罷り成り、迷惑仕り候事。

一、村々各免の義は、其村の内にて、悪土地にて去年より度々百姓御未進仕り、迷惑に及び申し候に付き、御訴訟申し上げ、土地御見分の上、各免に仰せ付けられ候。其上にも、元来悪土地故百姓続き兼ね申すに付き、御種貸しを以て相続き申し候所、却って本郷に御組み入れ、俄かに高免に仰せ付けられ、迷惑仕り候事。

一、前々拝借仕り候御種貸しも、去年春中、俄かに御取り立て、残らず返し上納仕り候故、百姓身上を切り、返し上納仕り、迷惑仕り候事。

一、御年貢の義、年中厳しく御取り立て遊ばされ候故、田畑を払い申し度と存じ候ても、御改革以来、高持ちの百姓程迷惑仕り候へば、此頃、「ただ田畑を遣わし申し度」と申し候ても望む人御座無く候。殊更買い人御座無く候へば、是非申すに及ばず、家財、馬、或は妻子を売り、不足の所は当作のため少々も残し置き申し候種籾、夫食等をも皆引き立て上納仕り候故、一円御座無く候へば、当作の心がけ、今以て仕る可き様御座無く候。之によって昨冬より村々役人を以て種、夫食の願いの御訴訟申し上げ候へども、一円御取り上げ下されず候へば、当春鍬立て仕る可き様御座無く候。御慈悲の御了簡を以て種、夫食拝借仰せ付けさせられ下され候様に、願い上げ奉り候事。

一、村々百姓押しなべて困窮仕り候故、田地小作人御座無く候。高持ちの百姓田地入り付け兼ね迷惑仕り候。然れば、当年取りつづき能く御座候ても作人御座無く候へば、御田地あらし申すより外御座無く候。然れども、百姓共少々づつも作り申さず候ては、命をつなぎ申す可き様も御座無く候。此段御了簡遊ばされ下さる可く候事。

一、御代方の外、夫金の義は、先年より本高百石に金弐両つづ差し上げ申す処に、去年中は新規に新田高へも百石に壱両宛の夫金仰せ付けられ候。是又指し上げ申し候事。

一、御改革に付き、去る七月初めより、村々土地改め、帳面仕立て急ぎに指し上げ候様にと、郷代官衆より仰せ付けら

れ、村々役人斗りにて出来兼ね申し候事故、頭百姓共指し添へ、上、中、下、下々見分仕り、急ぎに帳面仕立て申し候に付き、大勢掛り合い仕立て申し候処、其後何の道にも御沙汰御座無く候。ケ様新規に事を改め、帳面仕り候は、内々にて大分の物入り等掛り、迷惑仕り候事。

一、潮来領御立山の義は、年久しく御林遊ばされ候に付き、近辺村々落ち葉を取り、薪に仕り、百姓共安堵仕り候処に、御改革に付き、去年中残らず御払い遊ばされ候へば、落ち葉取り申す可き所御座無く候。村々以ての外迷惑仕り候事。

一、先々より百姓共より野銭差し上げ、分付きとて持ち来り候山共、去年お取り上げに罷り成り、立木共大分御払いに罷り成り、数年野銭差し上げ、植え置き申し候木共迄、御取り上げに罷り成り迷惑仕り候。是又、先既の通り仰せ付けられ下され候様に願い上げ奉り候事。

一、去年中松並勘十郎殿より、売薬三拾五万石へ、百石に付き弐包づつ、弐包代百五十文づつ無体に買い候様にと、郷代官衆より仰せ付けられ、是非に及ばず村々にて買い申し候事。

一、諸浮役金上納の義は、先年より当年分を来春上納仕り候処に、御改革の由にて去る子ノ諸浮役昨冬残らず御取り上げ遊ばされ候に付き、是又百姓共困窮の上至極迷惑仕り候事。

一、先年より諸上納の節、百姓不手廻りの時分、中間にてかりかへ、御上納の手を合せ申し候処、近年度々の御用金仰せ付けられ候故、内証のかりかし一切御座無く候。是又、難儀仕り候事。

一、従来の道、橋、川除ケ竹木等、先年は申し立て候へば、下し置かれ候処、御改革に罷り成り、一切下されず候故、是非無く捨て置き申し候事。

一、御城米江戸納め、先年より壱俵四斗弐升納に御座候処、去年中は同入りの俵四斗の御勘定に仰せ付けられ候。然れば、壱俵に付き弐升づつ百姓過を納め、困窮の上百姓迷惑至極仕り候事。

一、御杉山、御城米串引川より御積み立て、御国の船持ち高瀬船へ仰せ付けられ、江戸御蔵米納め方水上げの義は、前々、船頭、水主自分の働きを以て揚げ来り申し候処、御蔵前に揚げ、手前より荷持ち人足を出し、壱俵三せん掛りと申し、揚げちんを船頭より出させ申し候。其船の船頭、水主に上げ荷物一切手を付けさせ申さず候段は、高瀬壱艘に俵高六百積み申し候へば、其内軽めに見へ申し候米五十俵も寄り出し、其俵の内より又廿俵も抜き出し、此廿俵の軽俵と見へ候を六百俵の□へかけに仕り、御蔵本手代に揚げ、升取り中間にて縄くじ廿本出し、前に弐拾俵の内にも悪俵へくじを当て、弐俵を御廻し俵と成され、其の廻し方も壱斗入りの枡にて、山のごとく米をもりかけ、大とかきを以て上より押し付けて、中切りに成され候へば、欠米大分の義に

御座候所、欠金即時に船頭に弁せ御取り成され候。右の御米直に御払いに罷り成り候へば、四斗五升ノ余大方御渡し遊ばされ候故、高瀬船頭方より申し上げ候は、「今朝私相納め申し候御米、御払い方へ御渡し遊ばされ候へば、大方の過米相見へ申し候。私義少分の御運賃申請け、大方の欠金相納め申し候ては、何共迷惑仕り候。少々の御了簡をも成し下され候はば、有り難く存じ奉り候」など御訴訟申し上げ候へば、「籠□に罷り成り候か」など御叱り成られ候へば、是非無く弁い上げ申し候事。船頭、船主至極迷惑仕り候故、右キ御城米御用に御国の舟共のがれ申し度き様に仕り候ても、お叱り預かり申し候故、又々も積み、船頭船主迷惑仕り候。是又先既の通り仰せ付けられ度く願い奉り候事。

一、去去亥ノ年（一七〇七年）御普請初まりより昨冬子ノ霜月迄、春夏秋冬の御了簡もなく、新川御普請に罷り出申し候へば、春耕作より段々不手廻り、秋中稲刈りまとい存分に罷り成らず、悪作と申し不手廻り故、内々百姓損毛かぎりも御座無く候。大分の義ひしと迷惑仕り候。御普請初まりより昨冬霜月迄、潮来領十一ケ村より罷り出候人足数、大方六万人余相勤め申す可しと存じ奉り候。右人足の義、高持ちの百姓は手人斗りにては御未進に罷り成り候故、外より雇い人足弐人三人づつ出し申し候。其雇い賃壱人一日弐百分づつにても後は参りかね申し候。たとえ勤日五日なれば、上下道中共に七日分、壱人壱貫四百宛にて雇い、高に寄り三人四人づつも指出し申し候。然る所、御普請場悪所にて、度々びやく打ち人足怪我を仕り、半死半生の体に罷り成り候へば、相勤め申す事罷り成らず、中間の内、弐三人にて在所へ送り届け申し候。其人足も未進に御立て、壱人に付き二百文、或は弐百五十文人足代として、御普請場の御奉行様へ直にお取り上げ、差上げ申し候。且又、毎々仰せ出され候は、百姓お救いの為、御日用ちん一日一人百五十文づつ、御慈悲を以て下し置かれ候と仰せ出され候。然る所、六万人余相勤め申し候日用銭、大方九千貫文程も下さる可く候処、百姓内証の償い一人一日弐百文宛雇い出し申し候積りに仕り候へば、六万人は壱万弐千貫文と相見へ申し候。然る所、亥、子両年に下され候所の日用ちん千八百貫文程下され候。残り壱万弐百貫文程は、百姓償いを以て御普請相勤め申し候間、右残り日用せん此度下し置かれ候様に願い奉り候。勿論、此上人足の義御免下され候はば、有り難く存じ候事。

右の条々少しも偽り申し上げず候。此外、御改革に付き、色々百姓共難儀迷惑仕り候事、数々申し尽くし難く存じ奉り候。兎角御慈悲の御了簡を以て、先年通り仰せ付けさせられ下され候はば、有り難き仕合せに存じ奉り候。以上

宝永六年丑ノ正月

水戸御領内　潮来村惣百姓
辻　村惣百姓

延方村惣百姓
大須村惣百姓
築地村惣百姓
矢幡村惣百姓
富田村惣百姓
牛堀村惣百姓
島崎村惣百姓
上戸村惣百姓
堀ノ内惣百姓

小石川御屋敷様の儀は此節の儀に御座候間、御連士様恐れ乍ら御慈悲を以て、惣百姓共御救い、御助け遊ばさせられ下され候はば、有り難く存じ奉り候。以上

右斯くの如く延方村庄屋勘左衛門、潮来村庄屋利左衛門方にて正月廿六日夜中下書き相認め、廿七日に十一ケ村庄屋、与頭潮来村理左衛門方へ寄り合い、吟味の上、本書をば潮来村にて仙台川岸御用手代石田清兵衛に相認めさせ、十一ケ村より百姓九十八人正月廿八日に江戸へのぼせ候事。

潮来村より登り候人数

穴倉権兵衛、岡野与七郎、滝ケ崎三右衛門、いづみ次兵衛、藤岡作右衛門、村田三十郎、大川五兵衛、内山太兵衛
時田惣太郎、かぢや半兵衛　〆十人

十一ケ村都合九拾八人也

一、潮来領は、江戸登りも□□なわり、尤も、北領御城下辺と申合せたる事もなければ、訴状の心配、文言等の相違も心元無く、殊更勘左衛門、利左衛門両人の心斗りに、急ぎに相認め候へば、いかが心元無く候処に、後々御城下辺の願い書と引き合せ見候処、箇条五六条此方は不足斗り、心配大切の処はひしと合い申し候。尤も北領より先達って出し候願い書には「松並勘十郎、清水仁右衛門両人を惣百姓へ下し置かれ度し」と申す文言之有り候由。当郡の何れも其文言は、書き申さず候由。北領よりは、一村より三四十人、五十人づつも出し候由。壱万石よりは三百四百人づつも出し候由。

一、御国中、大体壱万石より百人斗りづつ、替わりがわり追々正月十四五日頃より、小石川屋敷の前へ、段々落ちくわわり候へば、大学頭様より太田村石橋兵左衛門と申す者を御召し、委細御尋ね遊ばされ候て、百姓共願いの段御尤もに思召され候間、何分にも御了簡仰せ付けらる可く候間、訴状をば兵左衛門取り次ぎ申し可く候。「願いの百姓共をば先づ相返し候様に」と仰せ付けられ候へ共、中々罷り帰らず候に付き、兵左衛門承りにて伝馬町、馬喰町へ宿をとらせ、小石川御殿の前をば大勢の者を先づ引かせ候事。

一、大学頭様より仰せ付けられ、百姓願い書の分は兵左衛門方へ受け取り、大学頭様へ兵左衛門持参致し、御了簡の上、

兵左衛門方より百姓共に申し渡す可き由、御書き付けを以て仰せ出され候事。

覚え

一、御改革の事　百姓共願いの通り御止め成られ候事

一、先達って仰せ付けられ候砂除ケ金　百姓へ御返し下さる可く候事

一、新川日用ちん一日百五十文づつ勘定不足の処、下さる可く候事

一、種かし金　無利息に御かし下さる可く候事

一、夫食願いの通り　御かし下さる可く候事

一、新田夫金　御返し下さる可く候事

一、分付山お取り上げ分　御返し下さる可く候事

一、売薬代物　御返し下さる可く候事

一、郷代官相談相手共　伝馬駄賃せん未だ相払い申さず候分　郷代官よりうけ取り申す可く候事

右の通り御了簡相決め候て仰せ出され候間、国本へ罷り帰り、村役人を以て水戸へ願い出候様にと、一つ書きを以て仰せ付けられ候事。

二月九日迄に惣百姓残らず罷り下り候事。

一、二月四日に永山村半兵衛方より回状を以て村々へ相廻し候は、「御改革相止め、松並勘十郎事も御暇下され、百姓願いの早々相叶い候間、此上江戸罷り登り申す間敷く候」と之有り候事。

一、村々郷代官共二月九日に駒込御屋敷へ罷り出、御勘定相立て申す可く候由仰せ付けられ、石田新右衛門、井関半兵衛も二月七日に江戸発足。

一、二月八日に関口九郎次郎殿より御配符相廻し候は、「御郡奉行三人、御代官六人此度仰せ付けられ、村割りは重ねて仰せ付けられる可く候由」のふれ。

御郡奉行　原　忠右衛門殿

鶴見　儀兵衛殿

中西　東　助殿

御代官　湯浅番右衛門殿　小宅　忠次平殿

大井武兵衛殿　富永六太夫殿

斉藤平左衛門殿　小田倉六左衛門殿

右の通り御配符にて廻る。即ち十一ケ村庄屋衆申し合せて、水戸へ二月廿九日に着、南郡は、原忠右衛門様、御代官は、湯浅番右衛門様。両御役所へ罷り出候へば、御郡忠右衛門様には廿五日に水戸を御立ち、晦日方には潮来御泊りの思召にて御出成られ候と之有り候に付き、十一ケ村の庄屋衆夜返りの筈に候へ共、就中、利左衛門所お泊りの思召の由に付き、延方庄屋勘左衛門申し合せ、廿九日夜通し馬にて急ぎ候へ共、晦日の夜明け五ツ半の頃潮来へ着、郡様には、利左衛門留守の由御聞き及ばれ、宮本山三郎方へ御旅宿仰せ付けられ候由。本〆御手代高岡与兵衛殿、内本

〆後藤弥市殿両人御供。

一、三月朔日大須、徳島御見分、是より鹿島御参詣、其レより直に矢幡村お泊り、利左衛門御案内、勘左衛門徳島迄罷り出候へば、本〆与兵衛殿より仰せられ候は、「是より鹿島へ御立ち寄り成られ、直に矢幡村御泊りにて候間、利左衛門、勘左衛門御用も之有り候間、矢幡迄御案内仕る可く候」由仰せ付けられ候。

一、延方村孫右衛門事、いかが存じ寄り候や、小舟に壱人乗り、御郡様の舟、大舟津のかしへ着き候へば、六七間へだて舟ノ内にかがみ居り候。与兵衛殿見付け、勘左衛門方へ御尋ね候は、「あれに見へ候は延方の孫右衛門にては無きか」と御申し候。勘左衛門「さやうさうに御座候」と申し候へば、「なぜ、いかがおった」と斗り迄見ぬふりして皆御上り候事。

一、忠左衛門様御機嫌能く御参詣、舟中いろいろ御咄しなども之有り、矢幡村へ御着き成られ候。御跡より孫右衛門舟も矢幡の川岸へ着き候を、与兵衛殿お見付け成られ候て、矢幡のくみ頭を御呼び、仰せ付けられ候は、「あの舟に見へ候は延方の孫右衛門さうな。今大舟津に見へ候が、又是迄まいりて見へ候。何の御用も之無く候間、罷り帰り候様にと申せ」と仰せ付けられ候事。

一、扨て、勘左衛門、利左衛門は御宿迄御供仕り候へば、水戸のぼりに間違い、御郡様へ今度罷り出でず候庄屋衆、築地、堀之内、島崎、上戸、牛堀、富田、六ケ村の庄屋衆矢幡へ御待ち請けと相見へ候間、勘左衛門、利左衛門申し合せ、片原へまねき、申し候は、「夜前潮来御泊りへ辻、大須、延方罷り出候へば、御改革中、郷代官の取り斗らいの事御尋ね成られ候間、「前水戸登りの節、各々申し合せ候通り、いろいろ百姓共難儀の処数々に候へ共、とかく御改革と申し候御新法故、いろいろ難儀迷惑仕り候。其御改革さへ相止め申し候へば、何の申し上ぐる所は御座無く候。ただただ有り難く存じ奉り候」と皆々打揃い申し上げ候へば、忠左衛門様にも殊の外御満足と相見へ、仰せ付けられ候は、「先づ忠左衛門も是にて安堵申し候。我等も今度の騒動に付き、御国しづめの為と有りて、雇分にて当役仰せ付けられ候処、いかが□□□候処、存の外、南方はいづれも心揃い、人々の言、おとなしき存じ寄りにて、我等満足に候。いか様御改革さへ相止め候へば、先づ百姓の本望に候間、外の事は堪忍するがよいはづ□候事」と仰せられ候間、各々も「其通り御申し上げ候様に」と申し候事。

一、御郡様より利左衛門、勘左衛門御座敷へ召され、与兵衛殿、弥市殿より「利左衛門、勘左衛門水戸より夜通しに罷り帰り、其レよりいろいろ御用向きの内証せわ仕り候。今日是迄鹿島辺御案内、太儀仕り候間、御暇下され候て然る可し」と与兵衛殿申され候へば、忠右衛門様仰せられ候は、「我等も今度の巡見は存の外心よく、安堵に水戸へも快く

帰宿致すにて候。就中、潮来領の村々心揃いにて皆一和に相見へ満足申し候。と申され候。此上共に且は御上への御注進に候間、小百姓共迄むりむりのなき様に安堵致させ候様、取り斗らい申す可く候。」此外「いろいろ御年頃の御意共有り難く存じ奉り候」と申し、両人は御暇申し、夜中帰宿致し候事。

一、御代官湯浅番右衛門様、三月九日潮来利左衛門方に御一宿、本〆手代中村次平太殿、宮本善右衛門殿也。御改革中郷代官取り斗らいの事など御尋ね候へども、前々通り村々申し上げ候へば、是又安堵に御廻り候事。

一、番右衛門様より利左衛門に別けて御咄し成られ度き御事も候間、御酒を下さる可く候由、座敷へ召し出され候間、罷り出候へば、番右衛門様仰せられ候は、「其元へ別て役儀の外の物語り候間、近くへ寄り候様に」と仰せられ候へ共、遠慮致し候へども、ぜひぜひと之有り候間、御ひざ元迄寄り候へば、「先以て親父瑞沢（如水の養父）には去る年十月中死去致され候と聞き、我等残念至極成る事にて、子細は我等おや牢人の時分、当地の寺方に縁之有り、当地に出入り六七年居り候内、此近郷に居り候て、別けて瑞沢心入れの厄介に成り、其後江戸へ出、ふしぎのわけを以て水戸様へ召し出され候。其節は折々瑞沢へ分通など致し候へ共、段々江戸役儀御用しげく、近年久しく文通は致さず候へ共、我等若年の時分いろいろ世話に成り候故、折々は思い出し候。然る所、今度在役仰せ付けられ、下り候へ共、何れの辺り支配のわけも知らねども、瑞沢はんじょうに居り候はゞ、一度は出合いて昔を語り候はゞ、瑞沢も悦び申さる可しと心がけ、下り下り聞き候へば、去年十月死去の由、扨々残念至極、さりながら、其方今はんじょうに御用をも勤められ候と聞きて、満足悦び候事。内儀ははんじょうに居られ候と手代衆へ聞こへ候へば、老人の申され候六カ敷くとも、右のわけを咄し候はゞ、覚へて居られ候はん。間に合い申す可し」と仰せられ候間、貞林（如水の養母）へもあわせ候へば、昔を御かたり互に感涙にて、いろいろの御咄話し候事。

それより御酒など下され、其後水戸へ参り候ても、度々御座敷へ召され、御心安くいろいろ仰せられ候事。

一、御郡御代官村々御廻り、御帰宿後、「御機嫌窺いに水戸へ罷り出て然る可し」と十一ケ村申し合せ、両御役所へ罷り出候内、本〆弥市殿仰せられは、「利左衛門参り候はゞ、御会い成らる可し」と仰せられ候間、一人相控へ候様にと之有り候間、相控へ候へば、弥市殿御窺い申され、右同道にて御座敷へ罷り出候へば、御郡様御出、色々御話し之有り、「扨御改革相止め候ても北領百姓共はいろいろ六ケ敷く申しかかり、今以てしづまりかね、扱いの郡方以ての外迷惑致され候。南領は皆々おとなしく、よく了簡致し候故、我等も仕合せ、手代衆も安堵致され候。就中潮来領の村々

心揃い、神妙の取り斗らい、畢竟利左衛門、次には延方村勘左衛門、神妙の指し引き故と手代衆聞き及ばれ候。御国のしづかに成り候様に取り斗らい候事、且つは御上の御注進也。此上共に我等に成り替り、村々申合せ、しづかに成りし候様に指し引き致す。可く候由、勘左衛門方へも其方より申し通し、両人申合せ、村々役人とも相談の上、随分相働き申す候」と仰せられ候。

一、弥市殿より仰せられ候は、「利左衛門方へは、頭方より、今度の御褒美に何かゞと思召し、狩野涼眠筆の大黒を下さる可く候と仰せられ、先日御出し御覧成られ候小幅にては、思召に叶わず、迚もの事に大幅に態々書かせ候も、利左衛門方への御心入れと御意成られ、江戸へ仰せ付けられ候。押付け下り申す可く候間、役書より届け申す可し」と申され候へば、忠左衛門様仰せられ候は、「近年りょう涼眠が大黒には寄値が之有りと申すに付き、御留筆にて外より申し候てはならぬ事なれども、子細有りて我等が方より申し遣わし候へば、書き候。今手前に有り合せたるも候へ共、迚もの事に態々書かせ遣わし候も、其方への心入れと思い候故」と仰せられ候間、「有り難き仕合せ」と御礼申し、罷り帰り候事。

一、是より罷り出候へば、十ケ村庄屋衆待ち合わせ候間、是れより同道して、又御代官へ罷り出候。ここにても、御頭、利左衛門参り候はゞ御会い成られ可く候由。又御座敷へ罷り出、いろいろ御物語り之有り、又御牢人の昔御物語りなど之有り、別けて御真実の御咄し共也。

一、高岡与兵衛殿重ねて御用筋にて潮来へ御泊り候時分、前御物語の大黒出来、江戸下り候由御持参下され候。忠左衛門様より、「江戸に居り候へはゞば、表具致させ遣わす可く候へども、水戸は御内分の事、不自由に候。少しも早く遣わし度く候故」と御申し、御断り迄御念入れ候御事。殊更与兵衛殿御持参と申し候。直に殿様より御拝領も御同前（同然）と有り難く頂戴仕り候。即ち、「家の重宝と子孫へ伝え申し可しと仰せ挙げられ下さる可く候」と厚く与兵衛殿へ申し上げ候事。其後江戸へ遣わし表具致させ、長勝寺洪天長老の讃を申し請け、即ち家の重宝と是を伝へ申す可き物也。

一、丑（一七〇九年）ノ三月廿五日御郡手代片岡弥惣右衛門殿潮来へ御越し候。郷代官相談相手方へ上より吟味仰せ付けられ候は、「郷村御廻り候節、歩行夫伝馬代は時々に賃銭を以て相廻り候様にと前々仰せ付けられ候。駄賃帳へ村役人印形取り置き申す可く候間、其帳面を差出し候様に」と、組頭長左衛門を以て仰せ付けられ候。然れ共、其ちんせんの事など中々其節夢々おもい出しもせぬ事なれば、帳面あるべき様も之無く候へども、御改革初り、郷代官出来初めの頃、慥に左様に仰せ付けられ、村々へも仰せ渡らせ候事に候へば、郷代官相談相手衆も殊の外指し支へ候事也。

一、利左衛門存じ候は、定めて此義迷惑致す可しと存じ候間、十一ケ村庄屋中を寄せて相談致し、辻もの事に此儀も救ひ申す可し存じ候。然し乍ら一分の了簡斗りにてはいかゞと存じ候故、廿六日に延方庄屋勘左衛門所へ参り候て申し候は、「かくかくの次第にて、昨日弥惣右衛門我等所迄御出、組頭長左衛門を以て、『右帳面指出し候様に』と仰せ付けられ候へば、『畏まり候』とは挨拶之有り候へども、本無き物俄かに出来申し可き様も之無く候。前々是よりおもき事共を皆堪忍して、とかく御改革さへ相止み候へば、外の事は堪忍してと申し候も、畢竟郷代官相談相手至極は皆難儀に成る事共救いのためと村々申し合せ候事に候。然る上は、辻もの事に此事をも救いて何事なき様に、十一ケ村役人の存寄りにて致せば成る事なり」と申し候へば、勘左衛門申し候は、「尤もの事には候へ共、たれか頼む人も無き所に、かしこまる様はあるまじか」と之有り候間、「されば、きのふ、おととい迄権威をふるい、大きな顔をしたる人達が今日になり頼み奉るとは、いかなれば申されまじく候。それを救ふが真の救うにて候わん。勿論、わきわきの郷代官相談相手の様子を聞けば、潮来領の郷代官相談相手は、村役人へ対して随分物事を控へ候と聞き候。尤も孫右衛門は木こり馬などの通るを待って居て、たたき降ろし候。下々へ向かってはいろいろ権ンぺいがましき事もあれども、諸役人へ対してさほど格別の事も之無き事に候。他村の事を聞けば相聞こえ候。とかく、上々にも事無き事を悦び遊ばされ候と聞こへ候へば、たとへ此事拵い事の様に、後々上へ相聞こへ候とも、あやまりににも仰せ付けられ間敷く候。然れば、明日村々をよせ相談の上、いづれも得心さへ候はば、去年二三月の頃より、郷代官相談相手いろいろ御用にて村々廻り候其控帳、いづれの村にも之有る可く候。一村切り是を書き出し候へば、郷代官相談相手一日寄り合い拵イ候はば、わづか十ケ月斗りの事ゆえ、出来申す可く候。其帳へ何れも印形致し遣わし候へば、是にて相済み申す可く候」と申し候へば、勘左衛門、「成程尤もの事に候」と申し候て、即ち勘左衛門回状を相認め、「急に御相談申し度き義御座候間、明廿七日に辻村へ出会い、待ち合せ申し候。築地、矢幡、城之内村、富田、牛堀、上戸、嶋崎、大須、右御庄屋衆中、延方村勘左衛門、潮来村利左衛門」と書キ、廿六日の巳ノ上刻迄書き、矢幡村へ遣わし、利左衛門は帰り候事。

一、三月廿七日には、勘左衛門、利左衛門は辰の中刻斗り辻村へ出会い、辻の庄屋へもいろいろ申し合せ、村々役人衆相待ち候へば、午中刻頃残らず出会い、右の品々申し渡し候へば、いづれも不得心にて申し候は、「今度、上寄り仰せ付けられ候にも、『売薬の代、郷代官相談相手共、歩行夫、伝馬の駄賃是に未だ相払い申さず候はゞ、郷代官相談相手より受け取り申す可し』と仰せ付けられ候。未だ沙汰

御座無く候間、いづれも御相談申し、催促をも致し、取り申す可しと存じ候内いいろいろ御用共相互に取り組み申し候故、延引致し候」など、いろいろ立腹の筋にて中々申し取りかね候へ共、利左衛門申し候は、「いずれも尤もの御了簡には候へ共、今御改革相止テ見候時キ、郷代官相談相手衆の心入れを押し斗りて何れもごらん候へ。たとへていわば、穴を堀てもくゞり入り度き程に至極心を悩ます其底意を考え候へば、笑止千万の躰也。されば、此御改革と申す事、元郷代官相談相手衆のとがにあらず、然れ共、少し了簡のたらぬ故、百年もつゞくべき事の様に思い、ひょうしにかゝって物事を致し過ぎたるゆへ、わづか十二三ケ月の内に、此の如く大きに替りたる事に也申し候。此時今一年もつゞき申し候はば、御国中の百姓中、我から人迄、いか様にか罷り成る可く候。先づ先づ此の如く相止み候へば、相互に助かり申したるにて候。勿論又、北領御城下辺などの事を承り候へば、潮来領の郷代官の取り斗らいは少し緩き事も御座候。いろいろ急に申し出され候事、或は上納の事、或は分付山御取り上げなどの事に付いても、利左衛門などが中取りを申し立てるに付て、延々に成りたる事も品々之有り候。尤も相談相手衆も馬のりなどをたたきおろし在寺をいたさせたる事などは、甚だしく聞こえ候へ共、村々の諸役人衆などへ対しては、さやうに甚だしき権威ケ間敷きも之無く候。然れば、御城下辺の沙汰を聞けば、此方は物事相談づくに成したる心也。扨又、前々御郡御代官御手代衆御廻りの時分も、御扶持米は下され候へ共、歩行夫、伝馬の賃銭は下されず候。御改革相止みて、此上共に昔の通り有る可く御座候。然れば初めより利左衛門などは、此伝馬、歩行夫の賃せんなどは、取られまじき物と存じ候故、先達って江戸へ指し上げ候願い書、急成る事故、勘左衛門殿、利左衛門にて下書相認候へ共、此歩行夫、伝馬駄賃せんの事はのせ申さず候へ共、北領の願い書に出て申し候ゆへ、御免状へはのり申し候。さて又、『砂除ケ金ン新田夫金、新川御日用ちんの残り分、一日一五〇文の勘定を以て此上下しおかるべし』と仰せ出され候へ共、此ノ御改革に付き、増々上々御勝手も、御上分には御座有るまじき御事に候へば、是又此上下されず候とも、願い上げ候事も罷り成るまじく候。然れば、各々よく御了簡成られて候て、とかく御改革のはやく相止み候事を、いづれも本望に思召し、迚もの事に、此儀も利左衛門、勘左衛門に無理むりの所望、是非無き事と了簡し候へ」と申し候へば、築地、大須の庄屋衆はやく聞きとどけ、「成程々々尤もの事に候。然れば村々の控帳を書き出し、郷代官相談相手へ遣わし、新規に帳面を拵いさせ、其帳へ村々印形を致し候も、何とやら致しにくき事御座候間、弥惣右衛門殿御合点成らる可き候物に候はゞ、十一ケ村役人の連判印形致し、『先達って郷代官相談相手郷村廻りの時分、歩行夫、伝馬の駄ちん銭とも

勘定受け取り、相済ませ申し候』と申す書付を、弥惣右衛門殿へ指出す様に致し度く候」と申され候間、利左衛門申し候は、「成程、そのあぢわいも有る事に候間、さやうに成す共」と申し候。漸く村々得心、其事に相究め候事。「然れば、弥惣右衛門殿、今晩上戸村に成られ御座候間、利左衛門、勘左衛門両人参り候はゞ然る可し」と皆々申され候間、是より直ぐに上戸の庄屋衆同道にて両人も参り候事。

一、勘左衛門、利左衛門上戸へ参り候て片岡弥惣右衛門殿へお目にかゝり、右のおもわく御内意承り合い候へば、弥惣右衛門殿仰せられ候は、「今度上よりノ御吟味も北領などには百姓より右の儀願い出事六ケ敷く候故、其なき前にと思召しの御了簡と相見え候。百姓中より『受け取り相済ませ申し候』と云ふ連判の方慥かにてよく候。勿論、各々村役人中おとなしく聞きてよく候。今度、郷代官相談方へ御吟味の節ヲ各々救イ候心に相聞こえ候間、成程其趣キ然る可く候」と之有り候間、即ち書付の文言共弥惣右衛門殿へ承り合い、上戸村にて相認め、上戸より十一ケ村を相廻し、庄屋中の印形を取り、弥惣右衛門殿へ指上げ候事。

其文言に云ク

指上申す一札の事

一、御改革中、郷代官相談相手衆、村々廻り申され候時分、歩行夫、伝馬賃銭残らず受け取り候や、と御尋ねに御座候前々残る分、請け取り相済ませ申し候所、相違御座無く候。

以上

潮来領

宝永六年（一七〇九年）丑ノ三月　十一ケ村

庄屋中

印形

御郡御役所

一、右の通り相済ませ候事、利左衛門方より郷代官衆へ物語り致し候へば、安堵致され候事。

一、片岡弥惣右衛門殿、其節御咄し成られ候は、「潮来領の山は、御改革前に数年、我等支配して植立て、大分よく立ち候故、別して我等はおしき事に思い候。既に御勝手御不手廻りに付きて、品より南領の御山共払いにも御出し成らる可く候が、『金高積もり候様に』と御奉行方より仰せ付けられ、玉造領、柏崎領、潮来領の御山共、一ケ所一ケ所宛金高積もり候処、宝永三年（一七〇六年）戊ノ春中、大山守茂木ノ惣兵衛と我等にて内葉（輪）に先づつもり書き出し、茂内、赤須、富田原山、今林山、築地山、此度は五ケ所は、何れも大山と申し、皆大木共にて、十四五本、真木に候はば、高瀬壱艘□にも成る可き程、百年以来立ち来り、皆大木故、右五ケ所にて八千九百四拾何両と内葉を書き上げ候処、此度は山其外の小山共に押しまといて二千両にもならぬ事と聞こへ候。其外玉造領、柏崎領大分の御損

と相聞こえ候。然れども、玉造領の山は大山共余程うり残り候。潮来領の山共、皆小山共迄よくうりこかし候。扨々おしき事」と御申し候事。さればこそ此山かい申し候者共皆俄か分限と成り申すなど、いろいろの取り沙汰書き記し置くもいかがと指し控え候事。

《頭註》松並勘十郎は、御追放心にて御暇にて京都へ上り候て、又後江戸へ下り浅草に逗留致し候故、立帰り者の御とがに成り、水戸より召し捕られ、獄に入り、入篭死いたす由。

悴千右衛門御暇下され、京都へのぼり候が、是も後京都より召し捕られ、小石川の篭へ入り、是も篭死致し候由。

清水仁右衛門、是も御暇にて出候が、其行く末知らず。

一、彼是取り沙汰に付きても、郷代官相談相手衆はいかなる事が有り来るかと魂をとばす斗り。或は欠所追放にも仰せ付けられ候事かと、家財諸道具を夜な夜な本領へ送り、胸を冷やし候。扨々、公儀と云ふ者は恐ろしき。郷代官殿も俄かに剃髪して名を丹下と改め、名跡は、先達って水戸御家中塙市右衛門と云ふ人の弟を婿養子としたる此人を、新右衛門と成して家をゆずり、我が身は江戸石原辺りに縁の人有るを頼み登りて、しばらく茲に逗留して、御改革の疲れを休足（息）致され候と聞えへ候事。此家も御改革前より、造り酒を商売として、御改革中は、めっきと大身躰と見へて大分賑々しくはんじやうに候へしが、御改革止み候間もなく、不手廻りに見へ、酒なども不出来などしたり、いかが致し候や、酒屋も仕舞い、右家督の若き人も労性などの様に久しく煩い、おわりは若死致され候事。然れども、其節は郷士も召し上げれ候など、沙汰いろいろなれども、水戸に能キつり合いも之有る故か、其事は沙汰なく相済ませ候事。

一、相談相手延方村孫右衛門と云うは、久しく延方村の庄屋をして、家も大きく、男女も四五人遣い、身上もことかく事無く、相応に暮らしたる者なれども、相談相手に見立てられ、俄かに威をふるい、身上も大きく成り、銭金も自由に、子（一七〇八年）ノ二三月の頃より丑（一七〇九年）ノ正月の年を、はばひろく、心よくとりたる迄にて、正月の末には御改革相止み候へば、世間へ顔出しもならぬ様になれば、俄かに身上もうすく成り、目もつぶれ、弐つ三つの家でももうり、或は田畑屋敷もうり仕舞い、孫右衛門死して後は、其家は人の屋敷をかりて、漸く一両人にて居り候様に成り候事。

一、永山の半兵衛と云うは、永山にての年寄百姓にて、是も相当に暮らしたる人也。若き時分小検見に弐三年出て、稲の見様なども大方知り候はんと、郷代官より見立てに預かり、是も孫右衛門同様に相勤め候へども、孫右衛門程には、

かさとり申さず候故、さのみ人も申さず候へども、おのずから威勢強く、日を追って身上も大ていに成り、めつきと賑々しく見え候へし沙汰候へしが、間もなく御改革止み候へば、身上も薄く成りたると申し候沙汰。然れども此人は、孫右衛門程あしくならぬ様に人々申し候事。

一、折から、利左衛門、潮来村々役儀相勤め候故、十一ケ村のためにも成り、御改革相止みて見れば、郷代官相談相手のためにも成り、破れもなく収まり候。其事いかんとなれば、郷代官殿若年の時分より、利左衛門は別して熟切にて朝夕出会い、相互に底意無く語り、其上去る宝永弐年酉（一八〇五年）ノ春中より夏中迄、上方一見の同行五人の中間にて、其内の利左衛門年かさと云い、五人皆利左衛門指し引きにて、百日余りの旅、上下道中何事無く下向する。就中、彼の人は日ごろの中と云い、利左衛門よりは十五年の弟にて、余り世間をも経ぬ人なれば、道中すがらは、利左衛門にまかせ、互いに厚き間也。然るに酉の年江戸一見して下り、翌戌ノ年冬中、家督を受けて郷士と成る。其翌年亥ノ秋中より松並と云う人来りて、此の如くの事出来して、郷代官となる。子の春中より松並の指し引きにて、「御国中の郷代官、ただ何事も上の物と思わず、我が物と心得、御検見事、御払い山、御収納事、何事によらず遠慮無く心一杯に取り斗らい候様に」と仰せ付けられ候由、水戸登りの度々、其首尾、以ての外の物語り之有る時、もよりもより詰めからなる御首尾済み、左様に之有りて後、いか様に取りしめ成られ候松並殿の御思慮斗り難く候。是又御大切なる御事、然る時は、慮外乍ら、遠くおもんばかり、其間の御勤め方程よく成られ方之有る可き者などと、二三度は誠の意見と存じ候て申したる事、其時の心には合わぬ様には候へ共、俄かに利左衛門を押し付くる様にもならず、少しづつは遠慮の心も有る故、相談相手衆も随ってさやうに相見へ候故、十一ケ村の役人中へ対しても、さのみ緩急成る挨拶もなく、或は急なる上納事など申し出され候ても、利左衛門中々意申し取りに依っては相延ばし候事。或は十一ケ村の分付山などは、急に取り上げ候様に、申し渡され候へ共、いろいろ御用も重なり申し候間、先づ当年は御用捨、来年の春中などにも御払い、其内山持ち共にも、薪木にても御とらせ成られ可く候など、色々訴訟口に申したる故、子の冬中をのばして見れば、其山共、丑の正月中は、皆元の山主共へ下され候。然れば其山共むりむりうらぬ郷代官相談相手の聞こへもよく、山主のためは、子ノ冬うられ候はば、出はかり御返し下され候はば、残念口惜しかるべき事。尤もさやうの山を御取り上げ、少々御金には成るべく候へ共、其金御上の御用に立つべき物になければ、さてさてあやうき事共也。

一、茲に一つの物語り、筆決めてに無益の事ながら。されば今年四月の中頃、利左衛門は何やらん用の事有りて、郷代

官殿へ参り候へば、茶の間に何やら取りちらし、相談相手衆は帳面など、大分の小判、小粒などを取りちらし、郷代官殿は横になり盃を控えて居られ候へしが、利左衛門参り候へば、起き上がり、「扨々能キ処へ御出候物かな。只今其元へ人を遣わし候はんと思い候。先づ、此盃を持ち合いし、進上申し候。一つ一つ」と申され候間、相談相手衆へ辞儀を申し、一つうけ候へば、郷代官殿かしこき人にて、「扨、れきれき、めんぼく次第もなき話なれども、金を持ちつけぬ証拠は、此金先刻より三人にて包み候へ共、ぞくぞくして堅く包み得ず候。さすが水戸迄粒金にてもやられず候。五拾両包みに致し度く候。つつみて給わり候へ」と之有り候間、利左衛門も「ケ様の大分の御金、目に見申す事は御座候へ共、取り扱い申す事はなく候へば、包み得申す間敷く候」と申し候へば、「其元には見たばかりにても、老巧にて成る可き物」と申され候へば、相談相手衆も「先刻よりいろいろ包みて見申し候へ共、しっかりと成り申さず候。是にも、法ノ有る可く御座候物、其しかたを違いては水戸迄遣ス事気の毒と申す事に候」と申され候間、利左衛門申し候は、「其本法は私も存ぜず候へども、前度江戸などにて見申し候様に包テ見申す可く候」と申し候て、小判五十七包み、小粒拾両づつ廿一包みに出来候へば、郷代官殿封印致され、「是々、重ねてはのがしはやらぬ」など、おどけ、酒などたべ、帰り候事。

《頭註》此金は御立山をうり候金と相見へ候事。

正徳三年巳（一七一三年）ノ三月　退圃軒

此書は返すがえす他見致すへからず

（終）

あとがき

1　「水戸御改革」の発端は、当時の水戸藩財政基盤の確立を図ったものであろうが、この巨大にして放漫な水路開発事業の敢行は、領民一同に計り知れない犠牲を強いる結果となった。

それのみでなく、事業遂行のためには全く関係の無い筈の、担当役人共の著しい越権行為、不当利得、金権支配の下での猟官運動等が始まり、資材確保に名を借りた以ての外の環境破壊、流通機構の激変、富の偏在に伴う道義の退廃等の、不正・矛盾は数々の大変化を、領民末端にまで齎らした。

此物語りは、この余りにも激しい大変革に、これを野に在って座視するに忍びず、当時潮来村の重鎮の一人であった関戸如水（通称利左衛門綱正、麻生藩士岡山半右衛門重綱の三男）が、子孫の為に書き遺したものである。従ってこの書は公的な記録ではない。が併し、その内容には当時の鹿行地区の隅々にまで及んだ「水戸御改革」の影響が有りのまま記されており、打ち続く元禄の太平に慣れた領民が、一転してインフレを伴う冗漫政策の歪みに踊らされ、戸惑う模様が克明に描か

れている。

2　「此書はいろいろ障る事も有るので、何年過ぎようとも決して他見はならぬ」と著者自身が述べているように、此書には痛烈な風刺をこめて、厳しいお上批判が裏に秘められている。

当時の封建制度の下では、「他見禁止」は無理からぬ著者の対応であったろうし、又、現今のような極めて自由な時代の到来は、著者自身にしても「夢のまた夢」であったろうと愚考するが故に、将又、「今このような時代となり、このような貴重な書を、広く世間に紹介させて頂いて、より多くの識者に知って頂く事は、必ずしも著者の御意思に著しく反くものではあるまい」と、僭越にも思い巡らし、著者如水翁の第十三代の後裔に当たる潮来町関戸家の御当主、関戸正敏氏の特別の御好意を得て、敢えて本誌に掲載させて頂くものである。

3　尚、此書の著者の関戸如水翁は、寛文元年（一六六一年）、麻生藩士岡山半右衛門重綱の三男として、現在の麻生町宿の地に生まれ、幼名を六内と言い、長じて綱正と名乗った。

麻生藩江戸詰として勤めたが、貞享元年（一六八四年）叔父に当たる潮来村の関戸瑞澤（利左衛重友、麻生藩作事奉行岡山孫左衛門安綱の三男）に請われて、藩籍を離れ関戸家の養子となる。

初め利兵衛、後に利左衛門を名乗り、如水と号す。若くして苦労を重ねるが、後、多くの事業を成功させ、関戸家中興の祖とされる。一方、潮来村の庄屋、年寄等を勤め、地域社会の行政面にも多大な貢献をする。又、信仰心篤く、当時既に古刹であった潮来村長勝寺の復興に力を尽くす。

更に又、如水翁は優れた文筆家でもあり、その独特な筆致を以て、『長勝寺物語』『退圃随筆』『退圃ぎ言』『関戸本源記』『家名相続物語』等々、歴史上、特に民俗史上貴重な著書を多数遺している。

寛保三年（一七四三年）八十二歳にて没す。

墓は潮来町長勝寺にある。

《参考》松波勘十郎の人物像

本編に於いて希代の悪役のように描かれている松波勘十郎とはどんな人物であったのであろうか？

朝日新聞社編『日本の歴史』よると、松波勘十郎は寛永十五年（一六三八年）に美濃国加納藩鶉村（現在岐阜市）の奥田家に生まれている。

万治元年（一六五八年）加納宿の庄屋松波家の養子となり、その後、その理由は定かではないが、同家を出ている。

延宝年間（一六八〇年）頃、微妙な時代背景に乗じて、財政立て直しの専門家として自分を売り込み、江戸期の再建屋としてデビューして行った。（林　基氏）。

彼の足跡は、中国、近畿、関東、東北と広範囲に及んでいる。　水戸藩の近くへは棚倉藩へまで進出して、久慈川、那珂川の間（額田川）を掘削連結し、奥州―江戸間の内陸水運の水路化を図った。

この一環として、那珂湊―涸沼―串引川の水路開発を中核とした水戸御改革を押し進めたものであろう。

彼には、公共の為と言うよりは寧ろ自分自身のために、極めて短期間の内に成果を挙げようとして東奔西奔した気配が伺われる。

彼の謂う藩政改革のノウハウは、公権を嵩に、検地のやり直しをして、年貢の石高を上げ、且又、地域住民の労力を無償に近く使う事により、合理化を強引に推し進めようとする事であり、何時の場合に於いても、改革の最大の犠牲者は一般農民の層であった。

彼は最終的には、江戸に於いて捕えられ、裁判もなく獄死するのであるが、その時代背景と過去の業績を見て、同情的に評価する向きもあるが、当時の人心の最大公約数から見て、良心的な企業家乃経営者には程遠い存在であったようである。

（以上）

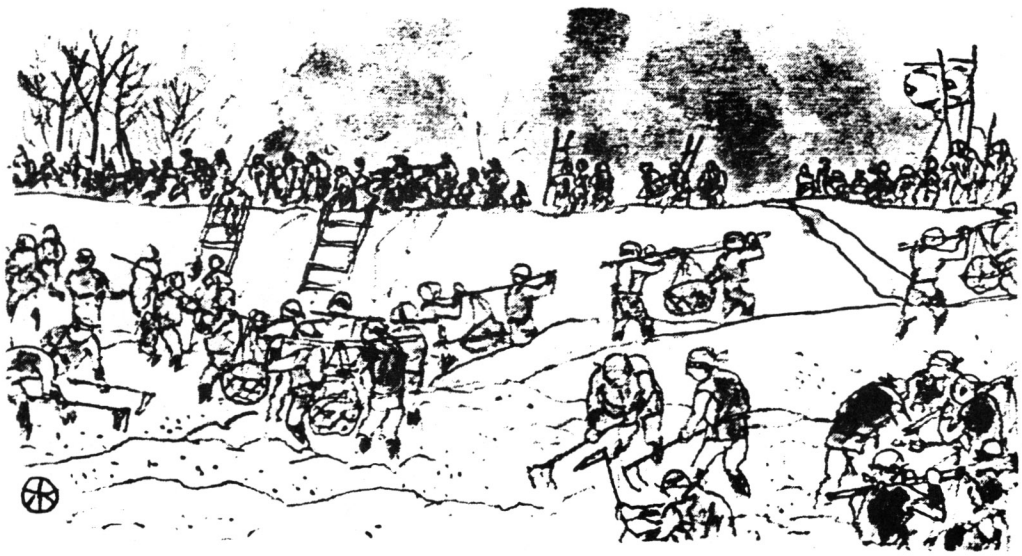

紅葉運河の工事想像絵（『人づくり風土記』）より

潮来町郷土史研究会会員名簿

地区委員は備考欄に○　5月16日現在

No.	氏　　名	住　　所	電　　話	備　　考
1	塚本新一郎	潮来1	0299(63)1212	
2	谷　　玄明	潮来428	(62)3808	
3	大久保錦一	潮来915－1	(62)3021	
4	宍倉　　正義	潮来660	(62)3335	
5	関戸　　忠男	潮来391－1	(62)3119	副会長，○
6	須田益太郎	潮来274	(62)2348	
7	内堀　　正恵	潮来603	(62)3165	
8	大塚　　信也	潮来147	(62)3827	
9	菅谷　　尚保	潮来192	(62)2537	
10	長谷川勝利	潮来720	(62)3547	
11	高塚　　雄三	潮来3248	(62)2015	
12	石田　　宏	潮来647	(62)3739	
13	関戸　　斐子	潮来379	(62)2263	
14	磯山　　正男	潮来580	(62)2157	
15	植田　　光雄	潮来776	(63)1337	
16	本戸　　健	潮来1256－10	(63)0027	○
17	山久保輝信	潮来91－9	(62)3810	
18	成井　　弘志	潮来1034	(62)3071	
19	篠塚　　藤吉	潮来108－1	(62)2266	
20	小池　　きよ	潮来501	(63)1745	
21	井出せつ子	潮来3770	(66)2434	
22	松崎　　松	潮来7201－2	(63)1460	
23	酒井喜登世	潮来756	(62)2105	
24	磯山　　きよ	潮来580	(62)2157	
25	萩　　久雄	潮来699	(62)2381	
26	高品好司男	潮来545	(63)0720	監　事　○

No.	氏　　名	住　　所	電　　話	備　　考
27	若槇　のぶ	潮来313－1	(62)2103	
28	伊藤　大介	潮来96	(63)2106	○
29	窪谷　ふみ	潮来1267	(63)0509	
30	磯山　あや	潮来647	(62)3167	
31	塚本　誠一	潮来1086－33	(62)2286	
32	高品子之吉	潮来3777－8	(66)2488	
33	蜷川　常次	あやめ1－13	(63)0201	
34	打越　栄子	大塚野1－7－6	(63)2008	
35	永野　　忠	大塚野1－9－8	(63)1366	
36	草野　郁洋	大塚野1－8－7	(62)3081	
37	村田　　和	大洲375	(66)1284	
38	村田　政男	大洲12	(66)2172	
39	荒原　正義	大洲509	(66)2241	
40	石津　達男	大洲308	(66)2298	
41	紫村　政雄	大洲580	(66)4401	○
42	窪谷　　勇	日の出7－7－1	(66)3663	
43	永作　ちか	日の出3－5－1	(66)0125	○
44	前山　盛寿	日の出6－10－11	(66)0154	
45	小沼　一彦	日の出2－22－9	(66)1106	
46	小貫　源一	日の出2－1－2	(66)2415	
47	筒井　常治	日の出3－13－3	(66)2869	
48	水谷　さだ	日の出6－9－12	(66)2658	
49	山野　信雄	日の出3－3－8	(66)0526	
50	村木　三雄	日の出8－7－6	(66)2675	
51	窪谷　　章	辻46	(63)0395	顧　　問
52	土子　正衛	辻266	(63)0220	
53	額賀　左京	辻188－1	(62)3670	
54	瀬谷　　淳	辻699	(63)0670	

No.	氏　　名	住　　所	電　　話	備　　考
55	成井　一夫	辻232	(62)3236	
56	堀越　甲一	辻624	(62)4528	副会長，○
57	山本　愛子	辻232－2	(62)2104	
58	加藤　安雄	辻631	(63)1405	
59	堀越　とよ	辻624	(62)4528	
60	石井　芳子	辻334	(62)3597	
61	仲沢　章寿	辻12	(63)0275	
62	大川　清一	辻96	(63)0567	
63	仲沢　　登	辻127－1	(63)0267	
64	兼平　和郎	辻601	(62)3866	幹　　事
65	前田　当子	辻796－1	(62)4063	
66	木内　満男	辻238	(62)2264	
67	土子　　昭	辻246	(62)3294	
68	岩本　吉衛	貝塚88	(63)0276	
69	新橋忠之函	貝塚214	(63)0239	
70	遠山　智隆	築地601	(62)2852	○
71	江口磨瑳志	築地648	(63)0341	
72	前野　寅雄	江寺1586	(63)0288	
73	桑山金治郎	延方乙3866	(66)3658	
74	草野　　豊	延方乙1952	(66)6140	
75	丹羽　克夫	延方乙1885	(66)6057	会　　長
76	秋永　誠七	延方乙2406	(66)6488	
77	高野内秀雄	延方乙2917	(66)2528	○
78	香取　好郎	延方乙85	(66)1059	
79	小松崎武雄	延方乙1371	(66)6771	
80	高田　　清	延方乙1655－1	(66)3228	
81	浅野　新次	延方乙2600	(66)2179	
82	松田　康子	延方乙2599－15	(66)6916	

No.	氏　　名	住　　所	電　　話	備　　考
83	香取　　勝	延方乙1335	(66)3868	
84	柏崎　一夫	延方乙645	(66)3216	○
85	松信　コウ	延方乙1941－1	(66)2345	
86	茂木　宗一	延方乙184	(66)2637	
87	篠塚　依子	延方乙1572	(66)2586	
88	渡辺　英雅	延方乙603	(66)1563	
89	黒須渡世栄	延方乙508－7	(66)3081	
90	仲沢　絹枝	延方乙1972－3	(66)6993	
91	高須　義雄	延方乙505－1	(66)3329	
92	尾崎　　広	延方乙292	(66)6507	
93	今泉　英一	延方乙1946	(66)6775	
94	草野　一男	延方甲806	(66)6258	
95	窪谷　　浩	延方甲513	(66)2505	
96	栗原　彦一	延方甲366	(66)4375	
97	窪谷　益雄	延方甲562	(66)3867	
98	池田　貞敏	延方甲2562	(66)0709	
99	西山たか子	延方甲2575	(66)6054	
100	高田　泰司	延方甲471	(66)0721	
101	土子　幸三	延方甲1444	(66)2370	
102	今泉　　敬	延方甲1874	(66)3447	
103	中山　康雄	延方丙1486	(66)1331	
104	額賀　熊雄	延方丙1739	(66)1381	○
105	額賀藤重郎	延方丙1688	(66)3838	
106	折笠平右衛門	延方丙1830	(66)2719	
107	茂木　茂穂	延方丙804	(66)1741	
108	宮本　利世	延方324	(66)2012	○
109	松崎喜代志	延方304	(66)3390	
110	立野　三司	延方726	(66)2133	顧　　問

No.	氏　　名	住　　所	電　　話	備　　考
111	草野　吉衛	延方3438	(66)6557	顧　問
112	塙　幹雄	宮前1－1－7	(66)1368	
113	篠塚平一郎	宮前1－10－8	(66)6409	副会長，○
114	黒須　勘二	宮前1－1－6	(66)2183	
115	志村　俊男	宮前1－21－6	(66)2109	
116	宮本とよ子	宮前2－30－2	(66)1452	
117	小沼　昭郎	水原410	(67)5371	○
118	小沢　正毅	水原493	(67)5138	
119	高須三千雄	水原344	(67)5226	
120	平林　智善	水原1121	(67)5302	
121	新橋　稔	水原1380	(67)5282	監　事，○
122	浜野　元市	水原407	(67)5899	
123	浜野重右衛門	水原40	(67)5879	
124	森佐左衛門	水原1301	(67)5474	
125	根本　通	水原1124－3	(67)5247	
126	浦橋　一雄	水原442	(67)5669	
127	小沼　善治	水原1110	(67)5111	
128	浜野　一郎	水原280	(67)5977	
129	小沼　勇	水原1149	(67)5721	
130	根本　和鑑	水原1473	(67)5436	
131	小沼　とき	水原470	(67)5970	
132	荒原　権	水原1272	(67)5347	
133	小沼　由男	水原456	(67)5023	
134	新橋　眞澄	水原1419－3	(67)5682	
135	菱木　正治	釜谷464－1	(67)5441	
136	関川　家光	釜谷550	(67)5037	○
137	宮内　正紀	釜谷55	(67)5746	
138	飯島　融	釜谷408	(67)5202	

No.	氏　　名	住　　所	電　　話	備　　考
139	岸根　秋夫	釜谷63	(67)5842	
140	岸根　敏夫	釜谷64	(67)5555	
141	大川　　敞	大生657	(67)5581	
142	大川　　文	大生59	(67)5495	
143	飯田　正詞	大生978	(67)5859	○
144	石津　　貢	大生576	(67)5497	
145	津賀　　信	大生572	(67)5324	
146	原　　美保	大生53	(67)5322	
147	小川　まつ	大生579	(67)5159	
148	風間　元市	大生35	(67)5184	
149	箕輪　治雄	大賀84	(67)5866	
150	小堤　宗雄	大賀713	(67)5800	
151	藤島　正生	大賀657	(67)5829	
152	松兼　　昭	大賀561	(67)5841	
153	箕輪　　敏	大賀493	(67)5477	
154	小沼　五郎	大賀14	(67)5959	
155	原　喜代子	大賀363	(67)5734	
156	藤島　一郎	大賀654－3	(67)5803	副会長，幹事，○
157	植田敏雄	〒311－38 麻生町大字島並435－3	0299－72－0659	客　員
158	石井保満	〒287 佐原市佐原イ2797	0478(52)3735	
159	石橋　　直	〒287 佐原市佐原イ3307	0478(54)4376	
160	吉川　　俊	〒310 水戸市見和2－218－2	0292(53)4488	
161	藤岡健夫	〒244 横浜市戸塚区小雀町1868－50	045(851)6307	

編集後記

ふるさと潮来第八輯は、予定通り発行することが出来ました。これ一重に、会員の皆さんの御支援、御協力によるものと、心から感謝申し上げます。郷土史研究会も昨年は石造物調査、本年は神社調査と出来る限りの調査を進めて、資料保存に努めています。

おかげ様にて、「ふるさと潮来」も、各方面からお読み頂き大変好評を得て、販売も順調に進んでいます。

今回史料紹介については、関戸家文書より二編が紹介されましたが、各々潮来町にとっては貴重な史料であるため、掲載させて頂きました。

また町史編さんだよりで紹介された中世編の「大賀と鹿島神宮」については、畑田幹衛先生の御了解を得て転載させて頂きました。

今後は更に、「ふるさと潮来」を会員の研究発表、史料紹介の場として充実して行くために、会員皆様の御投稿をお待ちしております。

編集委員　委員長　窪谷　章
篠塚平一郎
丹羽　克夫
新橋　稔
堀越　甲一
関戸　忠男
植田　敏雄
（事務局）藤島　一郎

「ふるさと潮来」第八輯
平成四年三月三十一日　印刷
平成四年三月三十一日　発行
発行者　潮来町郷土文化研究会
印刷所　潮来町敬文館

潮来市立図書館
22311555993
3. 14